

第九十八回 参議院建設委員会會議錄第二号

昭和五十八年三月二十三日(水曜日)

午前十時三十二分開会

委員の異動

二月二十三日

辞任

園田 清光君

中村 啓一君

栗林 卓司君

二月二十四日

辞任

梶原 清君

杉山 令肇君

三治 重信君

三月二十二日

辞任

谷川 寛三君

三木 忠雄君

三月二十三日

辞任

藤田 正明君

多田 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

補欠選任

梶原 清君

杉山 令肇君

三治 重信君

補欠選任

園田 清光君

中村 啓一君

栗林 卓司君

補欠選任

藤田 正明君

多田 省吾君

補欠選任

谷川 寛三君

三木 忠雄君

片岡 勝治君

井上 吉夫君

井上 孝君

谷川 寛三君

西ヶ久保重光君

岩崎 純三君

植木 光教君

遠藤 要君

斎藤栄三郎君

国務大臣

建設大臣

国務大臣

北海道開発庁長官

北海道開発庁総務監理官

北海道開発庁計画課長

北海道開発庁予算課長

経済企画庁総合計画局審議官

国土庁長官官房長

国土庁長官官房審議官

国土庁長官官房會計課長

国土庁計画・調整局長

国土庁土地局長

国土庁水資源局長

国土庁大都市圏整備局長

国土庁地方振興局長

建設大臣官房長

建設大臣官房総務審議官

建設省計画局長

大木 正吾君

松本 英一君

原田 立君

三木 忠雄君

上田耕一郎君

江田 五月君

内海 英男君

加藤 六月君

事務局側

常任委員会専門員

田熊初太郎君

腰原 良吉君

森廣 英一君

大津留 温君

新保 實生君

志村 清一君

有賀虎之進君

救仁郷 齊君

武田 晋治君

久保田誠三君

荒井 紀雄君

金湖 恒隆君

白井 和徳君

小笠原正男君

高秀 秀信君

京須 実君

川俣 芳郎君

豊蔵 一君

吉田 公二君

永田 良雄君

説明員

公正取引委員会事務局経済部長

司法令調査官

警察庁刑事局捜査第二課長

住宅金融公庫総裁

北海道東北開発公庫総裁

住宅・都市整備公団総裁

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

参考人

住宅金融公庫総裁

北海道東北開発公庫総裁

住宅・都市整備公団総裁

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

住宅・都市整備公団理事

○委員長(片岡勝治君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(片岡勝治君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に谷川寛三君を指名いたします。

○委員長(片岡勝治君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

まず、建設大臣から建設行政の基本施策につきまして所信を陳述いたします。内海建設大臣。

○国務大臣(内海英男君) 建設行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し述べたいと存じます。

御承知のとおり、最近のわが国経済の課題は、物価の安定を基礎としつつ、国内需要を中心とした景気の着実な回復を図り、持続的な安定成長を達成し、雇用の安定を確保する一方、行財政改革を着実に推進していくことにあります。

このような情勢のもとに、政府としては、昭和五十八年度予算の編成に当たって、歳出規模を厳しく抑制するとともに、公債発行額を可能な限り抑制することとしたところであります。

昭和五十八年度における建設省関係の公共事業については、こうした政府の方針に沿って、予算総額は前年度とほぼ同額ではありますが、財政投融资の活用等により所要の事業費の確保に努めたところであります。

改めて申すまでもなく、建設行政の基本的課題は、社会資本の整備を通じて活力ある経済社会と充実した国民生活を実現することにあります。このため、現行の住宅建設、治水、都市公園、下水道、海岸、交通安全施設の各五カ年計画とあわせて、第九次道路整備五カ年計画、急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を新たに策定し、国民生活の維持向上、国土の安全性の確保及び国土の発展に資する諸施設の整備を長期的視点に立って計画的に推進することとしております。社会資本の整備に当たっては、事業の重点的、効率的な執行等所管行政の合理化・効率化を図りつつ、地域特性に応じ地域住民の要請に的確にこたえらるることに、環境にも十分配慮してまいりる所存であります。特に災害から国民の生命、財産を守ることが政府の大きな使命の一つであり、従来にも増して災害の防止に努めてまいることとしております。

私は、昨年十一月建設大臣に就任以来、このような観点に立って建設行政の推進に努めてまいりましたが、昭和五十八年度予算の的確な執行等を通じて、今後ともこの責務を果たすことに全精力を傾注する所存であります。

以下、当面の諸施策について申し述べます。

第一に、住宅・宅地対策であります。

住宅は、潤いのある家庭生活の基盤をなすものであります。すべての国民が、その家族構成、世帯成長の各段階、地域の特性等に応じ、良好な住環境のもとに安定した生活を営むに足る住宅を確保することができるようになることを基本目標として、総合的な施策を展開してまいりる所存であります。

このため、住宅金融公庫の無抽選体制の維持及び貸付条件の改善、住宅取得控除制度の大幅な改善等金融・税制上の措置による良質な持ち家取得

の促進に努めるとともに、公共賃貸住宅の建設戸数の確保、既成市街地における住環境整備とあわせて市街地住宅の供給の促進、既存住宅の増改築及び流通の促進、地域住宅計画の策定等の施策を推進してまいりたいと存じます。

また、宅地対策については、地価の安定に留意しつつ、良好な宅地の計画的な供給を促進するため、宅地需給の逼迫している大都市地域を中心として、公的宅地開発の計画的な推進、政策金融等による優良な民間宅地開発の推進、関連公共公益施設の整備の推進等を図るほか、いわゆる線引きの見直しの促進と開発許可制度の適切な運用を図る等各般の施策を総合的に推進してまいりたいと存じます。

第二に、都市対策についてであります。

わが国においては、二十一世紀初頭には国民の約七割が都市に居住するものと見込まれており、こうした本格的な都市化社会の到来に適切に対応していく必要があります。このため、大都市についてはその高度の都市機能を維持しつつ、安全で潤いのある居住環境を確保するとともに、地方都市については周辺農山村を含めそれぞれの地域の特性を生かしながら定住するにふさわしい個性と魅力ある都市を形成することを目標として、長期的展望のもとに総合的、計画的に都市政策を推進してまいりる所存であります。

このような観点に立って、都市計画の総合的運用により、欧米先進諸国に比して立ちおくれている街路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を推進することにより、後世に残る良好な都市資産としての市街地の整備を積極的に図ってまいりる所存であります。

さらに、この場合においては、避難地、避難路等の整備の推進、建築物の不燃化の促進等により、都市の防災構造化を積極的に推進してまいりる所存であります。

第三に、道路の整備についてであります。

道路は、国土の均衡ある発展及び活力とゆとりのある地域社会の形成の基礎となる社会資本であります。これまで八次にわたり五カ年計画を策定し、その整備を着実に進めてまいりましたが、その整備水準はまだまだ低い状況にあります。

このため、道路交通の安全の確保、生活基盤の整備、生活環境の改善、国土の発展基盤の整備、維持管理の充実等についての国民の要請にこたえるため、新たに昭和五十八年度を初年度とする第九次道路整備五カ年計画を策定し、高速自動車国道から市町村道に至る道路網を体系的に整備する所存であります。

なお、昭和五十八年度を初年度とする第八次積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画及び第六次奥地等産業開発道路整備五カ年計画を新たに策定し、事業の推進を図ってまいりる所存であります。

第四に、国土の保全と水資源の開発についてであります。

わが国の国土は、洪水等の自然の脅威に対してきわめて弱い体質を持っており、その保全施設の整備状況はまだまだ低い水準にあります。御更知のように、昨年も長崎県を初めとして全国各地にわたり激甚な災害が発生いたしました。これらの災害に対しては、補正予算等の措置により従来より大幅に復旧の促進を図り、現在鋭意その事業の推進に努めているところであります。

このような災害の発生を未然に防ぎ、国土の保全と国民生活の安定を図るため、第六次治水事業五カ年計画に基づき、重要水系河川対策、都市河川対策及び土石流対策を重点に、保全施設の整備促進を図るとともに、第三次海岸事業五カ年計画に基づき積極的に海岸事業の推進を図ってまいりる所存であります。

特に、多数の人命を奪うこととなったがけ崩れ災害の発生状況にかんがみ、昭和五十八年度を初年度とする急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、計画的かつ強力に事業を推進することにより、がけ崩れ災害の防止を図ってまいりる所存であります。

あります。

また、国民生活に不可欠な生活用水等の水資源の開発についても、長期的な水需要に対して安定した供給がなされるよう多目的ダム等の水資源開発施設の建設を促進してまいりる所存であります。

最後に、建設産業の振興等についてであります。

国民経済上大きな地位を占め、建設行政の推進に重要な役割を担っており、建設産業については、元請、下請関係の改善、中小建設業者の健全な育成等その健全な発展を図るための施策をより強力に展開することにより、建設産業の振興に努めてまいりる所存であります。

なお、公共工事に係る入札制度の合理化対策等については、中央建設業審議会から建議があり、その結果に基づき所要の改善措置を講じてまいりる所存であります。

不動産業については、標準媒介契約約款の定着及び不動産流通市場の整備を推進すること等により消費者の保護と不動産業の振興に努めてまいりる所存であります。

また、開発途上国に対する経済・技術協力については、これを積極的に推進するとともに、建設業、建設コンサルタント等の海外活動を促進してまいりる所存であります。

なお、建築物に係る適正な設計・工事監理業務の確保、建築確認・検査の合理化等を図るため、諸制度の整備改善を行ってまいりたいと存じます。

以上、諸般の施策について所信を申し述べましたが、いずれも国民生活に直結する重要なものでありますので、これを積極的に推進してまいりる所存であります。その際、特に適正な業務の執行と綱紀の保持に努め、国民の信頼と期待にこたえる考えであります。

委員長を初め委員各位の格別の御指導と御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(片岡勝治君) 次に、国土庁長官から国土行政の基本施策について所信を聴取いたします。加藤国土庁長官。

○國務大臣(加藤六月君) 国土行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し述べます。

狭い国土、水資源開発のおくれ等の国土資源の面で制約に加え、人口の高齢化の進展、財政制約を初め最近のわが国をめぐる経済社会情勢はなお厳しいものがあります。

このような状況の中で人と国土との調和を図りつつ、国民がより豊かで安定した生活ができるようにするためには、住みよい国づくり、地域づくりをより一層進め、国民に将来の希望と夢を持ってもらえるようにする必要があります。

このような観点から、私は、以下に述べる諸施策を積極的に推進してまいります。

第一は、国土計画の推進であります。

まず、第三次全国総合開発計画の柱である定住構想の推進については、すでに、全国で四十四箇域のモデル定住圏計画が実施の段階に入っており、本年も、これらの計画の実施をさらに積極的に進めることとし、関係省庁による定住構想推進連絡会議を通じて、政府一体となって定住構想の推進に取り組んでまいります。

また、昭和五十六年度より実施している田園都市構想モデル事業の着実な推進を図るほか、昭和五十七年度に創設された地域振興に関する各種情報の収集、提供を行う地域振興情報ライブラリーを拡充するなどの措置を講じてまいり所存であります。

さらに、国土庁としては、現在国土審議会で鋭意進められている第三次全国総合開発計画のフォローアップ作業の成果を継承しつつ、新たな全国総合開発計画を策定するための準備作業に着手することとし、その一環として、昭和五十八年度においては、二十一世紀に至る人と国土に関する長期の展望を明らかにしてまいり所存であります。

なお、関係省庁の公共事業を円滑に推進するため、引き続き国土総合開発事業調整費を活用し、事業及び調査の調整を行ってまいります。

第二は、総合的な土地対策の推進であります。

最近の地価動向を見ると、経済社会情勢の変化と一連の土地対策の展開等により、地価は比較的安定的に推移しております。このように土地をめぐる環境にやや落ち着いた見られる現在、国土庁としては、地価の安定化傾向を長期的に定着化させていくとともに、今後の社会的要請に対応した的確な土地対策を確立し、国民生活の安定、国土の均衡ある発展のための基礎的条件を整備していくべきときであると考えております。

このため、引き続き国土利用計画法による土地利用基本計画制度及び土地取引規制制度、農住組合制度、地価公示制度、国土調査事業等の土地対策を総合的に推進していくことに加え、公共の福祉を優先させた合理的な土地利用を従来以上に積極的に促進するための方策等についても検討を進めてまいりたいと考えております。

第三は、総合的な水資源対策の推進であります。

水は人間の生命、生活に欠かすことのできない資源であると同時に、産業経済活動を支える重要な資源であり、水需給の安定を図ることは国土行政を推進する上で基本的な課題の一つであります。

このため、水源地域対策の充実を図り、水源地域住民の理解と協力を得て積極的に水資源開発を促進してまいります。

また、「水の週間」行事の実施、雑用水利用の促進等水資源の有効利用に努めるとともに、緊急に対策を要する地域についての地盤沈下防止等対策要綱の策定等地下水利用の適正化を推進してまいります。

さらに、近年における経済社会情勢の変化等に対応し、二十一世紀を展望した新しい長期的水需給見通しの検討に着手することとしております。

第四は、大都市圏整備の推進であります。

まず、三大都市圏の均衡ある開発整備については、引き続き整備計画等の実施を積極的に推進するほか、首都東京について、長期的観点からの首都改造計画の策定に向けての調査、検討を一層深

めてまいるとともに、近畿圏及び中部圏についても、おのの新しい近畿の創生計画及び東海環状都市圏整備計画の策定を推進いたします。

また、大都市への人口移動の終息など近時の大都市をめぐる新たな状況に的確に対処するための大都市圏整備制度の総合的、基本的な検討に取りかかります。

さらに、筑波研究学園都市の育成整備、琵琶湖総合開発の推進、関西学術研究都市の建設など各地域の総合的整備についても積極的に取り組んでまいります。

第五は、地方振興の推進であります。

まず、国土資源に多くのゆとりを残している東北地方を初め、北陸、中国、四国及び九州の各地方について、引き続き地方開発促進計画を推進するとともに、新産業都市及び工業整備特別地域の建設、整備を進めてまいります。

また、地域の自然や伝統を生かした魅力ある町づくり、生活環境と生産環境の調和した豊かな村づくりを進めるため、地方都市及び農山村の総合的整備を図ってまいります。

過疎地域、振興山村、豪雪地帯、離島、特殊土壌地帯や奄美、小笠原諸島など自然的、社会的に厳しい条件に置かれている地域については、各種の特別事業の実施、生活及び生産環境の整備等を進めることにより、引き続きその計画的、総合的振興を推進してまいります。

第六は、災害対策についてであります。

昨年は七月の長崎県を中心とした豪雨災害を初め、台風第十号、十三号、十八号等が相次いで上陸し、全国的に多大な被害をもたらした。その被害額は史上最大の規模となっており、災害から国土を保全し、国民の安全を守ることは、国政の基本であり、治山・治水対策を初め、地震防災対策、豪雪対策、活動火山対策等各般の災害対策を総合的かつ積極的に推進してまいります。

特に、災害復旧の重要性にかんがみ、昨年の災害に係る復旧事業について、その促進を図ってまいります。

震災対策につきましては、東海地震対策として大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、防災体制の充実、避難地、避難路の整備等の地震対策緊急整備事業の円滑な実施を図るとともに、関係税制の整備を行うなど、その対策を一層推進いたします。

また、災害応急対策の充実、都市防災性の強化等大都市震災対策の一層の推進を図るため、南関東地域を対象とする地震被害想定調査の取りまとめを行うとともに、その結果を踏まえ、震災応急対策調査を実施することとしております。

さらに、災害時における情報の収集伝達等のための防災関係機関相互間の無線通信体制の整備を進めることとし、このため、新たに通信室を設置することとしております。

最後に、国際化の推進であります。

国土庁は、従来より所管行政について積極的に国際協力を行って参りましたが、昭和五十八年度においては、新たに都市等の国際交流の推進に資する戦略の確立及び開発途上国における水資源開発を中心とした総合的な地域開発計画の策定に関する技術協力推進体制の整備を図ることとしております。

以上、国土行政に関する所信を申し述べましたが、これらの施策の強力な推進に全力を挙げて取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(片岡勝治君) 次に、北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策について所信を聴取いたします。加藤北海道開発庁長官。

○國務大臣(加藤六月君) 第九十八回国会における委員会審議に当たりまして、昭和五十八年度の北海道開発行政の推進に関する私の所信を申し述べたいと存じます。

今日、限られた国土において、世界に比類のない高密度な経済社会を形成しているわが国が、二十一世紀に向かって、ゆとりと活力のある安定社

会を築き上げていくためには、均衡のとれた国土利用を積極的に展開し、人口、産業の適切な配置を図っていくことが基本的に重要な課題となっているのであります。

このような課題に対して、北海道は、全国土の約五分の一を占め、豊富な水資源や工業開発適地、広大な農業開発可能地を有し、また、今日までの開発を通じて優れた発展基盤を形成しつつあり、今後のわが国の長期的、安定的に発展に積極的な役割りを果たしていくことが強く期待されているところであります。

北海道開発行政の基本である現行の新北海道総合開発計画は、このような観点に立つて昭和五十三年二月に策定したところでありますが、昭和五十八年度は、この計画の第六年次に当たり、計画の後半期を迎える重要な年でありますので、道内各地域の特性を生かした生産・生活環境の創出、北海道の長期的発展基盤の形成を図るための施策を積極的に展開し、北海道開発を着実に推進してまいる所存であります。

以下、主要施策について申し上げます。

まず、治水事業につきましては、国土の安全性を高めるとともに貴重な水資源の効率的な開発を図るため、国土の保全及び水資源の開発等を総合的、計画的に推進することとしております。

特に、昭和五十六年八月の大災害にかんがみ、石狩川等の重要水系及び災害多発地域の河川改修、砂防事業等を重点的に実施するとともに、都市化の進展の著しい地域において総合治水対策を講ずるなど、災害の防止に努めてまいる所存であります。

また、今後の水需要の増大に対処するため、治水対策とあわせて、多目的ダム等の建設を促進することとしております。

次に、道路整備につきましては、新たに策定される第九次道路整備五カ年計画の初年度として、道内各地域の均衡ある発展に寄与するため、国道、地方道及び街路等の各事業を総合的に推進することとし、特に、交通安全施設等の整備及び防

災、震災対策事業を重点的に進めるとともに、都市機能の向上と都市環境の改善を図るため、都市周辺のバイパス、連続立体交差等の事業を促進する所存であります。

さらに、生活環境の整備につきましては、北方風土に適應した魅力ある環境の創出を目的に、下水道事業、都市公園等の事業を促進することとしております。

また、住宅対策といしましては、公営住宅の建設、既設住宅の改善を進めるとともに、大都市等における住宅、宅地の供給を促進するため、関連公共施設の整備を推進することとしております。

このほか、北海道の発展基盤を整備するため、
港灣、空港、漁港等の整備を計画的に進めるとともに、北海道の特性を生かした高生産性農業の確立とわが国の食糧供給基地としての北海道の役割りを高めるため、農業基盤の整備を促進することとしております。

また、以上の基盤整備の推進とあわせて、北海道の産業の振興開発を促進するため、北海道東北開発公庫の機能を充実し、その活用に努めてまいります。

さらに、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、第九十六回国会で成立を見た北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に關する法律に基づき、所要の施策を積極的に推進し、北方領土問題等の解決の促進に資するよう努力してまいる所存であります。

以上 北海道総合開発行政に關し、所信の一端を申し述べましたが、今後とも北海道総合開発の推進に全力を傾注して取り組んでまいる所存でありますので、皆様の一層の御支援をお願い申し上げます。

○委員長(片岡勝治君) 以上で所信の聴取は終わりました。

○委員長（片岡勝治君）　ここで御報告いたしま
す。

去る三月十五日、予算委員会から、本日二十三日及び二十四日の二日間、昭和五十八年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、建設省、国土庁及び北海道開発庁所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

○委員長(片岡勝治君)　まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本日の委員会に、住宅金融公庫、北海道東北開発
 猪公庫及び住宅・都市整備公団の役職員を参考人
 として出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(片岡勝治君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長（片岡勝治君） それでは、委嘱予算の概

要について、政府から説明を求めます。内海建設大臣。

○国務大臣(内海英男君) 建設省關係の昭和五十八年度予算についてその概要を御説明いたします。

建設省所管の一般会計予算は、歳入百九十九億七千万円、歳出四兆六千五百五十万五千五百円、国庫債務負担行為五千三百四十九億五千三百五十円であり、建設省に移しかえを予定されている総理府所管予算を合わせた建設省関係の一般会計予算では、歳出四兆六千二百三十九億一千一百五十万、国庫債務負担行為五千六百九十五億九千九百万を予定いたしております。

次に、建設省所管の特別会計について、まず道路整備特別会計では、歳入歳出とも二兆一千九百五十七億九千八百余万円、国庫債務負担行為二千四百九十億四千万円、治水特別会計では、歳入歳出とも一兆一千百七十九億七千八百余万円、国庫債務負担行為二千六百六十九億五千万円、都市開発資金融通特別会計では、歳入歳出とも四

百八十億三千九百余万円を予定いたしております。

また、大蔵省と共管の特定国有財産整備特別会計のうち、建設省所掌分については、歳出五十六億三千百余万元、国庫債務負担行為四十五億六千百余万元を予定いたしております。

建設省といたしましては、以上の予算によりまして、住宅・宅地対策、都市対策、国土保全・水資源対策、道路整備等各般にわたる国土建設施策を推進してまいる所存であります。

第一に、住宅・宅地対策についてであります。国民生活の質の向上を重視しつつ、住宅建設と宅地供給を積極的に推進するため、昭和五十八年度においては、予算額七千七百十五億五千六百余万円のほか、財政投融资資金四兆三千四百九十億七千二百万円を予定いたしております。

まず、住宅対策については、すべての国民が良好な住環境のもとに安定した生活を営むに足りるる住宅を確保することができるようになることを基本目標として、第四期住宅建設五カ年計画の推進を図ることといたしております。

同五カ年計画の第三年度である昭和五十八年度においては、公庫住宅、公営住宅、改良住宅、公団住宅等建設省所管住宅合計六十三万一千六百七十戸の建設を推進することといたしております。

次に、宅地対策については、住宅・都市整備公団等の公的機関による宅地開発事業の拡充、政策金融等による優良な民間宅地開発の推進等を図ることとしております。

第二に、都市対策についてであります。

計画的な市街地の整備を図り、秩序ある都市の発展を確保するため、昭和五十八年度においては、都市計画開発事業について、予算額一兆二千三百二十二億四千五百余万円のほか、財政投融資資金二千九百三十一億二千八百万円で、下水道、公園、街路、都市高速道路等の都市施設の計画的整備、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業の推進及び都市開発資金の充実に努めることとしております。

特に、下水道事業及び公園事業については、それぞれ第五下水道整備五カ年計画及び第三次都市公園等整備五カ年計画の第三年度として、事業の推進を図ることとしておられます。

また、交通安全対策については、第三次特定交通安全施設等整備事業五カ年計画の第三年度として、事業の推進を図ることとしておられます。

ほか、国土利用計画体系の確立、国土総合開発事業調整費の活用等による公共事業等の調整並びに国土情報の整備を推進することとし、予算額百二十二億五千二百余万円を予定しております。

研究学園都市の育成整備等の促進を図り、さらに、琵琶湖総合開発計画の推進を図るとともに、関西学術研究都市整備計画の策定の促進を図ることとし、予算額九億六千九百九十九万円を予定しております。

第三に、国土保全と水資源対策についてであります。

まず、治水事業については、近年の激甚な災害の発生状況、深刻化しつつある用水不足等にかんがみ、第六次治水事業五カ年計画に基づき、事業の促進に努めることとしておられます。

また、地価公示及び都道府県地価調査を推進することとし、予算額三十二億七千五百余万円を予定しております。

第五に、地方振興の推進についてであります。

また、海浜事業については、第三次海浜事業五カ年計画の第三年度として、予算額二百七十八億六千五百万円、事業を推進することとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

さらに、第三次国土調査事業十カ年計画に基づき、地籍調査等の国土調査を推進することとし、予算額九十六億三千八百余万円を予定しております。

また、離島、奄美群島及び小笠原諸島の地域的特性にかんがみ、交通施設、生活環境施設及び国土保全施設の整備並びに産業の振興を図る事業を実施することとし、離島振興事業については、予算額千四百一十一億五千四百余万円、奄美群島振興事業については、予算額二百七十億五千五百余万円、小笠原諸島振興事業については、予算額二十億一千八百余万円を予定しております。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、総投資額五千五百億円の急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画を策定し、事業の計画的整備を図ることとしておられます。

進、大規模地震対策の強化、中央防災無線網の整備等災害対策の総合的な推進を図ることとし、予算額八億千八百余万円を予定しております。

以上をもちまして、昭和五十八年度の国土庁の一般会計歳出予算の概要説明を終わります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(片岡勝治君) 引き続き、加藤北海道開発庁長官。

○国務大臣(加藤六月君) 初めに、昭和五十八年度の北海道開発庁予算案について、その概要を御説明申し上げます。

北海道は、全国土の五分の一を占め、かつ、大きな潜在的発展力を有する地域であります。

北海道の開発は、わが国における人口と産業の望ましい配置を実現し、それによりわが国の長期安定的な発展を図ろうとする重要な施策であります。

新北海道総合開発計画は、このような観点から昭和五十三年度から六十二年までの十一年計画として策定されたものであり、昭和五十八年度は、この計画の第六年次として計画の後半期を迎える重要な年であります。

このため、昭和五十八年度の北海道開発予算については、厳しい財政事情のもとではありますがおおむね前年度並みの予算を計上し、その内容の充実と特段の考慮を払っているところであります。

昭和五十八年度総務府所管一般会計予算要求額のうち、北海道開発庁の予算要求額は、歳出予算額七千八百二十二億九千五百五十七万三千円、国庫債務負担行為限度額二百五十七億八千七百四十万円であります。これを前年度の歳出予算額七千六百六十二億九千九百二十三万九千円、国庫債務負担行為限度額四百四十三億六千万円に比較いたしますと、歳出予算額では二十三億三千三百六十六万六千円、国庫債務負担行為限度額では百八十五億七千三百三十九円の減額となっております。

次に、歳出予算要求額のうち、主な経費につきまして、その大略を御説明申し上げます。

第一に、国土保全事業の経費に充てるため、一千五百一十一億九千九百九十七万九千九百九十九円を計上いたしました。

国土保全事業の経費は、五十六年八月の大災害等にかんがみ、石狩川などの重要水系、災害多発地域の中小河川に重点を置いて河川改修、土砂害対策等を実施するとともに、都市開発の著しい地域における総合治水対策特定河川事業を推進する

など地域の基盤整備に必要な都市河川等の整備及び都市周辺の河川環境整備事業を促進するほか、今後の水需要の増大や洪水調節に対処するため多目的ダム等の建設を促進するための経費及び国有林、民有林を通じて一貫した治山事業を推進するための経費並びに海岸事業を推進するための経費であります。

第二に、道路整備事業の経費に充てるため、二千二百五十九億九千九百九十九円を計上いたしました。

道路整備事業の経費は、交通安全施設等の整備及び防災、震災対策事業を重点的に進めるとともに、一般国道の不通過区間の開削、都市機能の向上と環境改善を図るため、都市道路、都市周辺のバイパス等の事業を促進するための経費であります。

第三に、港湾、空港の整備事業の経費に充てるため、六百一億五千六百九十九円を計上いたしました。

まず、港湾整備事業の経費は、室蘭港及び苫小牧港の特定重要港湾、石狩湾新港その他の重要港湾の整備を促進するとともに、地域の開発を推進するため、地方港湾の重点的な整備を進めるための経費であります。

次に、空港整備事業の経費は、新千歳空港の建設及びその他の空港の建設整備を促進するための経費であります。

第四に、生活環境施設の整備事業の経費に充てるため、七百四億三千五百三十七万七千九百九十九円を計上いたしました。

生活環境施設の整備事業の経費は、下水道、都市公園等の事業を推進するための経費及び公営住宅

宅の建設を進めるとともに、大都市等における住宅建設、宅地開発の円滑な推進を図るための関連公共施設の整備を促進するための経費などであり

ます。

第五に、農林漁業の基盤整備等の事業の経費に充てるため、二千二百四十四億五千五百四十万円を計上いたしました。

まず、農業基盤整備事業の経費は、高生産性農業の確立を図るとともに、水田利用再編の方向に即して水田地帯における農業経営の安定を図る等のための土地改良事業及び経営規模の拡大、粗飼料基盤整備拡充等のための農用地開発事業並びに畜産基地建設等のための特定地域農業開発事業を実施するための経費であります。

次に、漁業及び林業の基盤整備等の事業の経費は、二百海里時代に対処して沿岸漁業等の振興を図るため、沿岸漁業等の根拠地となる漁港施設及び沿岸漁場の整備開発を実施するための経費並びに造林、林道事業を実施するための経費であります。

以上が、北海道開発庁予算案の概要であります。引き続き、昭和五十八年度の北海道東北開発公庫予算案について、その概要を御説明申し上げます。

北海道東北開発公庫は、国土資源に恵まれ、開発可能性の大きい北海道及び東北地方における産業の振興開発を促進するため、民間金融機関と協同して、良質な産業資金を供給することを業務といたしております。

昭和五十八年度の事業計画は、一千五百億円を予定しております。

これらの原資といたしましては、政府出資金二十二億円、政府借入金四百四十五億円、債券発行による収入八百三十七億円を予定し、残りの百九十六億円は、自己資金で調達することといたしております。

なお、出融資の対象業種として、新たに産業設備リース業を加えるとともに、特別金利の適用につきましても、新たに地域産業振興、地域計画区

域内建築物整備及び都市ガス業の特定導管の三つの事業に適用することといたしております。

以上をもちまして、昭和五十八年度の北海道開発庁予算案並びに北海道東北開発公庫予算案の御説明を終わります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(片岡勝治君) 以上で政府からの説明聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○大木正吾君 両大臣の所信ですね、加えまして最近不況対策として政府が取り上げました幾つかのことを含めて一般的に伺っておきたいと思

います。

関係閣僚会議でございすけれども、これは失礼ですが、建設、国土両大臣は御出席でござい

しょうか、この会議には。

○国務大臣(内海英男君) 国土庁長官と建設大臣、出席をいたしました。

○大木正吾君 特に、原油問題でありますとか、アメリカの景気等の背景もありましようが、公共事業の前倒し問題等が景気対策の重要な課題、一方にはもちろん金利、公定歩合の問題等もございすけれども、これに対して最終的な確定とい

ましようか、それはいつごろになるお見込みですか。

○国務大臣(内海英男君) 先生の御質問は三月十九日の朝、関係閣僚が集まったことについてのお話だと思ひますが、その際は景気対策、今後の経済運営について一般的な検討課題を述べ合つたというところでございまして、今後予算の成立を待つて早急に関係閣僚で具体的な経済運営についての結論を出すようにしようということで、第一回目の意見交換の場というふうに御判断いただければ結構だと思ひます。

○大木正吾君 それじゃ閣議の決定とか関係閣僚ということとを離れまして、内海さんと加藤さんにお伺いいたしますが、このような、要するに公共事業前倒し前年同率程度という話などもございま

それから、補正の予算を昨年度の予算に加えた分とことしの当初予算と比較いたしますと、どうしても補正の分の方が多いわけでございます。

新しいロボットが物をつくつていきまして、ロボットをつくる工場は、高成長過程にある新しい仕事が始まりますと次のものが起きてと、こういう話でもって、斎藤先生にはくら教わつたことがあるわけでございますけれども、とにかく最近はそのいったなかなか見通しもなしに、失業者もふえたりしているわけですから、少し公共事業についての見方は、私たちはむしろここ当面の短期的な観点では見方を変えて、これを直していくということも必要だと、こう考えております。

經濟情勢及び今後の經濟運営について、非公式に、肩張らずに懇談をいたしたところでございます。十九日にやりましたときには、まだEC八カ国のレート問題も解決しておりません。それから、油の問題等についての見通しもはっきりいたしておりません。そういう点で、懇談で隔意ない意見交換をやったわけでございます。短期的、長期的に、両方の面から今後のわが国の經濟運営は考えていかななくてはならないし、國際的に、国内的立場からも考えていかななくてはならないという

質問をいたしますが、大體公共事業というものは、これも兩大臣に伺いたいんですが、景氣の調整弁という意味合いですと、余り景氣が過熱するときには抑えていくとか、不況のときには持ち上げていくとか、そういったことは何か私たちの頭の中であたりまえというふうに概念化していると思ふんです。

しかし、大臣の所信にもございましたけれども、やっぱり國民のいろんな生活環境整備という立場とか、二代、三代に及ぶ要するに固定資本の

形成ですから、そういうことからしますと余り何か考え方が、長期的しかも計画的——百年計画でもこれはいいわけですからね。そういったものがどうも景気調整弁のしよっちゅう利用されているということにつきまして、私は非常に心外なものであります。それについて、基本的な問題点でございませうけれども、両大臣どうお考えになりますか。

○國務大臣(内海英男君) 御指摘のような点も十分私も考えられるわけでございませうが、公共投資は、お話しのように、基本的には立ちおくれしておりますが、国の社会資本を整備、水準を高めていくと、こういうことにあるわけでございまして、したがって、計画的、長期的な観点に立ってこれを実行していかなくやならぬ、これはもう御指摘のとおりだと思います。

しかしながら、現在のようないくつかの国内のいろいろな経済の動向、景気の動向、こういうものもある程度勘案をいたしまして、時によってはやっぱり景気動向等に合わせ、それを大幅に投資効果を上げるためにやらなくやならぬということも、一面また現在の安定しない経済情勢のもとではやむを得ないのではないかなと、こう考えておるわけでございませう。

○國務大臣(加藤六月君) 建設大臣が申されましたように、公共事業というのは社会資本の整備充実を図っていくところにその基本のねらいがあり、その過程を通じて生活環境、経済環境というものを総合的に整備していくものであると思ひます。

ただし、物価、雇用、景気、こういうものを配慮しながら調節していくことは公共事業の性格からして必要である。ただ、これをどの程度物価をにらみ、雇用状態をにらみ、景気をにらみながら調節、調整するかということは、そのときどきによるのではないかと。そして、ある面では公共事業というものが、最近の動向から見た場合に、景気動向をそう大きく作用する要因ではなくなりつつある。それよりか、民間活力というものが

をどのように今後活用していくかということが景気面については相当重要な今後の施策になってくるのではないかと、このように考えております。

○大木正吾君 戦後の西ドイツとかヨーロッパ等を見てまいりますと、やっぱり一つの国土計画、道路とかあるいはいろいろな住環境的なものが整備されてきて、それから後にアパート、マンションを建ててきた。こういう経過は加藤さんも十分承知なはずなんですがね。やっぱりそういった初步的な問題で、もう一遍私たちは目を向け直さうと、さきもちょっと触れましたけれども、私もずっといまの日本の、東京なり全国あちこち回りますと、実際問題としてどういふ産業が、ロボットとかコンピュータとかああいうものにかわりました。新しい産業が、どういふものが起きてくるのかという問題がなかなかいまの技術陣でもよくわかっていませんし、経済学説——ここに博士おられますけれども、とにかくなかなか新学説なんて出てこないわけですね。

ただ、やっぱり将来展望としてはつきり言えることは、先進国の中で日本はわりあいにいまだ社会資本の伸び率が悪いわけですから、十数年ぐらいいは中期的に見ましてある程度ビジョンをつくり、産業の中核という、いへば民間の何か自動車とかなんかいかな製造工業の補完的な立場でもって公共事業をやるんだという、こういう意識の方が僕らどうもあつたりしまして、それがむしろ今度は中心にウエートを持っていくべき時期じゃないか、こういうふうにも考えるわけです。

ですから、ヨーロッパ等における戦後の復興過程の問題、初步的な問題と、現在から新しく生まれてくる産業、いへば新しい産業分野はどういふ分野が進展してくるかわかりませんので、そういうふうなことをつなぎ合わせていきますと、やっぱり社会資本という言葉、これは大変にいい言葉なんです。政府の固定資産というところはやっぱり言葉なんです。そういったものについてやっぱりもう少し玩味しまして、なるべく景気のふ

れ、調整弁の要素をなくしまして、産業の基盤の中に、基本に埋め込んでいく、こういった考え方がどうしても必要なんだろうと、こう思うんですが、もう一遍ひとつ加藤さんでもどちらでも結構ですから、お答えいただけませんか。

○國務大臣(加藤六月君) これからの日本の経済、国民生活を支えていく産業は何になるかという話は、お互い国会議員の立場から真剣に考えていかなければならない問題であると思ひます。われわれは、次世代産業であるとかあるいは二十一世紀産業というものはどういふようになっているか、いろいろ勉強もいたしておるわけでありまして、一口に言いますと、軽薄短小——軽くて薄くて短くて小さい、ある面では付加価値の多い、そして高度の科学技術を結集した産業というものがこれからわが国の経済、国民生活をリードしていく産業になるのではないだろうか。したがって、そういう意味からいいますと、いままで以上に公共事業というものはある面では大切になってきます。全国の均衡ある発展、そしてそれぞれの地域における公共資本の整備が行われておるところに次々に新しい新しい産業というものが立地し、誘致され、そして育っていくというようになるのではないだろうか。

したがって、これは世界じゅうだれもわからぬわけでございませうけれども、先端産業、次世代産業というものは対応していくための公共資本の投資というものはある面では非常にきめの細かさが必要され、またある面ではたくさんいろいろな公共事業というものが必要になってくるのではないかと、このように私は考えております。

○大木正吾君 たとえば、電電公社の民営化問題という話題が一方には、自民党内部まだまとまっていないうですけれども、ございませうが、これは情報、コンピュータと電話というものををつないでいくわけですが、INSというものををつないでいくわけですが、人間が自分の家でもって仕事をしています、そして本間に人間として生きてきた価値があるかないかということもありまし

ようし、同時にどんどんどんどん今度は機械化されていきまして、雇用の問題等が近代経済の中でも非常に問題になっているわけですからね。その辺のことについてはぼちぼちやっぱり国土庁なり建設省等が、そういった総合的な産業分野の視点ということの中で、斎藤三郎先生あたりから新しい仕事はどういふのが起きてくるんだらうか、ロボットとそういったINSの次にはどういふのが起きてくる、そういうことの結論でも出ない限りはなかなかむずかしいわけですね。

しかし、公共事業というものはわりあい何といひますか、いへば人間の生存のために、国土の保全のために大事な仕事ですね。しかもこれが雇用の吸収などにも相当大きな影響を持つことは間違いないですね。そういう観点等も総合したしまして、いへば景気の調整弁的な、言い方は悪いんですが、いへば景気の調整弁的な、もう少しいやっぱり両大臣に景気対策等を含めて今後のあり方について御検討、御意見を願ひたい、こう考えております。

次の質問に入らしていただきますが、さつき大臣、内海さんの方でまだ景気対策終わってないと言いますから、あと後半期、また十月から十二月、一月から三月のことはちょっと質問を省きますが、次の問題でございませうけれども、現在の建設省が担当されている公共事業の長期計画の進行状態、これについて大ざっぱで結構ですからちょっと関係局の方から報告していただかせんか。

○國務大臣(内海英男君) 政府委員からお答えをさせます。

○政府委員(豊蔵一君) 建設省で担当しております五カ年計画がいろいろございませうが、順次申し上げますと、たとえば第三次都市公園等整備五カ年計画、これは昭和五十六年度から六十年年度までの計画となっておりますが、五十八年度末見込みで進捗率は調整費等を除きました四四・六%というふうになっております。また、第五次下水道整備五カ年計画、これも五十六年度から六十年年度まででございませうが、四四・八%と相なっております。

す。第三次海岸事業五カ年計画、これも同様に計画期間は五十六年度から六十年までとなっており、四・八％。それから第三次特定交通安全施設等整備事業五カ年計画は、五十六年度から六十年までとなっており、五十六年度から六十年まで五・四％。それから第六次治水事業五カ年計画、これは計画期間が五十七年度から六十一年度までとなっており、五十八年度末見込みで進捗率は三〇・九％ということになっております。

また、第九次道路整備五カ年計画、これは現在法案をお願いいたしております、この法律が通りましたならば五十八年度から六十二年までの五カ年間の計画を立てることになっておりますので、これは一応省略をさせていただきたいと思っております。

○大木正吾君 いまの説明で気がつきますことは、やっぱりたとえ先ほど両大臣もおっしゃったんですが、長崎の災害とかあいつの問題が、一面では人災という現地の御意見もあつたことは間違いないんですが、やはりあいつの種の災害に使います、いつも毎年九月の下旬から補正いたします災害関係費用と、それとたとえば治水関係に使われる予算の水準といましますと、予算額ですね、そういったものと比べていきますと、やはりもちろんこれは全く同じ額とか、もつとそれに倍するとか言いませんけれども、予算そのものの組み方に不足があるのか、工事量とかあるいは工事の進捗に何か障害があるかわかりませんが、目立ちますのはやっぱり道路とか何かわりあい順調にいっているんでありますけれども、治水とか海岸関係とか都市公園とか、こういう関係はおくれているのが目立つんですね。この辺のアンバランス、建設省なり国土庁としてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(豊蔵一君) ただいま申し上げましたように、各五カ年計画によりまして若干進捗率に差がございますが、これは御案内のように、最近特に公共事業に關しましては予算がいわゆるゼロ

シーリングということとでその額が抑制されたというところによっておくれた面が大きいと思ひます。なお、それぞれの五カ年計画について見ますと、やはりいつ計画をつくったかという計画策定期間、それによってかなり差もあるように思ひます。

ただいま御指摘がありました五カ年計画で、確かに第八次の道路整備五カ年計画につきましては五十七年度まで一〇〇％を超える、金額では一〇〇％を超えるというようないふ実績に相なっておりますが、また五十六年度で終了いたしました第五治水事業五カ年計画で見ました場合でも、これも一応五十二、五十三年度等におきまして大幅な公共事業の補正追加等もあつたこともありまして、達成率としては一応金額として一〇〇％を超えておるといふようなこともございますので、なかなか進捗率の差は一概にどれがどうというふうに定性的には言えない面があるのではなからうかといふふうに考えております。

○大木正吾君 臨調との関係等もあるかもしれないんですが、やっぱり治水関係とかあるいは海岸の關係とか都市公園の問題、まあ都市公園の場合には、いへば災害なり震災対策とか、そういうときにはこれは活用できるわけですから、いまいちやつたことはわからないわけではありますせんが、しかし、全体的にはやっぱりいま申し上げた、要するに国民生活に密着してもつと進捗状態が前にいっていいという、たとえば治水関係でしたら五十七年度から二年目に入つたわけですから、四〇ぐらいいづくらいにしておくと。

そういう少し計画を組む段階で、ある意味では予算の額をふやすとか、あるいは道路関係一〇〇％超えていますが、これは大蔵委員会よく議論するんですけども、ガソリン関係の諸税が絶対道路以外使えないというところもございまして、文句もこれは言えないんですが、そういう立場でもつと少しく、いへば公共事業計画の進みぐあいの関係の調整とか、国民生活に密着した部分をもつとやっぱりウェイトを重く見るとか、同

時に關係の事業体との兼ね合い、これはさっきのお話の前例にも關係いたしまして、中堅以下の下請のところが非常にやっぱ仕事の中でストアップしてしまつたりしますと困つちゃうわけですから、そういう点等含めた配慮がどうしても欲しい、こういう感じがいたします。

大体進行状態わかりましたけれども、そういう政策的な若干やっぱ国民生活との絡みにおける配慮がどうしても欲しいといふことを、特に私は治水問題が、災害の国とさつきお話をございしたけれども、この辺はもうちよつとやっぱ弾力的に計画を厚みを加えてもいい問題、こう考えていますので、その辺の工夫がこれからもしたいだけかどうか、その辺伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(内海英男君) 先生御指摘のように、治水関係の予算は、私ども大蔵省と毎年交渉いたしますときも、災害復旧というようにことを考えらるゝと国土の保全、災害から守るという意味からいへば重要課題であるといふところで、力強く推進するようにお願いいたしておるわけでございますが、財政上の状況でなかなか思うようにいかないといふのが現状でございます。さらに、制度的に今度は急傾斜地崩壊対策事業、こういうような新しい災害をある程度未然に防止できるような施策を政策としてのものであらうといふような形で、別の面でも多少考えてあらうといふような形もつておりますので、この辺でやむを得ないのかなというところで、ゼロシーリングという大枠をかぶせられておりますので、それから大變われわれとしても満足しているわけじゃございませぬけれども、そういう点で話がおさまつておるようなかっこうになつておるわけでございます。

急傾斜地崩壊対策事業という新しい制度を五カ年計画として認めてもらつたといふことも大きな一面成果であると思ひまして、今回の場合は多少、治水の方の予算につきましては満足はいたしておりますけれども、そんなところで話をつけ

たというようなのが実情でございます。

○大木正吾君 ここ五年間ぐらゐの大きな補正の中身と、それから災害対策に相なる予算ですね、これを比較しますと、まあこの比較論が正しいかどうかということも問題ありますけれども、常識的なところか、平面的に見ていきますと、補正でもつて結局組んでいる激甚關係の手当て等含めて見ても三、四倍から四倍ぐらゐ当初予算よりもよけい金が必要なんです、結局は、ですから、竹下さんもそう僕もわからね人じやないと思ひますから、それこそ予算の効率的なとか有効なとか、しよつちやう役人の方使うんだから、効率的とは何ぞやといふことを言いましたら、やっぱり起きる前に手当てをしておけば一番いいわけなんです、そういう点で両大臣に御努力のほどをこれからお願いいたしておきたいんです。

それから、さっきの公共事業関係若干返つて委員長、質問を続けさせていただきますが、これは企画庁が非常に何か大胆な問題へのアプローチされた新聞記事をちよつと拝見いたしましたけれども、大型公共事業を民間でやるという構想を新長官が発表されて研究会が発足したと、こういう記事がある新聞に出ておりましたわけですが、両大臣はこれについて何か御意見を求められたことはございませぬか。

○國務大臣(内海英男君) 先般の三月十九日の関係閣僚会議の際にも、いろいろ宅地の利用といふようなことから、制度的にあるいは規制の緩和といふようなことから企画庁の方で打ち出されたといひますか、意見を述べられた経緯もござい

す。いま建設省では、宅地開発というふうなことで都市計画の線引きの見直しというふうなことも全国的な作業としていま着々やつておるわけでございますが、郊外の方にばかり市街化区域が伸びていくのもますます速くなつてしまふし、関連公共施設も莫大な金額にもなるし、それよりも都心の現在の市街地の中でもつと空間を高度利用できる

問題がないか、こういうようなことで都市計画法あるいは建築基準法あるいは大都市の中で規制しておきますいろいろな規制がありますが、そういうことにつきまして東京都府県等とも、この場合は東京都、大阪府というのが中心になるかと思いますが、そういう公共機関とも相談をして規制を緩和して、できるだけ市街化地域の中の高度利用ということも考えてみたらどうか。

それには相当莫大な資金もかかることであるから、資金をかけるに民間の活力をそこに引き出して、政府としては規制を緩和することによって民間がそこへ積極的に乗り出したい環境をつくるということも景気回復あるいは経済運営の中で必要な措置ではないかという議論も出たことは事実でございます。それらも含めまして今後検討していこう、こういうことになっておるわけでございます。

○国務大臣(加藤六月君) 大木先生がいまお手元を持っておられる新聞は、恐らく大分前に出た大規模プロジェクトを民間にしようというものはないかと思いますが、役所間ベース、政府内部において正式にそういう問題についての話し合いはいたしたことはございません。

ただ、今後民間の資金と知恵と努力をどの程度活用するかという問題についての議論はいたしましたが、大変大きな何千億、何兆円かかるというのを民間にやってもうんだというような構想が政府の内部で正式に議論されたことはないということをおし上げておきたいと思えます。

○大木正壽君 内海さんのおっしゃったことは、これは現在でも臨調の方から大分財政的な制約がかまされて、五十五年度からずっと横ばいの公共事業費の補完として財投資金とか民間資金の一部を利用していることは、私たちが大体予算でわかっているんですが、それを越えまして、いま加藤大臣がおっしゃった大型公共事業でございまして、たとえば千葉県に対して川崎の先の方から橋をかけるとか、例示されているわけですよ、記事の中には、そういったものをそのまま民間に

お任せをするとか、極端に言いますと東京湾の埋め立てなどについてもそういうふうにする。

そうなりますと、たとえば四国の新居浜からこちのあの辺に、ずいぶん埋め立てをしながらいっている地域がたくさんあります、率直に申し上げましてね、秋田県の男鹿半島にたしかそういった地域があるはずなんです。私もずっと現場見てきています。秋田県、ああいうふうな姿見えてきます。着想なりアプローチは私自身もなるほどこういう考えがあるかというところはわからぬでもないんですが、ただ、民間にということからは、民間の企業の体質上どうしたってこれはもうからないですね、俗っぽく申し上げますれば、もうからない仕事を民間はやるはずはないわけですから。

それから同時に、今度は国民の所有しているものを民間が仮にそれに投資をいたしまして橋をかけたたり有料道路をつくったり、まあ十五年でもってばペイしたら国とか自治体に返すとか、そういったところも関東の中に一部たしか那須か何か有料道路ができて何年後に返ってきた例がありますけれども、そういうふうなことを等々あちちに見ている感じが申し上げます、これは相当慎重なやり方が必要だろう。

むしろ民間の資金を利用するならば、現状ですね、現状の中ですべてどういう民間資金の活用の方があるかということその前に詰める方が先決じゃないか。たとえば、いま建設省さんは民間のあれを使っておられるけれども、その金利は幾らになつてどれぐらい返済でもってどうするかという問題につきまして、恐らくまだそこまで、四、五年前に始まったばかりですから、あんまりそういった計画は見えてないと思えますよ。

ですから、そういったことを含めて私は、こういった大胆な発想ということもそれは確かに考えとしてはあり得るかなということもあるんですけども、少しやっぱ法的な隘路とか、今後のあり方の問題とかでは慎重な検討を要する問題なんので、いま加藤国土庁長官おっしゃったように、や

っぱり相談がもしなかったものでしたら、これは絶対こういったものについては、まあ国家的見地から相当慎重な各層の方々の意見を聞いた上で案を練らないと大変な問題に発展しかねない、こう考えています。

特別に答弁ということとは必要求めておりませんが、私の感じでは、いえば現在建設省がやっているものをもう少し規模を広げるといことはあり得るかもしれません。同時に、丸山次官よく言われますけれども、公共事業の投資の場合には、いけば税収として返ってくる分が、三年間でトータルで見れば、一兆投資をすれば一兆五千億円返ってくる、こういう話が資料として大蔵省か企画庁で出しているはずで、おたくの方ではね。やっぱそういうこと等も含めた中で総合的なものでなければいけない。

新経企庁長官張り切っちゃって、そしてもう前のやつを全部消しちゃって新しい着想だ、こう言っちゃって、やっぱこういう種類のものがほんとにこう出てきますと、思いつきかなということにも感じますし、いけば民間の企業というのは、たまたもう商法的な会社でしたらどうしたって利益追求ということが中心になりますので、その辺を慎重に御対処をお願いいたしておきたい、こう考えております。

加藤さん、もう一遍ちょっと見解聞かしてくれませんか。

○国務大臣(加藤六月君) そういう問題については慎重に対処していきたいと思えます。

○大木正壽君 最後に、いまの問題等も含めてでございすけれども、先ほど私申し上げました、要するに、両大臣あるいは関係の局長さん方にお願ひしておきたいんですが、この不況対策でアメリカの景気が本格的に回復に向かうかどうかということは、一時的にありった状況が起きていますけれども、やっぱ財政赤字が大きいし、失業率も大きいので、なかなか大変だろうと私は思いますよ。産油国の方がまたあと三ドルか五ドル下げることが起きるのかどうかということ

につきましても、産油国の貧乏という形でもって輸出がさらに伸びないということも逆の問題として考えておくことも必要でしょうからね。

そういう点ではやっぱアメリカの景気がどうのこののじゃなしに、日本自身がいわば国際経済の中に貢献していく立場における公共事業のビジョンなり役割りの見直しですね、こういったことをぜひ含めて、単なる景気対策に終わらせないで、少し長期的なものを、いろんな特別委員会でもつくつてもいいでしょうけれども、検討していただきたいことを最後にお願いしておきたいんです。その次に、例の談合問題に絡んだ、これは少し問題の多いことでございますけれども、例の中建審の建議が出たはずでございます。これについて、先ほど大臣の所信の一部修正した部分を読んでいたんですが、これについて建設省はどういうふうに対処される御方針ですか。

○国務大臣(内海英男君) 担当の局長から答えさせていただきます。

○政府委員(永田良雄君) 先般中央建設業審議会から入札制度の問題について建議がなされました。

御承知のように、その内容は、一つは指名競争契約制度を基本とすべきであるというのが一点でございます。それからもう一点は、二十社指名というのを建設省が試行いたしましたけれども、いろいろ弊害があるので、これは適正なものに直すべきである、こういうのが一点でございます。それからもう一点は、積算基準等を公表すべきである。その他細々したものはございすが、ほぼその大きな三つになるかと思えます。これにつきまして、御承知のように一昨年の十一月、建設大臣から検討を依頼した結果の答申でございます。

当初問題になりましたのは、建設業の競争性の確保の問題が大変問題になったわけでございますが、中央建設業審議会では競争性の問題だけでなく、かなり幅広い面からの検討がなされたわけでございます。一つは建設業を、業者が五十万、雇用者合わせて五百五十万ぐらいと言われておりま

とは明白なことをごいまして、公正取引委員会としてもこれらの行為に対しましては、従来から厳正に対処してまいっているところをごいします。

建設業と独占禁止法の関係についていろいろ意見があるやに伺っているところではございますが、公正取引委員会といたしましては、従来から建設業に限らず産業の健全な発展を図るためには公正かつ自由な競争を維持促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにするということが基本であつて、何らかの対策が必要としまして、それは独占禁止法の枠内で行われるべきものだ、かように考えているところでございます。

○大木正吾君 いずれにいたしまして、これはこれからの議論が当然起るわけですが、これは何月何日というところは書いてありませんが、この中に公取委の第三審査長菊池さんがメモしたのを、書いたものを引用いたしました。建設業界の方で何とかという方が、これは公取委員会も独禁法から建設業を別扱いすることを認めたんだと、こういうふうに勝手なことを理解して書いておるんですね。

この辺のこと、私としても一応いただく資料の大事なところを目を通していただけたら、国会でもって大ざっぱに言っておけば、あいつごまかしきくだろうと思うと大間違いで、この辺のことは、公取と建設省の認識は、やっぱり中建設省の認識に書かれている意味合いの申分は、いまの公取の答弁とは違うというふうに僕は見ていますから、いいですか、そこところはつきり念を押しておきます。

いずれにいたしまして、これから今後の議論にしてみたいと思うし、これは絶対に今の中建設省の議論の中でも許されるべきものじゃないと、こう考えておりますので、はつきり申し上げておきたい。

最後に、これは時間がないので国土庁長官にちよつと伺いたいたんですが、予算委員会での質疑で

総理が話したこととの兼ね合いなんです、東京新聞、サンケイ新聞に出た記事で、立川には防災基地センターをつくられて、ここに、いば震災のときなんか何というんですか、第二内閣を持つていくとかいう話が出た記事を拝見し、その後何か大変な誤報だと言つて取り消したとかというお話があったり、二つ目には、あなたは防衛庁長官をやったことないんだけれども、実際問題、震災のときに使えるヘリコプターというのは日本には何機ぐらいあると思ひますか。その辺、もしお考えがあったら聞きたいんですが。

○国務大臣(加藤六月君) ヘリコプター台数、いま数字を持っておりませんが、警察庁、消防庁、自衛隊等で、そして都道府県の県警です、こういうところにも、それから海上保安庁でも、毎年それぞれの計画を立てて、ヘリコプターの増強計画を立てておるわけでございます。

震災が起つたときに、道路関係、いろいろな関係、鉄道関係等いろいろなケースが想定される場合があるんですが、救助活動、あるいは負傷者を運ぶとかあるいは食糧とか、いろいろなものを緊急に運ぶとか、あるいは震災が起つておる現場の上へヘリコプターを飛ばして、適宜適切に消防や警察やいろいろなものに指令を与えるとか、私は、大規模な震災が起つた場合には、ヘリコプターの効用といひますか、機能というものを十二分に活用していく必要はあると、こう思つております。

具体的な数字その他につきましては、政府委員から御答弁申し上げます。

○大木正吾君 時間がありませんから、長官にちよつともう一遍、ここで……

立川の防災基地のことですね、これについては、あなたが国土庁長官の間だけはやらないうとつしやるのか、先行きもやらないとおつしやるのか。その辺のところをちよつと、新聞に出たやつを取り消されたような話を聞きました。

○国務大臣(加藤六月君) これは間違つた一部の記事がありまして、第二首相官邸云々ということ

でございますが、私は、立川防災基地は絶対必要だ、こう思つておまして、どういひますか、広域的な災害が発生した場合に、応急対策活動の拠点となるものはどうしても一つ欲しい。そうして、災害対策本部とか、警察、消防の防災関係機関とか、それから先ほど申し上げました災害情報の収集連絡、救済活動を行うあるいは備蓄倉庫、医療施設、こういうものを総合的に集中的にした基地というものは、国民の生命と財産を守り、そして南関東における多くの国民の皆さん方が持つておる不安というものを解消していくためにも、これは必要である。

しかし、それが第二首相官邸だとか何とかといつて言われることについては、これはおかしいわけでございます。広域防災基地として、そして最悪の場合に災害対策本部用施設を予備施設として設けるということでございますので、よろしく御理解いただきたい、こう思つておる次第でございます。

○大木正吾君 時間がありませんからこれで終わりますが、あと同僚委員の質問にお任せしますが、とにかく、中曽根さんという方は、自民党の中でもえらい問題になつたようですね、自分の方には非常に自衛隊が好きなんですか。自分が海軍に行つて中尉か何かで帰つて来られて、実際に余り参加しなかつた経理関係だったからかもしれないけれども、どこに行つても自衛隊ヘリコプターが出てくるんですね。

いまの震災対策もそうですが、私は念のために調べてみたのです。たとえば海上自衛隊のヘリが幾らとか、航空自衛隊が幾らとか、きのう調べたんです。救援に使えるヘリコプターというのは自衛隊関係では全部で大体四、五十機ぐらいしかないんですよ。あとは消防庁その他あります。

ただ、私たちは、都民なり国民から見ますと、そういったものは、たとえば、どこかでもつて災害のとき孤立した家に五人ぐらい助けを求めているとか、そういうときにはいいんですよ。同時に、避難個所に食糧を投下するとか、そういうことはいいですが、橋がほとんど全部だめになつてしまつたとか、建設省は恐らくそんな粗末な橋の計画はやつていないと思ひますよ。地震があつたときに東京都内の橋が全部なくなつてしまつたとか、こんなべらぼうなことをやつておつたら、いまのうちに全部改修してもらわなければいけませんから。橋が全部ぶつた切れたらやうからあつたヘリコプターしかないとか、こんな乱暴な議論といふのは、これはうちの和田委員が質問したのに對する答弁なんです。

とにかく、あつた形でもつて自衛隊と防災というものをやたらにひつつけたがるという習慣がありまして、国土庁長官は防衛庁長官ではないわけでございますから、その辺はあくまでも、自衛隊の力をお借りする、その辺はあくまでも、しやうばり本体的にはそういった地震対策、災害対策については、主管官庁といたしましてなされるべくたくさんの避難地をつくるとか、スペースを広げるとか、そういったところに食糧とか医療品とか水とかというものの心配をなくするとか、そういったことに知恵をしぼつてもらいたいことをお願いしておきたいと思ひます。

○委員長(片岡勝治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(片岡勝治君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○苗ヶ久保重光君 住宅対策について若干お尋ねをするんですが、その前に、先ほど建設大臣から予算の概要の説明がありましたね。ちよつと拝見しますと、建設大臣はなかなかお金持ちなんだな。一般会計で約四兆六千億、国庫債務負担行為

でいうと五兆円近く。一般会計の予算がそうだし、あとの特別会計などを入れますと約十兆円にもなるんです。五十八年度、あなたの持っている金は、国の一般会計予算が約五兆兆でしょう。その約一割をあなたが持っているわけだ。それからその他の財投も入ると約十兆円。建設大臣は閣僚の一のえらいお金持ちなわけだ。

そこで、きょうは詳しくは聞かせませんが、これだけの金を持っておる建設大臣の政治手腕によると、日本の景気浮揚その他についてかなりの実績が上がるんじゃないかと、こう思うわけです。それはそれとしても、官房長、この十兆円のお金の内訳ですが、建設省に人件費というのがあるでしょう。労務費なんか入れた人件費とそれから建設資材その他の費用というふうに分けるという、これは大体でいいですが、大体どのくらいの比率になるかわからぬですか。

○政府委員(農務一君) ちよっと、資料を整えまして後ほど御報告申し上げますので、しばらく時間をちょうだいしたいと思います。

○吉ヶ久保重光君 いま言ったように大変なお金持ちであるので、建設省の行政のやり方によってはかなり上がると思うんですね。したがって、この膨大な予算をひとつ上手に使って、五十八年度の景気を上げるように努力してもらいたい。建設大臣は大黒さんみたいな顔をされておるから、あなたはいろいろな意味でこれは大いにぜひやってもらいたい。いかがですか、建設大臣。ひとつ大いにやってもらいたい。

○国務大臣(内海英男君) 一般会計の予算につきましては、御指摘のように、大変多額の公共事業費を私の責任で扱わせていただいております。でございます。したがって、貴重な国民の皆様方からお出しいただきました税金でございます。大切な予算でございますから、大事に有効に使わしていただきたいと思います。こう考えておるわけでございます。

○吉ヶ久保重光君 ひとつどうぞその心がけでぜひともやってもらいたい、こう思います。もう

と聞きたいんだけど時間も限られているので、これについてはその程度で終わります。これから住宅政策に入ります。

家が足らぬ足らぬと言っている。政府の住宅政策もなかなか予定どおりいかぬ。それにはいろいろな原因があるけれども、結局は、私は土地問題だと思ふんです。私どもの群馬県でも、ちよっとしたところは坪三十万、五十万もする。ですから、今日では家を建てるのに、土地ともに入れると土地代の方が高くなってしまうんですね。建築代よりも。そこで私は、土地問題を何とか思い切ったやらなければ、今度の五十八年度住宅政策は思うようにいかぬと思ふんです。かといって、加藤大臣にどうするとお伺いしても、そんなに、これというものは私はないと思ふんですね。この辺で思い切った土地政策を、いままでやってきたようなことではなくて、終戦直後の土地解放とまでいきません。何か思い切った土地政策を立てて、月に二十万から三十万の給料取りの勤労者でも土地の五、六十坪から建坪三十坪ぐらいの家が建てられるというような状態に持っていかなければ、私は、何回こういう住宅政策を立てても、また住宅金融公庫がどんな金を貸すといつても、私はどうにもならぬと思ふんです。

そこでひとつ、加藤大臣は若手であり手という話だから、やり手という話なんだから、ひとつ一遍あなた、何か、ここでどうするといふ答弁は要りません。何か国民があつと驚くといふかな、さすが加藤六月さんやると思ふんですが、大臣やばり一年ぐらいたかから、余り何もしないで、国会の答弁だけ何かとまかせばいいじゃないかと思ふんだ。私は、大臣、あなたは二年か三年やらない、大臣を、中曾根君が何か言ったら、おれはやるんだと言つてやってもいいと思ふんだ。僕は、じゃないと、一年じゃあなたしょうがない、本当に。したがって、これは建設大臣もそうだが、加藤国土庁長官は二、三年粘つて、あなたがいま言った思い切った土地政策をやつてみたい

というお気持ちは起こらぬかのう。そしてやってみたらどうなんですか。どうですか。

○国務大臣(加藤六月君) 最近の土地動向を見まして、非常に安定してきつてあります。そして、経済社会情勢一般を見ますと、今後土地がそう上る要因はない。したがって、こういうときに土地政策を相当思い切つたものを出したいと、そして、庶民の皆さん方が特に中心の住宅地を取得しやすいような方法をやりたいという気持ちは十二分にございまして、そこら辺で国土庁の皆さん、主として土地局の皆さんともいろいろいま議論、ディスカッションをいたしておるところでございますが、まあ土地というものは長期的に見ていかなければなりませんから、先生おっしゃったような「アツと驚くタメゴロー」のようないいアイデアが出るか出ぬか。

要は、国民皆さん、庶民の皆さん方が良質な土地を安く手に入れられる制度、あるいはそういう情勢をうまく利用した改革というものをやりたいという意欲は十二分にございまして、先生の意向を体して、さらに一生懸命勉強させていただきたいと、こう思つておるところでございます。

○吉ヶ久保重光君 まあ安定してますけれども、いわゆる高値安定で、いまのままであれば、いま言った二、三十万のサラリーマンの皆さんはとも手が出ないと思ふんです。私も国会議員二十一年してますが、ついに自分のうちができません。これはまあ私の不徳のいたすところだよ。ということは、まあそれはやっぱ二千万、三千万と出せないんですね。ローンがあつたやつぱり払うんだから。

したがって、いま言ったように、ぜひそうしたものを、だから長期でもいいから幾らかでも宅地が、下がるというの容易じゃないけれども、何かいま言った思い切った施策を講じてひとつぜひやってもらいたい。これはまあここであなたがどうするとおっしゃることはとてもできませんが、そうした一つの腹構えで国土庁でぜひ推進してもらいたい、こう思うわけです。そうすると、今度

は建設省は思い切つて建築の増産ができればしょうが、まあこれは少し質問通告でない質問でしたが、ちよっとこの予算案を見まして感じたものから一言お尋ねいたしたわけです。

それは問題で、住宅政策について若干お伺いします。これははつきり申し上げてかなり詳しくお手元までに質問のあれが行っているんですから、どうかひとつ、余りよけいなことは要らないですから、簡明直截に要点だけ言つてもらえばいいです。から、どうぞひとつ余り言葉をたくさん使わないでお願いしたいと思います。私の方も簡単に聞きます。

いま申しましたように、住宅建設がなかなか低迷しておることはいろんな条件があるけれども、いま指摘したように土地問題は一番大きいんですが、この土地はなかなか簡単に値下がりも取得することなかなかできません。冒頭にも言いましたように、建設省のいわゆる予算というもののはかなり膨大でありまして、その使いようによつてはかなりの一般的景気浮揚にも貢献するところがあると思ふんです。しかし実際問題として、いま住宅政策だけに限つて見ますと、いわゆる土地の高騰、あるいは建築資材等の高騰、あるいは人件費の高騰等なかなか容易ではありません。

したがって、そういうことを勘案しながらも、いまの建設省の予算の執行を住宅建設に限つて考えますならば、ひとつどういうふうなことに意を用いて行政をやつていただいたら景気浮揚に役立ち、また庶民の住宅獲得に資するところがあるか。これもなかなか容易じゃありません。ありませんが、ひとつ冒頭に大臣のこれに対する所見をお伺いしたい。

○国務大臣(内海英男君) ただいま御指摘のように、住宅の投資はその波及効果が大変大きくて、また関連する業種も多岐にわたつておるわけでございます。したがって、住宅建設の促進によ

る景気浮揚というものは大いに役立つものと考え
ておるわけでございます。

このため、五十八年度の予算編成及び税制改正
といった面におきまして、住宅金融公庫の個人住
宅建設の従来からの無抽せん体制の維持、さらに
貸付限度額の引き上げ、住宅取得控除の改善、中
古住宅の流通の促進、こういった金融、税制面の
方から見ましても、改善措置を加えて住宅の
建設の促進を図ってまいりたいと、こう考えてお
るわけでございます。

○苗ヶ久保重光君 議論すると時間がなくなりま
すから、議論はしません。ただいま一応お聞きす
ることだけをしてまいります。

いま大臣もおっしゃるように、そういうことで
ございましょうが、とは言いながらなかなか現実
は進捗してないんですよ、率直に言って。五十
七年度もかなり予定よりも落ち込んだんでしょ
う、実際はね。

そこで、一般の持ち家の建設は遅々として進み
ませんが、政府が力を注がなくてはならない公団
住宅や公営住宅の建設がやっぱりおくられている。
これも私は、原因は一般と別に変わりはないと思
うんです。けれども、公営住宅とか公団住宅につ
いては、幾らかやはり私は政府の施策のいかんによ
っては進捗し得るものであろうかと思うわけで
あります。住宅建設五カ年計画の戸数や持ち家の
取得ができない者の居住水準の向上にも大きな問
題を残すのじゃないかと思うんですが、そう
いった点を踏まえて、いわゆる公営住宅や公団
住宅に対する今後の指導その他について、ひとつ
大臣の所見と、一方、局長から少し具体的な話を
してもらいたいと思います。

○国務大臣(内海英男君) 公営住宅及び公団住宅
の問題につきましては、近年住宅用地の取得難
と、こういった問題もございまして、その建設が
おくれがちであることは先生御指摘のとおりで
ございます。しかし、五十八年度におきましては、
厳しい財政事情のもとではございますが、公営住
宅及び公団賃貸住宅につきましてはは前年度並

みというところまで確保できたという感じを持っ
ておるわけでございます。

今後とも、極力公営住宅の建設につきましては
居住水準の向上とあわせて努力をしましてまい
りたい、こう考えておるわけでございます。
○政府委員(松谷善一郎君) 公的賃貸住宅の供給
につきましてもおくれがございましては先生の御
指摘のとおりでございます。

ただいま大臣からの御説明にございましたよう
に、私どもとしては一生懸命こういった公的賃貸
住宅の供給の促進に努めているところでございま
すが、たとえば今年度公団の賃貸住宅の改修コス
ト、家賃の計算の根拠になるものでございませ
が、改修コストの引き下げを図っております。ま
た、来年度の予算案につきましても、関連公共施
設の対象地域の拡大でございまして、あるいは
公営住宅あるいは公団賃貸住宅の用地費の単価の
引き上げでございまして、か、そういうようなこと
をやっておりますし、近年は用地の取得が非常に
むずかしい関係もありまして、公営住宅等では古
い木造住宅を建てかえまして、そこに中高層の住
宅を建設して市街地住宅の供給の拡大を図るとい
うような方式もやっておりますが、そういうよう
な建てかえ方式につきましても種々の助成の拡
充、改善を図っているところであります。

また、住宅・都市整備公団につきましても、来
年度特別の借地方式賃貸住宅制度というものをス
タートさせまして、公的な賃貸住宅の一層の建設
の促進に努めてまいりたいと考えておるところで
ございます。

○苗ヶ久保重光君 いま住宅公団の建設した家
で、賃貸と分譲との比率はどうなっているのか、
わかったらひとつ…… わかりますか。

○参考人(志村清一君) 私ども現在管理しており
ます賃貸住宅は約六十三万戸でございまして、それ
から分譲住宅で管理しておりますのが約十六万戸
でございまして、それからいわゆる民賃と称しまし
て、地主さんの土地を利用いたしまして低額な貸
し家を提供するという仕事もやっておりますが、

これが十七万五千戸、合計しまして約九十三万戸
ぐらいをたまたま管理をいたしております。

○苗ヶ久保重光君 何というか、持ち家は皆持ち
たいけれども実際にはなかなか持てない。なか
か持てませんので、やはりいま言った公的な賃貸
住宅は私は大いに今後やってもいい、こう
思うんだが、やっぱりいまも局長も言ったよう
に、いろんな制約があつてなかなか思うようにい
かぬと言ふんだが、しかし、これはやっぱり何と
してもこれを推進してもらわねと今後の住宅政策
というのは大いにそこを来すような気がするんだ
が、何かあれか、もちろんここで妙手があるとは
思えぬけれども、もっと工夫したら何とかなると
いう見通しか何かないものかな。これは公団でも
結構ですが、あつたらひとつ……。

○政府委員(松谷善一郎君) 先生の御指摘のよう
に、大都市で公的賃貸住宅の供給の拡大に努めて
まいらなければならぬということはそれととり
でございまして。

ただ、先ほど申し上げましたように、用地の取
得難でありますとか周辺住民との調整の難航であ
りますとかいうようなことで、なかなか賃貸住宅
の供給が思うに任せないというのが実情でござい
ますが、賃貸住宅の性格上、やはり大都市の中で
もできるだけ既成市街地の中にそういう住宅を
供給をしていくというのが基本的な方針、筋では
なからうかというように考えております。

そのために、たとえば公営住宅につきましても、
下を店舗あるいは業務施設にいたしまして、
上に公営住宅を乗せるというような市街地住宅の
供給の促進を行う事業でありますとか、あるいは
既成市街地の中にも公的住宅、木造住宅がたくさ
んありますから、先ほど申し上げましたようにそ
の建てかえを図って高層の賃貸住宅を供給してい
くとか、そういうような制度をいろいろと考
えております。

さらに、来年度は市街地住宅供給整備事業とい
う名前でも市街地の中の敷地権者が共同して建物を
建てかえる、そのときに住宅をその上に乗せると

いうような場合にはできるだけ法的な規制面であ
ろうとか、あるいは助成の面であらうとか、優遇
をしていくというような制度を考えていきたい
というように考えております。

先生のおっしゃるような特に奇手というよう
な、妙手といいますか、そういうものはまだござ
いせんが、いま言いましたようないろいろな制
度を総動員して、公的な賃貸住宅の供給の促進に
努めてまいりたいと考えているところでございま
す。

○苗ヶ久保重光君 公団にこれはちょっと聞くん
だが、公団の賃貸住宅で一番高い家賃は幾らか、
一番安いのは幾らか、平均がどのくらいなん
です。わかったら…… わからなければならな
いのです。大体でいいよ、大体。

○参考人(武田晋治君) お答え申し上げます。
賃貸住宅で一番高いものにつきましたは月島一
丁目に建てております、大きさが三LDKで七十
七・二二平米でございまして、十万二千八百円
でございまして。これは現在傾斜がかかっていて恐
らく三年目程度の家賃かと思っております。

それから最低の家賃でございまして、これ名古屋
市の小幡というところの団地でございまして、
それが十二・一八、一Kでございまして。それが五
千四百円という家賃でございまして。

○苗ヶ久保重光君 平均。

○参考人(武田晋治君) 平均は全住宅が二万八千
百円でございまして。

○苗ヶ久保重光君 それを東京で見まして、大体
同じようなところにありますね、同じような規模
の住宅の家賃と比較しますとわかりますか、どん
なもので。大体でいい。

○参考人(武田晋治君) 正確な形で実は比較しが
たいと思いますが、相当程度安い状態にございま
す。何割というのはいくらとまた後ほどお答えさ
していただきたいと思います。

○苗ヶ久保重光君 そこで総裁、この間家賃値上
げの申請をされました。いま最高と最低をお伺
いしたんですが、今度の家賃値上げの申請の、余り

詳しいことはいいですが、大体的な大まかな内容を御説明いただきたい。

○参考人(志村清一君) 先生御承知のとおり、私どもの経営しております賃貸住宅は中堅階層の方々にお使いいただくということが眼目でございますので、大休公団創設以来、そのときにおける中堅階層の方々の所得の二五％ないし一六％程度の家賃になるように考えまして、政府の御援助をいただいたりその他のいろいろの御配慮を賜ってやっております。

したがって、古い住宅につきましては、当時の所得の一五、六％程度であったわけでございますが、その後若干の改定はいたしました。現在の状況で見ますと、安い家賃になりますと現在の中堅階層の所得の三％程度というような低い家賃のものもございます。片や新しくきます家賃につきましては、いま御説明しましたように、非常に高いものも一部ございまして、平均的にいたしまして、現在の中堅階層の所得の一五、六％になつております。それらを直ちに比較するということは問題ございまして、住宅の古さとかあるいは広さとか、設備とかいろいろ問題がございまして、いずれにしても住宅相互間におけるバランスが崩れておる。このバランスをある程度是正をいたしたい、かように考えまして、今回、大臣に申請を申し上げたわけでございます。

一応改定の実施時期といたしましては、前回の改定からちょうど五年たちました本年の九月を目標にいたしております。

また、改定についての幅でございますが、これが大きな問題でございますので、公営住宅におきまして、古い住宅につきましては家賃の改定のシステムがございまして、これは公営住宅の家賃につきましては公聴会を開いて大臣の御承認を得るの原則でございますが、法律に定められた公営限度額方式で行いました場合には、公聴会も大臣の承認も要らないというふうなシステムになっておりますが、この公営限度額方式を今回は利用していただくというふうに考えております。

それでも相当額がふえるというふうなことがございます。そのために、実はこの公営限度額方式で算定いたしました増加額を半分にいたそうというふうなことで考えております。半分にいたしても、さらに一部について高いものが出ると入居者の方に御迷惑をかけるといかぬということ、半分にしたとしてもさらに最高限度額を設けるというふうなことで、これも部屋数によりまして、一部屋の場合には八千円、二部屋の場合には九千円、三部屋以上の場合には一万円というふうなことを最高限度にいたしたい、かように考えております。

こういうふうなことをいたしまして、さらには引き上げ額が五百円未満であった場合には、これは現行家賃で据え置くというふうなことにいたしてあります。

さような意味におきまして、対象の戸数のうち、今回の見直しを行う戸数は約三十四万戸になるかと思ひます。平均の引き上げ額は五千円でございます。引き上げ率は二六％程度になるかと思ひます。

なお、かような措置をいたしても、生活保護を受ける方とかあるいは老人世帯、母子世帯あるいは心身障害世帯の方々にについてはなお問題があらうということで、これらにつきましては家賃をさらに減額する特別の措置を講じたい、かように考えております。

また、この改定による増収額でございますが、これにつきましては維持管理経費と家賃の抑制に使いたい、かように考えております。

なお、敷金の問題でございますが、敷金は改定後家賃の三カ月分に相当する額に改めたい、以上が大体大臣に申請申し上げました内容でございます。

○昔ヶ久保重光君 いろいろと質問があるんですが、また日を改めてお尋ねすることにならうと思ひます。

大臣、公団家賃問題は、公的賃貸住宅のあり方という住宅政策の基本と密接不可分であると考え

ておりますが、その扱いというものは、住宅政策の基本理念を明らかにする住宅基本法、これは社会党がもう何回も出しているんですが、なかなか政府も自民党さんも言うことを聞きません。私は、住宅基本法という社会党が持っているものをやはりこの際検討することが必要だと思ひ、大事なことと思ひますが、いまそこまでいっておられません。

したがって、この住宅基本法——社会党案だけでは固執しませんが、そういったものをやっぱり近い将来つくって、こういった問題を基本的に対処できることが私は必要と思ひます。大臣としてはそれに対してどのような御所見をお持ちか伺います。

○国務大臣(内海英男君) 公共賃貸住宅の家賃につきましては、昭和五十六年八月に住宅地審議会から「現行家賃制度の改善について」という答申を受けております。したがって、建設省といたしましては、その答申の趣旨の徹底を図るよう公団賃貸住宅等の事業主体を指導しているところでありました。

なお、先生のたゞいま御指摘の住宅基本法につきましては、住宅政策の目標を初め基本的事項についてさらに広範な検討をしなければならぬ諸問題等もございまして、関係諸方面との連絡をとりながら目下検討を進めているところでございます。なかなかむずかしい問題もあるやに承っておりますので、鋭意その調整を進めていく考えでございます。

社会党の方から衆議院の方に住宅供給法案というんですか、そういう法案が出ておることも私も承知をいたしております。それらも絡めまして、よく御相談をして調整を図ってまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○昔ヶ久保重光君 私は、やはりさつきも土地問題で言ったように、ある時期には、いろんなことがあるけれども、それをやっぱり思い切つて飛躍することがあつてもいいと思ひますね。それが国民全体の利益であり、住宅の欲しい無数の人た

ちの要望にこたえ得るというのなら、私はやはり、あるときにはひとつ一足飛びに飛んでもよからうと思ひますが、しかし大臣もそう簡単には言えないでしょう。しかし、本当に真剣に考えてやっていたらいいと思ひます。これは、いま公団住宅の値上げの問題については、いままでにもいろいろなきさつがございまして、また、これは当然、この件については集中的な議論も必要であると思ひます。したがって、後ほど委員長に御提案申し上げてそういった取り扱いをお願いしようと思ひますが、ただ、ここで指摘したいことは、前回の値上げのときいろいろと問題があらりましたし、数字的な審議もございましたが、それを受けて建設大臣、公団総裁は、国会で入居者団体との関係正常化について話し合いを約束をしたと思ひます。これは大臣もかわり、総裁もかわつておりますけれども、これが国会における先般の集中審議の過程から出た一つの結論であります。

これは、大臣がどうしたかとは無理に聞きませんが、建設省と公団が、いま言つたいわゆる居住者団体、関係者とういうふうな話をされたか、そのことについてひとつ建設省、公団両方からお尋ねいたします。

○政府委員(松谷善一郎君) 入居者団体であります全国公団住宅自治会協議会、通称自治協と言っておりますが、と公団との話し合いにつきましては、昭和五十四年以降中断をいたしましたわけでございますが、たゞいま先生から御指摘のように、建設省が仲介をいたしまして、それによりまして昭和五十六年の六月から話し合い再開のための協議を行うというところで、私どもが聞いているだけでも現在までに四十数回の協議を行っているという報告を受けております。建設省といたしましては、できるだけ協議が調ひまして話し合いの場ができるように、話し合いの場が再開されるように期待をしているところでございます。

○参考人(志村清一君) たゞいま局長からお答え申し上げましたように、従来は二カ月に一回程度

自治協の方々の御意見を承るという懇談をしてもらったわけですが、五十四年家賃裁判以来中断をいたしております。

これらにつきましては、先生御指摘のとおり、九十四国会で先生方の御審議を踏まえまして、大臣の御仲介もございましたので、五十六年六月以降懇談を再開する環境をつくるべく話し合いを行っております。約一年半ちよつとの間でございしますが、四十六回話し合いを行っておりますが、今日まではつきりとした成果を得るに至っていない状況でございしますが、話し合いは続けておる状況でございます。

○西ヶ久保重光君 やはり大事なことですからね、これはぜひ今後とも努力を続けていただきたいと思ひます。

ここで委員長に要望したいのであります。

当委員会では、過去公団家賃問題で多くの議論を行い、また五十三年前回の値上げの際には大臣に対し委員長要望を出したところでございます。こうしたいきさつにかんがみまして、今回の値上げ申請に対しまして、第一に集中的な審議を行っていただきたいし、第二にはひとつ入居者代表を含めた参考人の意見も当委員会でも聴取すべきであらうかと思ひます。そして第三には、陳情を集約して決議か何かの形で委員会の意思を表明すべきであると思ひますので、どうかひとつ委員長においてはそのようにお取り計らいをここでお願いしておきたいと思ひます。

○委員長(片岡勝治君) ただいまの西ヶ久保君の御要望につきましては、理事会において協議をいたしたいと存じます。

○西ヶ久保重光君 建設大臣、いま申しますように、これは改めてこの件に関しては審議をいたしますが、それを踏まえて大臣としては、家賃値上げの申請を受けたわけですから、そういう諸般の情勢を勘案しながらひとつ適切な、しかも慎重な判断をしていただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(内海英男君) 公団家賃の改定の問題

につきましては、十八日に公団の方から申請が出されました。それを受けていろいろ建設省の内部におきまして検討をいたしておりますけれども、前回の家賃の改定の経緯等も踏まえまして国会の委員会等の御議論をいただき、また前回の改定の際の委員長の要望というように形でも委員長の御意思が出ておりますので、それらも踏まえまして検討を重ねておるわけでございます。

また、先ほど先生からも委員長に対する御要望がございましたように、この委員会におきまして十分御議論をいただきまして、その御議論を踏まえまして適正な改定を慎重に取り扱って行いたいと、こう考えておるわけでございます。

○西ヶ久保重光君 居住者も決して値上げを絶対反対とは言つてはいないんですね。これはやっぱりいろいろな情勢である程度の値上げもやむを得ぬところもある。ただ、居住者の立場に立つと何かいきなり出てくるような感じがあるようだし、しかし、一部では少し高き上げ過ぎるんじゃないかというふうなことがあります。したがって、さきも言つたように、なるだけ居住者の皆さんと事前折衝というか、話し合いをされて、これは絶対そこで私は話がつかぬものと思ひません、これはやっぱりお互いに上げられたいのと同じと上げたいのがあるんですから。

思ひませんけれども、当事者は別として、第三者というか、あるいは当委員会における審議の過程を通じて皆さん方がこれならばやむを得ぬだろうと、これはまあ妥当であると思ふような線が出ることを私は望みます。そういったやむを得ない努力は、今度も値上げが申請されましたけれども、その辺のところは十二分に含んでお願いしたい。今度の申請の内容を私はべつ見しましたけれども、やはりいま言ったようなことが若干あるかと思ひます。

したがしまして、九月一日の実施を目標にされておるようでありますけれども、若干の時間があります。ひとつその時間をよく勘案しながら、建設省としても、公団としても、いま申し上げたこ

とをさらに踏まえて善処していただきたいと思ひますが、ひとつ大臣と総裁の御所見を拝聴したいと思ひます。

○国務大臣(内海英男君) できるだけ入居者の方々の御理解をいただき、御協力がいただけるように全力を挙げて努力をいたす決意でございます。

○参考人(志村清一君) ただいま大臣から御答弁のあったとおりでございます。

○西ヶ久保重光君 大臣、これはあなたと御問答みたいなことなんだが、ひとつあなたの御所見を聞きたいことがある。

と申しますのは、私の地元で私の大事な支持者のところに起こつた問題ですが、土地を貸したんです。建物をつくつてはいかぬという条件をつけて土地を貸した。ところが、その土地に建物を建てて、建築基準法によつてちゃんと確認をされておまけにこれは登記所で登記されてしまつた。それで、建築基準法を調べてみると違法ではないんです。建築基準法から見ても違法じゃない。すべて通つてゐる。それがあなたね、人の土地を借りて、建物は建てませんという契約をしておいで、そして建ててゐる。それがいま言つたように建築基準法の承認も受け、登記もされた。こういうことは大臣はどうする、あなたがもし自分としてそんなことをされたら、それでいいと思ひますか、いかがですか。

○国務大臣(内海英男君) 建築の敷地の問題につきましては、先生例を挙げてお話しになりましたが、権限を有していない者がその建築敷地に建築物を建設するということが社会的に許されないとすることは、もう御指摘のとおりだと思ひわけでございます。

しかし、現実の問題といたしまして建築敷地についての権限関係を的確に審査して把握するといふことは、実際問題として人的にも、経費の面からいきましても非常に困難な問題だと思ひわけでございます。また、建築敷地の権利関係について判断を加へることは、建築基準法上の行政上から

見ましても、その性格になじまないといふような関係もございまして、登記関係は法務省の業務になつておまして、建築基準の関係からいって確認をする場合も一々登記所まで行つてやるということとは、實際いま申し上げたような事情で困難な問題だと、こう思ふわけであります。

今後の建築基準の行政上の執行に当たりましては、ただいま先生が御指摘のような問題も全国には数あることだと思ひますので、そういうような問題につきましては一層関係当局にそういうことが生じないように指導する以外にいまのところではないんでないかと、こういうような感じもいたしておるわけでございます。

○西ヶ久保重光君 そのとおりなんです。建築基準法でも違法はないんですね。登記所へ行つても、これはちゃんと手続したから登記をちゃんとした。しかし、基本的には大きな問題があるわけですね。人の土地に、しかも御丁寧に建築しちゃいかぬという約束をしながら、それをやつちゃつてでさうした。これはだれもいとは思ひませぬね。

ところが、いま言つたように法律的に言つと——それは民法の問題は別よ。しかし大臣、そういう家ができてしまつて、つくつた者も大変な金がかかつてゐるでしょう。つくられた者は自分の土地につくられてゐる。これはえらいことです。民事裁判をすれば勝つかもしれぬけれども、裁判する時間、費用、心理的な不愉快という心労。つくつた者は、これはもし負けちゃつて、これを破すとなればえらい損害だ。そういうことが堂々と存在することが私は非常にいかぬと思ふんだな。それでいま、何遍かおたくの建設省の諸君も来てくれたし、實際、それはわかるんですよ。それはそれとして、これは私は、やっぱり政治の問題だと思ふんですね。私どもの責任だと思ふ、政治家の。

したがって、ここで私は結論を出そうとは思ひません。いま大臣もおっしゃつたように、これは問題がありますから。これは何か、どこかでそう

いったことがないような、事前のやつぱり施策はこれら私ども政治家がなすべきだと思ふんです。私もいまこうしたらいいという一つの腹案はありますが、いろんな問題がありますから。

しかし、ここでひとつ問題を提起して、いままうひとつ問題とは申しませんが、ひとついろいろな関係者がやつぱり相談をして、こういうことがないように、いま大臣もおっしゃったように、私の関係者も表に出ましたけれども、恐らくたくさんあると思ふんですね。それをひとつ何とかやつぱり事前に解決するような対策を講じたい、こう思ふんです。ひとつ大臣もぜひその点を踏まえて、関係者の諸君にそれなりの勉強と検討することをお願いして、一日も早くこんなことが起こらないように、ひとつぜひ対処していただきたい。私どももやはり政治家として責任を感じますから、何らかの対策を立てようと、こう思っています。

一層のひとつさらに御決意を最後に承って私の質問を終わります。

○政府委員(豊蔵一君) 先ほどお尋ねがありました……

○苗ヶ久保重光君 いまの件に対して、大臣から最後に説明してください。

○國務大臣(内海英男君) 具体的な、事務的な手続の問題にもなるかと思ふので、官房長から答弁をさせます。

○苗ヶ久保重光君 いや、違う違う、違うんだ。官房長の答弁と違うんだ。

○國務大臣(内海英男君) 先ほどの先生の御指摘の問題につきましては、建設省関係の事務当局にもよく検討を命じまして、法務省その他の方とも連絡をとりながら、そういうことが起きないように、事務手続に何かの一つ加えることによってそういうことが未然に防げないか、こういったものも含めて検討をさせていただきます。

○政府委員(豊蔵一君) 先ほどお尋ねがございました建設省の予算に關係いたします人件費あるいは労務費の關係でございますが、まず第一に人件費につきましては、建設省の職員の人件費は五十

八年度約三百三十一億円と相なっております。

それからまた、労務費でございますが、これは工事の種類によって差はございますが、私どもの方の調査統計課の方で調べました土木関係の総合の比率でまいりますと、大體用地費を含めまして二一〇程度が労務費と相なっておりますというふうな結果が出ておりますので、御報告申し上げます。

○参考人(武田晋治君) 先ほど公団住宅と近傍の民間団地の比較の問題でございますが、最高とか最低の関係の住宅というのはちょっと調査できておりませんが、先ほどお答え申し上げました五十六年度末の平均家賃が実は二万八千円になっております。したがって、それに近いような団地の例を調査いたしておりますので、その団地につきましては東村山にございまして萩山団地という二DKの団地がございまして、その家賃が二万五千三百円でございます。そして、これに近い近傍の民間住宅の家賃でございますが、六万円から六万七千円程度の家賃のところ三カ所程度ございまして、その住宅と一平米当たりの比較等をしてまいりますと、大體公団住宅は四割程度の家賃になつてゐる状況でございます。

以上でございます。

○原田立君 先ほど来委嘱審査の建設行政についての質問が行われているわけでありまして、けれども、当初大委員長からもお話ございましたが、景気の問題と公共事業のことについては非常に重要な関係性があることはすでに御承知のとおりであります。

現在のわが国の景気は、いまだに底冷えから脱し切れない、低迷状態を続けておりますけれども、五十八年度政府予算案を見ますと、公共事業に關係する予算は全体の六八〇、約七〇〇近くを占めておりますが、景気の動向を左右する公共事業、住宅建設の促進など、建設行政をどう進めていくつもりでいるのか、基本姿勢について建設省並びに国土庁の方からお伺いしたい。

○國務大臣(内海英男君) 公共事業につきましては

は、基本的には立ちおくれしておりますわが国の社会資本の整備水準を向上させるという任務を担うものでありまして、長期的視点に立ちましては着実かつ計画的に推進していくべきものであります。が、現在のような経済情勢のもとにおきましては、景気の維持拡大に資するという配慮も必要なものと考えております。

このような観点から、五十八年度の予算案におきましても公営住宅の建てかえ事業、交通安全施設整備事業、こういった比較的用地補償費の低い事業を拡充するとともに、個々の事業執行に当たつても用地手当てがもう済んでおる、こういった事業に重点的に配慮する方向で検討してまいります。

また、住宅につきましては、五十八年度予算編成及び税制改正等におきまして、住宅金融公庫の貸付限度額の引き上げ、住宅取得控除における控除率及び控除限度額の大規模な引き上げ、こういった措置を講じてまいり、その住宅建設を促進する施策を講じてまいり考えてございます。

○國務大臣(加藤六月君) わが国の景気対策というものと公共事業との関係、いろいろあると思ひますが、二百七十兆の国民総生産の過程に占める六兆六千五百億円の比率というのを考えましたときに、私たちは景気対策といひますか、経済運営については総合的に各方面の知恵を動員しまして、金融とか公共事業であるとか、あるいはまた規制緩和であるとか、中小企業対策であるとか、もろもろのものを総合的に判断してやっていかなければならない。しかし、その中で主導的役割りを占めるものは、やはり公共事業もそうではないか、そのように考えまして、今後十分検討していきたいと考えておる次第でございます。

○原田立君 大臣、今回の建設省関係の予算が、全部で公共事業関係の予算が六兆六千五百億円、この分は五十七年度の二千五百億円先食ひしている予算も入っていますね。そうすると、大臣がよく説明をする中で前年度並みに予算は確保したと、こう言っているけれども、実際は二千五百億円マ

イナスなんです。もし前年度並みの予算を確保したと言ふならば六兆六千五百五十五億円に二千五百億円足した六兆九千五百五十五億円にならなければならぬはずだ。そうすると、だから大臣の言っている言葉はちよつとおかしなところ。二千五百億円先食ひしているんですから、そうすると実際は六兆四千億円ということになって、前年度並みではなくてダウンしていると、こう言わざるを得ない。いかがですか。

○國務大臣(内海英男君) 事務的に答えさせていただきます。

○政府委員(豊蔵一君) ただいま先生から御指摘がありましたように、五十七年度の補正におきまして国庫債務負担行為を起しましたので、その国費が新たに必要となります分が五十八年度に二千数百億円というふうになることは事実でございます。したがって、その部分を見ますと、確かに若干目減りをしてゐるというふうなことが言えようかと思ひますが、また、財政投融资の方でも相当伸びておりますので、それらを総合いたしますと、おおむね前年度並みということも、これまた一応言えようかと思ひます。

○原田立君 官房長、そんな簡単に言つちゃ困りますよ。われわれ民間人が一億円の金持つたんで大變な問題ですよ。二千五百億円といつたら膨大な金額ですよ。だけれども大臣の所信表明の中には、「公共事業については、こうした政府の方針に沿つて、予算総額は前年度とは同額ではあります」と、こういうふうな、あなた大みえ切つて言っているけれども、二千五百億円足りないんですよ、あなた。言葉は激しくなるけれども、ちよつと人をごまかしているんじゃないかという感じを持つんです。正直言つて。いかがですか。

○國務大臣(内海英男君) 厳しい御批判は甘んじてお受けいたしますけれども、債務負担行為といふのは、結局今年度の予算に食ひ込むという形になるわけでございますけれども、実際その執行の段階になりますと、四、五月に出る分も相当ある

と思ひます。あの時点で補正予算で災害復旧も含めまして二兆数百億という補正予算を認めていただきまして、債務負担行為等につきましては、恐らく、そういう推定で物を申してはまたおしかりを受けるかもしれませんけれども、四、五月というのは、大体従来の本予算の關係から見ますと仕事のかる時期でございます。そういう時期に債務負担行為をお認めいただいている補正の予算が有効に活用されるという意味からいいますと、そう先生御指摘されるのはごもっともでございますけれども、まゐるそれが減額になっておるといふふうにもとれないんではないかと、こういうふうにも判断できるかと思ひます。

○原田立君 承服しがたいですけれども、指摘だけにとめておきましょう。

次に、三月十二日の予算委員会ではわが党の桑名義治委員が質問したのに対して、中曽根総理大臣はこういう調整区域の見直しという問題も答弁なさっておられるわけでありまして、すなわち、中曽根内閣の経済、財政政策はさっぱりわかりません。ただしたに答えたもので、市街化調整区域を見直し、適地なら住宅を建設できるようにしたかどうか、区域を固定化しているから物が動かない等々のことを言つて、調整区域の見直しということを答弁なさつておられますけれども、このことについては建設省内で検討はなさつておられるんですか。

○政府委員(豊蔵一君) 昨年の秋に都市局長の方から通達を出しましていわゆる線引き、すなわち市街化区域と市街化調整区域の区域区分につきましては適時適切な見直しを行うようにということを指導いたしております。

したがいまして、これらの指導の成果があらわれてまいりますれば市街化区域の面積もある程度広がり、弾力的な土地政策にもつながり、住宅建設も促進されるというふうに考えているところでございます。

○原田立君 いまの調整区域については見直し等も図るということですね。

○政府委員(豊蔵一君) そういうことでございまして、そうしますと、またそういうふうにしなればならぬというとは思ひます。だけれども、前々から指摘されている問題で、いわゆる民間デベロッパーが調整区域で安い土地代に指定されるであらうとじつとがまんして待つておった、たまたまいちチャンス到来で大もうけする時期に来たなというふうなことになるはせぬかという心配をするわけだ。また、現に、当時このことが非常に大きな課題として議論されたことがあります。

だから、調整区域の見直しということも、ただ単に幅をふやすというだけの問題ではなくて、そういうふうな、何か安いときに買って高くなつたら売るというふうな、そういうふうなことでやるのかえつて土地代がばつと上昇していつて問題を起すのではないか、そこら辺はある程度規制をすべきものがあるのではないか、ではないか。ただ簡単に調整区域をふやすというだけではちよつと政治的に意味がないんじゃないか、こんなふうに思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(内海英男君) これは都市局長から通達を出しまして各地方公共団体、市町村に至るまで、そういう現地の地方公共団体が検討いたしました、いろいろな条件、その他環境あるいは基準というものを検討した上で、県を通じて見直しを建設省の方に提出する、こういうことでございまして、不動産業者が買いためておいた土地を有効に解除してやる、こういうような趣旨にはならない、こう思つておるわけでございます。

○原田立君 大臣はそう思つていないで、現実にはどうなるでしょうが……それに對して、ただ単なる調整区域の拡大という、ばつと置いただけのことでは、政治的なやり方としてはまずいじゃないですかと言つてゐるんです。

○国務大臣(内海英男君) 現在は各地方公共団体の宅地開発指導要綱というふうなものがございまして、逆に、宅開業者等におきましては、その厳しい指定のために、解除されてもその指導要綱でも緩和してもらわなければ、かえつて関連公共施設等に大変な経費がかかるというふうなことで、余り解除してもらつては喜ばない風潮も中にはあるわけでございます。

したがいまして、そういうことを一々私どもの方でも現地の事情もわかりませんので、地方公共団体によく検討してもらつて、この土地であればこの程度の見直しをしてもいいであらう、こういうふうなことを現地の裁量に任せて、こちらの方に出していただくということになっておるのか、御心配のような向きは余り出ないのではないかと、こういうふうに考えております。

○原田立君 ちよつと町名を言うのは差し控えますけれども、ある福岡県内の町です。約一万人ぐらゐの人口の町です。その町は、もうこれ以上人間を入れない、それ以上入れると公共投資をいろいろやらなければいけないから、もう入れないんだと、こう言つて入つてくるのをシャットアウトしているという町があるわけですよ。これは考えようによつてはそういうこともあるなと思ふんです。やっぱり人口がふえれば学校も建てなければいけないし、下水道もつくりつくらなければいけないし、上水道もやらなければいけない、電気も引かなければいけない。そういう費用が出せられないものだからこれはシャットアウトした、こういうふうな問題もあるんです。

それから、いまいみじくも大臣言つたけれども、指導要綱です。この指導要綱等があつて今度は市内でデベロッパーが何か家を建てようとする、市役所に書類を持っていくと、そうすると一千万円とか五百万円とか、負担金というんですか、賦課金というんですか、これを出さないと判を押さないと。判を押さないと、これを建てれば建築できないんですから、という問題もある。いろいろなことを考え合はしてみると、ただ簡単に調整区域を広げればよいというだけでは意味をなさない、こう思ふんですがどうですか。

○国務大臣(内海英男君) 御指摘のような問題も、各地方地方によつて異なつた事情もあるかと思ひます。したがいまして、うちの方は見直さなくともいいんだというお話であれば、そういうような結果が出てくると思ひます。うちの方はぜひこういうふうによつてもらいたいということであれば、それはそれで検討しなければならぬ、こういうふうによつておられます。個々の地方によつてそれぞれ違つてくるのではないかと思つております。

○原田立君 ちよつと大臣の答弁では非常に不十分で納得しがたいんですけれども、前へ進めていきたいと思ひます。

先ほど話が出ておりますけれども、公共事業の前倒しです。先ほどの大臣の答弁では、五十八年度予算を成立させてくれと、こう言つていふ段階なんだから、公共事業の前倒しというふうなことはちよつと言いくいから、勘弁してくれというお話なんだけれども、いろいろ諸般の情勢から言つて、景気の動向から言つて、景気浮揚策の一つとして先ほど大臣も言いましたね、二条件ぐらい。というふうなことで、公共事業の前倒しということが強く要望されている。

また、大臣の所屬している自民党の内部でさえも、五十七年度で七七・三%だったんだから今度は八〇%ぐらいにしろ、こういうふうな意見も固まつていて聞いておられます。いまむづかしい時期だから言えないというさっきの大木委員に対する御答弁だったけれども、そんなんじゃないかと思ひます。

○国務大臣(内海英男君) 自由民主党の方で八〇%近い前倒しをやつたらどうかという御意見のあることも承知いたしております。それから経済關係の關係閣僚の中の話し合ひの中でも、いろいろと前倒し問題につきまして御議論が出たことも、私も事実話しておるわけでございますから、否定はいたしません。しかし、現実の問題といたしまして、五十八年

度の予算をいま参議院で御審議をお願いしておつて、それをまだ成立を見ないうちから、その執行に關してとやかく申し上げるのはいかかかと、こゝういふふうには思ひましたので、意見を差し控へさせていただきますのでございまして、先生のような御指摘を踏まえまして、この予算の執行に当たりましては十分配慮してまいりたいと、こゝういつた答弁で御勘弁をいただきたいと思つてございいます。

○原田立君 じゃ、十分配慮するということ、大体そういう方向に向いていくということと了解したいと思ひます。

ところで、これまた大木委員が言つておりましたけれども、五十七年度もそうだった。上期に前倒ししたもので、下期に仕事が足らなくなるから、よけいまた入れた。それが五十八年度の先食いというへんちくりんかっこうになつていて、非常に不本意であります。で、前倒し、同じ一つのコップの中であつちやつたり、こちやつたりするやうな、そんなことじゃだめだと思つて、すよね。やっぱり公共事業の枠全体を少しふやすうな、そういう方向にしなければ、さつき大臣が言つたやうに、前年度とほぼ同じやうな予算は確保したなんて、そんなことを大きな声でいばつて言えませんか。と僕は思ふんですけれどもね。

それで、これまた言ひにくいだろうと思つけれども、じゃ、前倒しする方向に向いていくということとでは了解するけれども、となれば、五十八年度下期についてはやっぱり足らなくなつちやうな分ですから、そうすると、その分だけまたふやさなければならぬというんだけれども、それはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(内海英男君) ですから、そういう話にだんだんだんだんつながつてまいりますので、いま私にそういう意見を求められても、私単独でお答えすることもいかかと思つておるわけでございます。先生の御指摘のやうなふになれば、建設省としては一番事業を思い切りできるということ、歓迎すべきことだと思つておりますけれども、

でも、まあ財政事情その他いろいろ、もろもろの關係省庁もございまして、私が勝手な意見を述べたのもこの際いかかと思ひますので、御遠慮さしていただいております、こゝういふのが実情でございます。

先生や大木先生のおっしゃつた御意志は十分私も、その意思のまゝやりたくらいな気持ちでおることをこの席で申し上げておきたいと思つておるわけでございます。

○原田立君 大体、よくわかりました。

ところで、先ほどお話があつたやうに、用地の手当て済みの事業あるいは経済効果の高い事業を重点的に配分する、こゝういふふうには大臣は所信表明の中で言つておられるわけでありましてけれども、じゃ、一体五十八年度、どの程度のものになさるお考えですか。

○政府委員(豊蔵一君) 先ほど大臣からも御説明申し上げましたが、せつかく事業を実施してまいります場合には、現在のやうな経済情勢のもとにおきましては景気の維持拡大に資するという配慮も必要であると考えておりまして、昭和五十八年度の予算案におきまして、たとえば公営住宅の建設事業におきまして、その建てかえ事業を特に進めていくというところで、昨年度以上の戸数、約二万一千戸を予定をいたしておるところでございます。また道路事業におきましても、交通安全対策事業等につきましては前年度より増額をいたしまして、その事業の実施を図るといったやうなことを考えているところでございます。

○原田立君 話が中途半端になりましたけれども、「公共事業に占める用地費及び補償費率の推移」というのをあたうの方から資料をちょうだいしたのでありますけれども、五十五年が二一％、それから五十六年が二三％、五十七年が二一・三％、これだけ用地費あるいは用地補償費率がかつておるわけですか。

そうすると、先ほどの用地の手当て済みの事業という、これはもう用地の手当て済みであるんですから、そんなに二〇％も——一番高いときで

もそうですね、五十六年が二三％ですね。このやうなことがありましても、そんなことではあるまいと。五十八年度はもつとそういう手当て済みの事業を多くするようにすれば、五十八年度はもつとダウンしたものでござらんじやないかと思ふが、どうですか。

○政府委員(永田良雄君) 御指摘のやうに、五十五年度が二一％、五十六年度が二三％でございまして、五十八年度はいまのところ、見込みでございまして二〇％ちよつとというかつこうで、低く見込みを立てております。

御指摘のやうに、もつと少なく一〇％ぐらゐにして手当て済みの工事だけやつてはどうか、そうすれば景気に対する波及効果も大きいのではないかとおっしゃるわけでございますが、そうやりますと、やはり一定量の用地費は抱えておきまないと毎年毎年の仕事がスムーズにいかないという点があります。したがらしまして、そこら辺も考へて、できるだけ五十八年度は用地費率を少なくしようというふうな努力をいたしておりますので、そこら辺御理解いただきたいと思ひます。

○原田立君 あなた一言多いよ。私は一〇％なんぞそんなこと言つてませんよ。二十何％だから、用地の手当て済みの事業をやるといふんだから少しはダウンするでしょう、だから五十八年度幾らですかと、こゝう聞いただけの話です。一〇％だなんて、そんなあほなこと言ひませんよ、私は。まあ、それはそれとして、二〇％前後ということとすから、それはそれで結構です。

ところで、公共事業に關して中小企業に対する環境は非常に悪化しておりますが、それは事業費の四年連続の横ばい、あるいは大手企業の進出、不況に伴う競争受注の激化等々、業界の実態は非常に厳しいものとなつておるものであります。そこで、これも毎々当委員会が指摘しているんですけれども、大企業がずばつと受けて、ある程度頭はねて下へばばんとやる、まる投げというんですね、これはいまでも行われているんです。それで中小企業の建築業界の人たちは大変苦しんでいる

んです。そこで言われていることが、分割発注の促進等々を行つて中小企業の受注機会を拡大する、こゝういふやうな施策を強力に推進すべきだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(豊蔵一君) 御指摘のとおり、私も中小建設業者の育成を図りますために、その受注機会の確保が必要であると考へております。政府といたしまして、毎年度中小企業に對しますところの発注目標率を定めまして、これを各機關が実施しているところでございまして、私ども建設省關係につきましては五十七年度三三・一％の目標で現在実施をいたしておりますが、多分それは達成できるものと考へております。五十八年度は予算が成立いたしました後、關係機關等が協議いたしまして、特に通商産業省の中小企業庁におきましてお取りまとめをされることになりまして、こゝういふ目標が定まりましたならば、それに従ひまして適切に実施したいというふうな考へております。

なお、それを具体的に実施いたします際、いまお話がありましたやうに、分割発注の推進であるとか、あるいはまた発注標準の遵守、共同請負制度の活用、こゝういったやうな各手段を駆使いたしまして、いま申しましたやうな受注機会の確保を特段に中小企業に向けて考慮するというところでまゐりたいと思つております。

○原田立君 中小企業に對する受注機会の拡大とあわせて要望しておきたいことは単価の切り下げ、要するに、安く請け負わせるということとすよね。単価の切り下げ、これをやられたらたまたまのじやないですよ。品物は確かにできたかもしないけれども、本当な十五年か二十年耐久度がなければいけないのに、二、三年でぶつ壊れちゃつたなんというやうな品物をつくられたんじや、たまつたものじやない。だから、余り単価の切り下げなどはやらないようにしなければいけないと思ふんです。

それからまた、何といつてもお金がうまく回転していかなければいけないんですが、ところが、

現金比率がだんだん低下していつてゐる。あるいは当初の支払い、完成後の支払い、その支払いのやり方も非常に微妙であるし、手形の払いがふえて現金の支払いが少なくなつてくる。手形の期間が半年とか一年とかなつてゐるものもある。そんなようなことで中小企業の人たちは踏んだりけつたりのような状態になりますけれども、単価の切り下げなどはやらないように、現金比率の低下はさせないよう、そういう指導をきつとしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(永田良雄君) 最近公共事業が少なくなつてまいりましたので、大企業競争が激化いたしました。かなり安値の入札というものがあちこちで出ております。それはとりもなおさず下請とか資材業者へのしわとして出てくるわけでございます。私も、建設業の健全な発展を図る意味からも、適正な価格で予定価格を設定して発注するということが考へております。そういう面で指導していきたく思つております。

なお、下請に関する指導の問題につきましましては、昭和五十三年に元請・下請関係合理化指導要綱を作成いたしました。建設業者、元請業者、大手業者に対して指導を行つておりまして、できるだけ現金比率を高めるように、特に労務費などはできるだけ現金で支払つてほしいというような指導を行つております。これらの指導は漸次浸透してきているというふうに思ふわけでございしますが、ただ、経済状況によつて多少競争が激しいときは悪くなるという状況もあるかと思ひますが、私もできるだけ強力に今後とも指導してまいつて現金比率を高めるようにしていきたい、かように思つております。

○原田立君 では局長、現金比率は現状はどのぐらいであつて、それで今後はいづゆる建設省として指導していくに当たつて、このぐらいのものは現金支払い等はすべきであるという何か骨子はありますか。

○政府委員(永田良雄君) 基本的に言いますと、これは民間の業者と業者の取引の問題でござい

すので、私も具体的な問題として数字を挙げたところへ入るのは適切でないかと思ひます。したがひまして、私もあくまでも厳しきときには下請あるいは中小業者が困らないようにやつてほしい。場合によつては性質によつて労務費相当分はできるだけ現金で支払つてほしい、こういうふうな物の言い方をやつておるわけでございすので、御理解いただきたいと思ひます。

○原田立君 そんなのじゃ理解しないのですよ、要するに。じゃ、そういう指導を一人一人の業者にやる、大手の企業にやるわけにはいかぬでしょう。建設関係の団体があるはずですよ。そこいら辺に対する指導等は具体的にいつおやりになりましたか。

○政府委員(永田良雄君) 大体、通例は六月の盆のときと、それから暮れの十二月のときにそういう通達を出しておりますが、私も関係団体、七団体ぐらいございしますが、それらの専務会というのをやつておりますので、そこで趣旨を十分説明して指導をいたしておる、こういうこととでございます。

○原田立君 私は、いまここに具体的に数字を持つていないから、だからこれ以上詰めることはいたしませんけれども、現実においては現金比率の低下によつて非常に困つてゐる中小企業者が多いことは事実なんです。なほ一層監督、督促をしていただきたいと思います。

それから、松谷住宅局長さん、あなたはさつき苗ヶ久保先生への答弁で、用地の取得がむずかしいのだということをお簡単に言われたけれども、その理由は何か。

○政府委員(松谷一郎君) やはり用地費が現在は大分安定の傾向を示しておりますが、大都市圏におきます用地費が相当高いといふことであります。また、公的な賃貸住宅を建設する場合に用地というものは相当とまつて買わなくてはならない。そういうとまつた用地というのは大都市、特に既成市街地の中では非常にむずかしいなつてきてゐるというふうなことだろうと思ひま

す。それから、大分前までは大きなニュータウン開発というふうな適地も大都市の近傍にございしたが、それが現在ではそういった用地の取得も非常にむずかしくなつてきているというふうなことでございす。

○原田立君 理由は何かと聞いてゐるんです、理由。

○政府委員(松谷一郎君) いま言いましたようなことで、やはり用地費が高いとか、まとまつた用地がない、そういう理由でございす。

○原田立君 じゃ、用地費が高いのはどうしてですか。

○政府委員(松谷一郎君) やはり用地の供給と需要の関係におきまして、ある程度用地がわが国におきましては高くなつてゐる、簡単に言えばそういうことではなからうかと思ひます。

○原田立君 簡単に言えばそういうことですよね、物価の上昇、需要と供給のアンバランス。それから、もう一つここで見落としてならないのは、いわゆる政府が持ち家政策を奨励なさつてゐる。それはそれでそれなりのものであると思ふんですけれども、家を建てよう、戸建てを自分で持とう、そうするとどうしても土地の確保をしなければいけない。だからアンバランスがありますからつり上がつていく。用地の取得がむずかしいというのを持ち家住宅の促進を余り急になさるから、だからこういうふうなことになるんじやないか、こういうふうなことは思ふ。やつちやいけないと言ふんじやないんです。持ち家住宅だつて当然あつてしかるべきだと思ふけれども、それによつて用地費がぐんぐん上がるようなことがあつてはならないといふことを指摘しておきたい。

福岡のある町で五十二年ごろ約坪二十万円ぐらゐだつた。いま、六年たつたら五十万円だといふんです。倍です。ちよつと話にならない。そうすると、五十坪の家で一千万円で買えたのがいま二千五百万円。そんなことやつたら本当に、い

わゆる戸建てを欲しいという人たちの、家を建てたいなんというのはいかぬ高値の花であるわけ。そういうふうなことをさしやならなと思ふわけなんです。

そんなことをあなたに言つても無理だろうと思ふけれども、こういうふうな、だから用地の取得がむずかしい、住宅建設をもつと促進しなかならないという面において、用地がもう少し安くなるようなことを考へていかなければならぬ、こう思ふんですが、どうですか。官房長でもいいし、建設大臣でもいいし、加藤国土庁長官でもいいし……。

○政府委員(永田良雄君) 土地の供給を担当してゐるのは私でございすから、私からお答えさせていただきます。

御指摘のように、基本的には土地の値段は、そのもの持つてゐる本来的な価値もさることながら、需要と供給によつて決まつていくわけでございます。いま比較的土壌の値段が安定はいたしております。需要が非常に落ち込んでおりますし、供給もまたきつめて落ち込んでおります。私も、地価がそれほど暴騰しないので安定的に推移していくためには適当な供給量が確保されていかなければ、かように考へておるわけでございす。

ところが、先ほど申しましたように、宅地の供給は激減しております。要は、宅地をつくつて売り出そうと思つても、高いから売れない。なぜ高くなるかといふことでございすが、宅地を取得するのにもすごい時間がかかります。それから、宅地の開発許可等をやるのにまたこれ時間がかかります。それから、許可がおりていざ宅地造成しようといふときには、いろいろな面での負担が、公共負担が課されます。これがすべて宅地の値段をつり上げる要因でございす。

もちろん性質上、当然公共負担も持たなければならぬのは持つてもらわなければならぬわけですが、そういう過度の負担をなくする、それから、かかる過ぎる時間をなくする、こういうことを

やはり基本的にやっていたいかなきやいかならう、
かように考えておるわけでございます。

○原田立君 建設省は五十七年度の住宅建設目標
を百三十万戸になさっておられましたね。これが
実際にはそこまでいっていないのが現状というふ
うに私は見ておりますけれども、いかがですか。

○国務大臣(内海英男君) 先生御指摘のように、
昭和五十七年度の当初政府経済見通しでは、民間
住宅投資の実質の伸び率を一〇・四％程度に見込
んでおったわけでございます。これを一定の前提
のもとに戸数に換算いたしますと、おおむね百三
十万戸程度の住宅建設がなされるものと試算をい
たしておったわけでございますが、しかしなが
ら、五十七年四月から五十八年一月までの実績を
見てみますと、累計で九十八万、前年同期に比べ
まして一万七千戸、一・八％の増でございまし
て、このままでずっと四月まで、三月いっぱい推
移いたしていきますとおおむね百十五万戸前後、
こういうことになるかと思ひます。

このように、当初の見通しを大分下回りました
ことにつきましては、先ほど来先生からも御指摘
がございましたように、基本的には住宅の価格と
国民の住宅取得能力との乖離があったということ
にあると思っております。

○原田立君 百十五万ぐらい……五十八年度に
ついては好転する見通しはありますか。

○国務大臣(内海英男君) 五十八年度の新設住宅
着工戸数の見通しにつきましては、先ほど来御議
論のありました地価あるいは所得等、住宅建設を
取り巻く環境は引き続き厳しいものがあると思ひ
ます。

五十八年度におきましては、予算編成時におき
ましてもいろいろと御検討をいただき、改善をし
ていただけたわけでございますが、金融、税制上
の改善を図っていただきまして、予想でございま
すが、全体としては五十七年度並みということ
になるのではないかと思っております。

○原田立君 四期五計の五十六年から六十年にか
けての計画目標は、公的資金による住宅において

は三百五十万戸、民間自力建設住宅については四
百二十万戸、合計七百七十万戸、こうなっております
けれども、では一体五十六年、五十七年、五
十八年、各年次別に計画は一体、これだけの目標
を立ててやっていると、そういう目標は決ま
っていますか。

○政府委員(松谷善一郎君) 第四期の住宅建設五
カ年計画と申しますか、住宅建設五カ年計画では
五年間の住宅建設の戸数を見込んでおりまして、
それが七百七十万戸、第四期の場合は七百七十万
戸ということでございます。

年次別に五十六年は何戸、五十七年度は何戸
と、そういうような計画戸数というのはございま
せん。ただ、現在まで、五十八年度の計画分を含
めまして、これから後は五十九年、六十年と二年
間が残るだけでございます。今後住宅の建設のた
めの促進策を十分実施をしていきたいと考えてお
ります。

○原田立君 じゃ、お聞きしますけれども、五十
六年度の公的あるいは民間の目標、五十七年、五
十八年、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(松谷善一郎君) ただいま申し上げま
したように、住宅建設計画では各年度別の建設計
画というものはございせん。実績とその見込み
を申し上げますと、五十六年度の実績見込みで
ございまして、公的資金による住宅が六十八万八千
戸、民間自力建設住宅が四十九万三千戸、合計
いたしまして百十八万一千戸。それから五十七年度
でございまして、これはまだ現在建設中でござい
ますが、したがって、公的資金による住宅に
つきましては計画、民間につきましては見込みで
推定をしておりますが、公的資金による住宅が七
十七万戸程度、それから民間自力建設住宅が四十
三万戸程度、合計いたしまして百二十一万戸程度
になるのではないかと考えております。

ここで、ちょっと住宅の着工戸数との違いが
ございますが、これは実は住宅の着工戸数というの
は、住宅を建築いたします場合に各建築主が確認

申請を出します。その確認申請を出すときに同時
に着工届を出しますが、その着工届を集計いたし
ますものが着工戸数でございます。したがって、
これは比較的早くわかるわけでございます。
現在のところ一月の着工状況がわかっております
し、もうそろそろ二月の着工状況がわかるという
ような状況でございます。

ところが、実際には着工届が一〇〇％出される
ものではないと申します。以前は相当着工届の出
遅れがあったわけでございます。このごろ大分改善さ
れてきておりますが、それでも五〇％程度の遅れが
ありますので、その遅れを見込んで改善をいたし
ましたものが、ただいま申し上げましたような百
十八万一千戸であり、百二十一万戸、こういうよ
うな状況でございます。五十八年度もほぼ同じよ
うな戸数ではないかということでございます。

○原田立君 大臣、いま局長の答弁のように四期
五計のこの五年間の合計の目標ははっきりしてい
るわけですか。ところが、年次別の計画というものが
全然はつきりしてない。実績だけしか言っていない
わけですね。そういう計画というものはちょっと
おかしいんじゃないかと僕は思ふんですけれども、
どう思ひますか。

○国務大臣(内海英男君) まあ長期的な計画とし
て四期五計ということを立てたものだと思います
が、したがって、先生も御承知のように、経
済の激変がはなはだしいというような状況から、
計画どおりにいかないということになってきたん
だと思ひます。計画どおりにいけば、大変経済も
安定していいわけでございますけれども、そのと
おりいかなかったということは先生の御指摘のと
おり認めざるを得ない、こう思っております。

○原田立君 大臣がそこでシャッポを脱がれたん
じゃ困るわけですね。目標は目標で立てたんですか
ら、その目標に達成するように努力していただ
ければならぬわけだ。

力の乖離という問題が挙げられているわけですね。
非常に大きな問題だと思ふんです。五十六年平均
では、収入が五百十六万円、マンションの価格が
平均で二千六百十六万円。そうしますと、倍率は
五・一倍、民間で試算したので言いますと収入の
五・二八倍。それから建て売り住宅価格は三千四
百五十三万円、収入が五百十六万円が平均でありま
すから、実に六・七倍にもなる。こんな状態じ
や、もう一戸建ての家を持とうなんて本当に高ね
の花ですよ。そういうようなことではないようにし
ていくには一体どうしてやるんですか。

私は、先ほど一戸建て持ち家住宅施策の一つの
あらわれとして地価の高騰があるんじゃないかと
いう指摘をした。けれども、これは私もしゃべ
っているが非常に矛盾を感じているんです。
持ち家も必要なんだ。だけれども、こうやって住
宅価格と住宅取得能力の乖離がこんなひどくなっ
ちゃったんでは、もうどうにもしようがない。だ
から、これを解決するには何らかの手段を講じな
ければならないんじゃないか。

また、年間五百十六万円の収入の人が仮に暮れ
にボーナスが二カ月分、夏に一カ月分あるとし
て、これ単純に計算して十五で割りますと、毎
月三十六万円の収入ですよ。三十六万円のお給料を
もらっている人が一体どのくらいいるのか。恐ら
く若い人じゃいませぬね。若い人じゃ十五、六
万、十七、八万でしょう。女の子なんといったら
十万切れるなんという場合もあるでしょう。そう
すると、この住宅価格と所得との乖離問題の解決
は非常に国民的課題の大きなことだと思ふん
です。これはどういふふうな解決なされますか。

○政府委員(松谷善一郎君) いま先生の御指摘の
ように、住宅価格と所得が乖離をしておるわけで
ございます。少しづつ状況はよくなつてきつた
るのではないかと申しますが、たとえば五十六
年度で言えば、マンションにつきましては五・一
倍、建て売り住宅価格で六・七倍、これはただし
首都圏でございます。したがって、地方に行
けば若干この乖離の状況は改善をされていと思

います、首都圏等では非常に厳しい状況にあり
ます。

そこで、所得につきましては別といたしまし
て、住宅価格につきましてはできるだけこれを引
き下げるよう努力をしていく必要がありますが、
これもなかなか経済との関係もありまして非常
にむずかしい問題を含んでおります。ただ、住宅
コストダウンのために、たとえば昭和五十一年度
から実施をしておりますが、「ハウス55」プロジ
ェクトでありますとか、あるいはまた来年度から
実施を考へておりますが、「いえづくり」であ
りますとか、住宅の上物につきましてはできるだ
けそのコストダウンを考へるよう政策的にも手
打っていきたくて考へております。

なお、住宅の取得を行う場合に、それが価格と
所得の間に若干の乖離があるとしても、できるだ
けそれがスムーズに取得できるように、たとえば、
住宅金融公庫の融資につきましてはできるだけ融資
条件を改善をしていく、あるいはまた税制面等にお
きまして、たとえば住宅取得控除制度等の大幅
な改善を図る、あるいはまた住宅ローンの金利に
ついてはできるだけ下げてもらうといういろいろ関
係方面にもお願いをする、あるいはまた、住宅の
新設だけでなく中古住宅の購入等につきまして
も現在住宅金融公庫の融資を行っておりますが、
そういったような面につきましても、マンシヨ
ンだけでなく一戸建て住宅等にも拡充をしてい
く、これも来年度から実施をしていきたいと考へ
ております。

そういった種々の政策をそろえまして、何とか
住宅の取得が容易になるように考へてるところ
でございます。

○原田立君 大臣、あなた所信表明の中に、住宅
について、「住宅金融公庫の無抽選体制の維持及
び貸付条件の改善、住宅取得控除制度の大幅な改
善等金融・税制上の措置による良質な持ち家取得
の促進に努めるとともに、公共賃貸住宅の建設戸
数の確保、既成市街地における住環境整備とあわ
せた市街地住宅の供給の促進、既存住宅の増改築

及び流通の促進、地域住宅計画の策定等の施策を
推進してまいりたい」と、こうお述べになつてい
ますね。これは僕は歓迎。だけれども、実際に
五十八年度に、今年度具体的にそういう動きが
できるのかどうか、いかがですか。

○国務大臣(内海英男君) その目標に向かいまし
て全力を挙げる、こう申し上げる次第でございま
す。

○原田立君 だけれども、こればかりはいけませ
んよ、大臣。これだけ大みえ切つて言われて、そ
うして、はあ、いいねとこう思つておるのに、こ
れは目標だけでございまして、今年度はどうなる
かわかりませんなんてね、そんな返事じゃ、それ
は聞けませんよ。もう少しはっきりした答弁をい
たきたい。

○国務大臣(内海英男君) その所信表明にうたい
ました精神を踏まえまして、全力を挙げて努力を
いたしたいと考へておるわけでございます。

○原田立君 非常に不満足でありますけれども、
もうこれ以上答弁が出ないと思ひますから先へ進
めます。

この公庫住宅は、前年度五十四万戸目標、五十
八年は五十一万戸、今年度三万戸減つていますね。
それから公団住宅については、前年度三万五千
戸、今回は三万戸、五千戸減つていますね。合計
三万五千戸減つておりますけれども、それに合
せて民間住宅、マンシヨン等の在庫調整等があつ
て、前年並みに持つていくというのは大変苦しい
んじゃないかと、こんなふうにお思ひますが、五
十七年は百三十万戸が目標でしたよね。それが実
際百十五万戸です。恐らくまた五十八年度も百三
十万戸でしょう、あなたの方の目標は、そうする
と、せめて公庫住宅、公団住宅の減つて三万
五千戸ぐらいはふやして行つべきだと思ひます
が、いかがですか。

○政府委員(松谷善一郎君) 公庫の五十八年度の
融資予定戸数は五十一万戸でございまして、これ
につきましても、無抽せんによる貸し付けを継続
して行つことといたしております。これは五十六

年度と同戸数でございまして。また、最近の住宅建
設の状況から見ても事業の実施に支障はないもの
と考へております。

ただ、住宅政策の姿、一般的な姿から申します
と、持ち家住宅と賃貸住宅の均衡を図つていくと
いうことのほかに、持ち家住宅の場合につきまし
ても、公的融資住宅と非公的住宅と、それから
一般の民間住宅とのバランスが適当に保持され
るべきではないかというように考へております。

そういう意味からいいますと、現在、民間住宅の
落ち込みがはなはだしいわけでございまして、こ
の民間住宅を何とか浮揚させる。そのため、来年度
の税制におきまして住宅取得控除の限度額を、現
在五万円でございますが、これを一躍十五万円、
比率にいたしますと、七割を一八割まで拡充をし
て、できるだけ民間住宅の建設が推進されるよう
に配慮をしていくところでございまして。

○原田立君 民間住宅に配慮、それはそれで結構
よ。だけれども、公庫住宅、公団住宅三万五千戸
減らす必要ないでしようか。

○政府委員(松谷善一郎君) 公庫住宅は、先ほど
申し上げましたように、予定戸数としましては五
十一万戸でございまして、これは無抽せんによる
貸し付けを継続しているということでございます
ので、非常に要望が殺到するというようなことに
なりましたら、無抽せん体制によつてその予定戸
数も場合によりましては拡大をするということとは
可能と考へております。それから公団住宅につ
きましては、当初申し上げましたように、大都市に
おける用地の取得難等の状況によりまして住宅の
建設におくれが見られております。これは何とか
促進をしていかなければならぬわけでございま
すが、現状から見まして来年度三万戸程度はまあ
事業の実施上適正な戸数ではないかというように
考へておる次第でございまして。

○原田立君 何かあなたの説明を聞いてるとさつ
ぱりわからない。私が言いたいのは、民間の方
のことも手当てしていいですよ。いけないとは言
つてるんじゃないんですよ。だけれども、さつき

から言つてるように、もう高ねの花でなかなか手
に入らない。だから、どうしても公庫、公団のそ
ういう安い家賃のところに入りたいたいという人が
まだまだ多いわけですよ。だからそれを四期五計の
三年目に当たる今年度に何とも三万五千戸も減らさな
くていいでしようか、もつともへ戻すように
してやるような努力をなさたらいいかがですか
と、こう言つてゐるんですよ。

○国務大臣(内海英男君) 先ほど局長からも御答
弁申し上げたわけでございまして、要は、無抽
せんの制度をそのまま今年度も行つていくわけで
ございまして、それによつて申し込み者が予定よ
りずっと上回るということになれば、五十一万戸
にこだわらないで、その点は弾力的に運用をして
いく、こういう意味も含まれておるというふう
に御解釈をいただきたいというふうに思つてあ
ります。

○原田立君 それは大臣、あれですか、五十一万
という計画を出しているけれども、じゃ、要望い
かんによつては五十四万も五十五万にもする、こ
ういう意味ですか。

○政府委員(松谷善一郎君) 無抽せん体制の維持
ということでございますから、ただいま先生の御
指摘のように、非常に住宅金融公庫の融資住宅に
つきまして希望が殺到するというような状況であ
りますと、その点でまた財政当局と御相談をして
適切に処理をしていきたいと考へておるところで
ございまして。

○原田立君 昨年十二月、行管から、公的住宅の
建設及び管理に関する行政監察が行われておりま
すが、その中で建設省に対して、「公的住宅供給
施策の見直し」として三項目の勧告をしておりま
すけれども、どう受けとめておられますか。

○政府委員(松谷善一郎君) 昨年十二月の行政監
察で、公的住宅供給施策の見直しにつきまして勧
告がありましたのは御指摘のとおりでございま
す。建設省といたしましては、今回の行政監察は
公的住宅の建設及び管理事務の改善、合理化のた
めの指摘でございまして、その内容を十分尊重し

たしまして、公団あるいは地方公共団体を指導いたしまして、今後の住宅行政に反映をさせていきたいと考えている次第でございます。

○原田立君 住宅・都市整備公団についても、その業務運営の合理化について、住宅需要に即した的確な住宅の供給、それから未入居住宅、保守管理住宅等の早期解消、保有土地の早期活用等、それから経営状況の把握、評価システムの整備、四項目の指摘がございまして、四項目。いかように対策を講じられていきますか。

○政府委員(松谷一郎君) ただいまのお話のように、住宅・都市整備公団の業務運営に関しまして、住宅需要に即した的確な住宅の供給、未入居住宅、保守管理住宅等の早期解消、保有土地の早期活用等、それから経営状況の把握、評価システムの整備、この四項目につきまして、昨年の十二月に行政管理局から勧告が行われたわけでございます。

この勧告に対しまして、建設省といたしましては、公団住宅等事業促進対策委員会を取りまとめた対策がございまして、その対策、これは昭和五十六年の一月に取りまとめたものでございまして、その対策の一層の徹底を図るよう、勧告の趣旨が十分反映されますよう、業務運営の適切な執行について公団を指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○原田立君 いま、その委員会をつくってやるということはお聞きしました。

それで、公団の未入居住宅、保守管理住宅、長期保有土地について会計検査院からも五十年、五十年、それから五十六年度ですか、三回も指摘を受けていますね。いかが受けとめておりますか。

○政府委員(松谷一郎君) いま先生のお話のように、会計検査院からも指摘がございまして、このため五十六年の三月に、ただいま申し上げましたように、公団住宅等事業促進対策委員会を建設省に設置したわけでございます。

して、成案を得まして住宅公団に指示をしておりますが、その中身としましては、たとえば、傾斜家賃を据え置いて、すなわち家賃を低くする、あるいは二戸一改造いたしまして住宅の規模を大きくする、あるいは二戸貸しを行う、あるいは住宅の種別の変更を行う等々のことによりまして、現在未入居住宅がありまして状況をできるだけ早く解消をしていくというのを指示しておるわけでございます。また、保有土地、未利用土地につきましては、関連公共施設整備の促進等の対策を指示しております。公団では、この指示を受けまして、個別団地ごとに具体的な対策を実施しまして、逐次成果を上げつつあるものでございます。

建設省におきましても、問題の早期解決を図るため、今後とも鋭意公団を指導してまいりたいと考えております。

○原田立君 公団を鋭意指導してまいりたい、一体どういう指導をしたんですか。また、どういう指導を受けたんですか。また、あなたの方ではどういうふうなことをやろうとするんですか。

○政府委員(松谷一郎君) ただいま申し上げましたように、住宅の規模が小さいために入居者の応募が少ないというふうなことから、二戸を一戸にして住宅の規模を大きくする、そういうような改造をすること、あるいは住宅の種別の変更、すなわち賃貸住宅をたえば分譲住宅にいたしましたので、そこで住宅の処分をできるだけ早期に行う、あるいは二戸貸しをする、それからまた、できるだけ適正なPRをしていくというふうなことの指示を、さきに申し上げました公団住宅等事業促進対策委員会の報告に基づきまして住宅・公団を指導、指示したところでございます。

○参考人(志村清一君) 先生御指摘がございまして、昭和五十一、五十二年間に会計検査院から御指摘がございました。また、五十五年の決算検査報告においても御指摘がございました。これらにつきましては、ただいま住宅局長から申し上げますように、建設省の御指導を賜りまして、わ

れわれといたしましてもそれに対応すべく努力をいたしております。建設省の公団事業の促進対策委員会を受けまして、私どもの方でも、経営改善推進本部をつくりまして、未入居住宅等につきま

して鋭意努力をいたしております。具体的には申し上げますと、関連公共施設の整備等に欠ける点があつて、なかなか使えない住宅等があつたではないかという御指摘につきまして、は、いろいろの団地がございまして、朝日ヶ丘、武庫川等々につきましても、それぞれの手当てをいたしまして進めておる状況でございます。

また、傾斜家賃の据え置き、家賃対策等につきましても、各必要な団地について実施をいたしました。二戸貸しあるいは二戸一改造もそれぞれ進めております。賃貸から分譲へ、あるいは分譲から賃貸へ、その地域の特性に応じまして種別の変更もいたし、場合によっては駐車場の増設とか、あるいは車庫、エレベーターの設置とかいうふうなことも考えております。

また、公団住宅のよさを御存じない向きもあるわけでございまして、われわれといたしましては、特別の供給促進活動をいたしまして、募集販売体制も整備をいたし、場合によっては民間業者も一部活用するというようなこともいたしてございまして、未入居住宅等につきましては、昭和五十二年、五十七年、五十八年、五十九年、五十年、五十一年度末、五十七年三月には一万九千戸程度になっております。ただ五十五年、これは別途に既存ストックのうちの長期空き家の御指摘がございまして、約九千戸でございましたが、これにつきましても、五十七年三月には七千戸に減少をいたし、せっかく努力を続けたと、かように考えております。

長期保有土地につきましては、二十一地区五十五年の決算報告で御指摘がございましたが、これらにつきましても、関連公共の整備等御指摘がございました点につきましては、建設省の御指導も経ましていろいろ対応を重ね、おおむねこのう

ちの二地区につきましては処分を終わりと、十地区程度は事業を開始する段取りに至り、もう一地区は五十八年度では事業を開始できるのではないかと。まだ残り八地区でございますが、そのうちの四地区については、公共団体との交渉も順次進んでおると、かような状況でございます。

○原田立君 今回公団が値上げ申請しましたね。それは三十一年から入っている方々の家賃と、借りがえして入られた家賃とが非常に離れている、あるいは民間住宅やなんかと比べて非常に差がある。だから、それを均等化するために今回の値上げをするんだというふうなことが新聞報道されているわけですが、僕はそれは少しおかしいんじゃないかと思うんですが、考え方として、当時公団においてもいわゆる減価償却制度をして、これだけの家賃を払えば何年間で幾ら償却できるんだという、そういうふうなことで家賃の設定を定めていたはずなんです。

だから、現在非常にあちこち危険箇所ができて補修しなきゃいけない。その関係の人員費あるいはそこで使う材料費、これはもう三十一年度の単価に比べてみれば当然高いわけですから、だからその分の何らかの話し合いをしての値上げというのはこれはあつてもいいんじゃないかと私は思うんだけれども、もとの根っこの方の、三十一年度のときに入ってから、安いから、こう言つても、それによって減価償却していくんだという方向で決めた家賃なんですから、こつちの方を動かすということこれはおかしい話だと、こう私は思うんです。

ですから、そこら辺のところを今度の申請に、建設大臣にあてて公団の家賃値上げについてのときの理由に一体どうなっていますか。

○参考人(志村清一君) 私どもの公団の家賃につきましては、建設省令で家賃の決め方についての規定がございまして、施行規則の四条で、かかりました費用を五分以下七十年間で減価償却した額と、それから修繕費とかその他維持管理費等々を合計した額を基準にして考えるというふうな規定

が第四条でございまして、それを一応の基準にしながら私どもの家賃の設定をいたしておりますが、第五条におきまして、経済状況の変化とかあるいは住宅相互間の家賃の不均衡のあった場合にはこれを改定できるという規定になっております。かようなシステムは私どもだけでなく、低所得者向けの公営住宅の家賃についても同様な規定がありまして、私どもとしてはこの規定の趣旨に基づきまして今回家賃の改定、見直しを申請申し上げたという次第でございまして。

○原田立君 公団には総裁の私的諮問機関として学識経験者などによる基本問題懇談会というのが設置されているというんですが、本当ですか。また、その委員の数は何人ぐらいですか。中身は一体どうなっていますか。

○参考人(志村清一君) 先生御指摘のとおり、基本問題懇談会というのを設置いたしまして、学識経験者その他の方々の御参加を賜っておりまして、いままでに十五名の委員をお願いいたしまして、ここでも何回か懇談会を開いていただきました。

また、家賃問題は特別のさらに検討を要する問題であるということで、家賃部会を懇談会の御了承の上で設置をいたしまして、家賃部会も八回専門部会を含めまして約八回、懇談会は三回くらいを開催いたしております。こういう状況でございまして、○原田立君 委員の方々に付いて、官庁からの建設省から来たいわゆる官吏の〇日と、それから大手大企業の人たちばかりがほとんどで、企業サイドで運営されているというような話を聞くんですけれども、本当ですか。

○参考人(志村清一君) 公団の先輩は一人でございまして、あとは学者、ジャーナリスト、それから労働関係の方々、それから御婦人代表といったような方でございまして。なお、大企業の関係と申しますと、不動産問題にも関連するので不動産関係の会社からお一人と、それから銀行関係からお一人入っております。

○原田立君 この家賃値上げを決めるときに何回ぐらい懇談会を開いたんですか。

○参考人(志村清一君) 懇談会は二回開きまして、家賃の問題につきましては専門的ないろいろな知識も要するじゃないかというふうなこともございまして、委員の中からメンバーを選びまして家賃部会をつくりまして、そこではさらに専門家が必要だということで、弁護士さんとか不動産鑑定士さんあるいは住民の公団にお住まいの方等もメンバーに入らせていただきまして御審議を賜り、さらに専門委員会で御検討いただきました。家賃部会専門委員会で八回にわたって御審議をいただきました。

○原田立君 家賃部会というのはちよつと私も初耳だったんですけれども、こういう全国的にわたる大きな問題を、顔合わせの初会合を含めてたつたの二回で原案を決めてそれで申請なさるといふのは、いさか軽率のそりを免れないんじゃないか。マスコミ関係もその点を知って非常に非難の声を上げております。

で、家賃部会は八回やつたと言ふんだけれども、一つの案を決めるに当たっては多数決なんです。か、全会一致なんです。一体どうなんです。か。いやそんなことはとうていだめだ、こういうふうな反対の意向を持っている人も中にはおるかもしれない、賛成の人もおるかもしれない。特に反対の声なんかはどのぐらい、どういふふうに反映されたのか。そこら辺のところはつきりしないとか多くの入居者の方々は納得しないんじゃないかと、こう私は思ふんですけれども、いかがですか。それを聞いて、この次四月の十二日に集約的にこの問題やりますから詳しくはお聞きしますけれども、粗々お聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(志村清一君) この懇談会におきましては相当活発な御議論を賜りました。ただ、懇談会という性格上、各般の御意見を活発に御提供いただきました。それを十分踏まえまして公団が家賃の見直しについて決定をするという形をとっておりますので、この懇談会で案を決定したというこ

とではございせんが、先ほども申し上げましたように、非常に活発な御意見がございました。大勢といたしましては家賃の値上げはやむを得ないんじゃないかというふうなお考えが多かつたように承知いたしております。

○原田立君 また次の四月の十二日の日にもう少し詳細にお聞きしたいと思ひます。

もう時間にもそろそろなつてまいりましたので、次の問題に移りますけれども、建設省は木造住宅の振興を図るため五十八年度から新規事業として「いえづくり」を推進することになっておりますが、計画の概要を御説明願ひたい。

○政府委員(松谷善一郎君) 良質、低廉な木造住宅を求める声が、要望が非常に強いわけでございまして、そのために、住宅建設を促進するためにいわば木造住宅の「ハウス55」版とも言える「いえづくり」を昭和五十八年度から実施したいと考えております。まだ予算案が御審議になっていくときでございまして、具体的にこれをどういうスケジュールでどういふことをやるかというところは差し控えたいと思ひますが、私どもの考えとしては、昭和六十年度の供給を一応目標といたしまして、昭和六十年度の供給を一応目標といたしまして、広く一般より提案をいただきまして、木造住宅在来工法につきまして標準的な品質、性能で、かつ低廉な価格のものを特に生産供給システムとして確立をしていきたいというふうに考えております。

このため、できますれば予算が成立をいたしました際には、直ちにそのための検討の委員会を設けて、そこで具体的な実施についての検討を行います。それに基づいてできるだけ効果的な開発成果をいただき、それを普及していききたいと考えております。

○原田立君 五十一年度から新住宅供給システム開発プロジェクトというのをつくられて、いわゆる「ハウス55」というので、五十一、五十二、五十三年度で十五億三千五百万円の予算額をつけて仕事をやっておられますけれども、今回のいま私が聞いている木造住宅の振興についての「いえづ

くり」は新規です。そうすると、何か同じようなものを次から次にやっているというふうな感じを持つんです。「ハウス55」は、五十一、五十二、五十三年度だったから、だから「いえづくり」を今度は五十八、五十九、何年かその間にまたやるんだと、こういうことですか。

○政府委員(松谷善一郎君) 「ハウス55」開発プロジェクトは、昭和五十一年度からスタートいたしました開発事業でございまして、研究開発につきましては、昭和五十四年度までに終わりました。その開発成果に基づいて実際の供給が五十五年度から行われております。したがって、現在はその成果の普及について実際の住宅が供給をされているわけです。

なお、実はこの開発プロジェクトにつきましては、三つのグループが開発をし供給をするということとでございまして、最初の供給を開始したグループが五十五年度でございまして、三番目のすなわち最後のグループを五十七年には供給を開始しております。したがって、五十七年度には「ハウス55」についてはもうすでに供給がその目的に沿ひまして行われているということとでございまして。

なお、「ハウス55」の開発プロジェクトは、木造住宅を対象といたしております。いわゆるプレハブ住宅でございまして。このたび私どもが考えております「いえづくり」は、全住宅の六割を占めます。在来工法の木造住宅でございまして。すなわち、地域に密着いたしまして、大工さんや工務店の方々が住宅を建設するそのシステムをできるだけ合理化をいたしまして、いい住宅を安く供給をしていくということを考えているわけでございまして。したがって、量産住宅ではございませんで、地域、地域にそついていた工務店の方々に研究の助成等を行ひながら開発をし、それを普及していくというところで、いわば住宅の供給の姿としては違った局面で供給をしていくということとでございまして。○上田耕一郎君 私、立川の防災基地問題と、福岡県糟屋郡の住宅用地取得に関する疑惑の問題と、

それから入札問題について質問したいと思ひます。

立川の防災基地問題は年前中も本委員会でも取り上げられましたが、私は三年前の四月十五日にこの委員会でも取り上げてあります。このとき国土庁に、宮家、総理大臣初め政府要員などを輸送するそういう防災本部をつくる気があるんだらうと、そういう報道があるがということでも聞きまして、ところ、国土庁の柴田審議官は、都心が壊滅的打撃を受けるような災害のときの予備本部として考えていると、そういう答弁があったわけですね。

ところが、私が聞いたとおり、いよいよ中曽根内閣になってから具体化が進みまして、新聞報道にもあったわけですが、長官、お伺いしますけれども、二月二十八日に首相が福島国土庁事務次官に指示した内容には立川の防災基地構想も入っていたんですか。

○國務大臣(加藤六月君) 防災問題について前向きに幅広く国民の不安を解消するための対策を講ずるようにと、こういうお話がございました。

○上田耕一郎君 東京新聞の報道によると、政府筋によると、同基地全体の総工費は一千億円見込んで、五十九年度予算から本格的に建設が進められるという報道ですが、大体そのとおりの計画ですか。

○國務大臣(加藤六月君) 政府委員にお答えいたします。

○政府委員(荒井紀雄君) 立川の防災基地につきましては、国土庁の案といたしまして、昨年の九月に地元立川市に対して配置計画案を提出したところでございます。したがって、そういう段階でございますので、現在施設の具体的な内容でございますが、工事等につきましては今後検討を進めていくという段階でございます。現在、一千億につきましてもまだ決まったというものではないわけでございます。

それから、五十九年度以降云々という話につきましては、これもまだ決まっておりますんで、今

後いついかなるときに着工していくのかということも含めまして、具体的な内容について検討していきたいというふうに考えております。

○上田耕一郎君 中曽根首相は三A政策、英語が好きなようですが、安心、安全、安定、この三つのAですね、それをキャッチフレーズにして災害対策を内政面で取り上げたい。外交がえらい評判悪かったんで、いよいよ内政に風見鶏的になるというこのようですが、中曽根さんの安全とこのAは、彼の首相就任以後の「正論」八三年一月号に書いた「新しい文化と福祉の国を」という論文を見ても、安全というのには、「日米安保同盟体制をより強固なものとして行く」と、防衛的安全がまずあって、「あわせて地震、災害対策も進める「安全の政治」というんですね。だから安全保障の意味と、それから防災と二つながっているわけですね。今度の立川の防災基地も、新聞もだから「有事体制も濃厚」ということを報道しているんですが、国土庁長官はこの立川の防災基地については地震災害のことだけ考えているんですか。それとも有事、つまり安全保障関係の安全、そういう観点ということも、長官としても中曽根首相の一閣僚として首相の三A政策に基づく安全対策として考えているんですか。

○國務大臣(加藤六月君) 中曽根総理は、三つの安全ということと総理大臣に就任されて以来おっしゃっていると思います。ただ、その安全という言葉には、先ほど先生はシニカルにおっしゃいましたけれども、内政問題として今後打ち出していく重要な政策というのはいろいろ議論いたしておりますが、一番の安全は国民の健康という、安全という問題等から始まって、すでに発表いたしました人間の健康——死亡率第一位になったがん対策、ここら辺もやっていくとか、あるいは御存じの緑を、花をいっばいにするという意味での安全ということ等も考えられる。

そしてまた、先ほど申し上げました防災ということも非常に心配されておりますが、これはあくまでも防災は防災でありまして、国民のいざという

うときの大規模地震その他に對しての防災的基地をつくらせて、国民の不安を解消して、安心を与えるようにする、こういう立場でやっておるわけでございます。

したがって、立川の防災基地はあくまでも防災を中心にして、防災のみを考えておるところでございます。したがって、この基地は救出、救護活動等に当たる警察、消防等の施設、食糧の備蓄倉庫、医療施設等のほか、災害対策本部の予備施設も含まれておりますが、これは先ほど申し上げましたように、あくまでも南関東が甚大な被害を受けた場合に、それに対する適切な対策をとる本部としての機能を考えているものでございます。

○上田耕一郎君 地震、大災害があった場合の適切な対策の本部と言われても、壊滅的打撃を都心が受けた場合のこのことになれば、これは長官が幾ら否定しても有事の場合の壊滅的打撃ということの際にも当然使われることになるんですね。私、三年前にも聞いていたんですが、四十六年三月六日、政府の文書がある。「大震災が發生した場合の自衛隊の災害派遣計画について」ですね。この中には、「ヘリコプター約十機から十四機で「宮家、総理大臣をはじめ政府要員等を要請により所要の個所に輸送する。」ということまで自衛隊の任務として政府発表の文書にはつきりあるんですね。だから、いまのところ長官が平和的な話をされても、いざという場合には使えるということとは否定できない事実だろうと思つてます。

ところで、いま言われた食糧備蓄あるいは医療、通信施設などのための拠点だと言つて、それが、そういうものは地下室にするんですか。地下ごうを考えているんですか。

○國務大臣(加藤六月君) 地下ごうではございません。地上でございます。

○上田耕一郎君 食糧備蓄は、じゃ、地上だということになりますか、いざという場合に首相を初め行くこともあるわけですね。これは参議院の三月十六日の予算委員会でも、首相自身がこう答えておられる。大震災となると食糧、燃料の備蓄、救急活動のため根拠地がどうしても必要だ、立川基地を救援の根拠地、中核基地にする。東京がだめになっても作戦指揮がとれる、「大地震の際の作戦中核基地を予備的に用意しておく」ということで、第二宮邸ということではないということなんで、食糧だけしまっておくんじゃないかと、やっぱり作戦指揮をとる中核地区、それも考えているわけでしょう。

○國務大臣(加藤六月君) 一番立川基地に考えておりますのは無線通信施設です。情報収集その他が問題になった場合に、部分的、いままでの地震災害があった場合にも電話の途絶、その他の問題が大変大きな混乱を招いております。したがって、そういう意味での無線通信、通信施設を中心としたしております、単なる食糧基地ではないということとは事実でございます。

○上田耕一郎君 その通信の中核は首相ですからね、指揮をやらなきゃならぬ。

じゃ、首相その他、宮家とか天皇とか首相とか国土庁長官や建設大臣も入るのでしょうか、それとも、そういう人たちのいざという場合に、壊滅的打撃を受けた場合にそういう人々たちを、おさめるというところけれども、そういう場所は一切今後計画はないとはつきり断言できますか。

○國務大臣(加藤六月君) 皇族を初めいろいろな方々のお名前が出ましたが、そういう方々をおおさめするということとは一切ございせん。

○上田耕一郎君 首相もいないんですね。

○國務大臣(加藤六月君) 南関東あるいは幅広い大震災が起こった場合に、防災本部というのはいくらでも現在の震が関心にあるべきでありまして、私、予算委員会でもお答えしておきました。私、テントを張つてもおんぼろということをはつきり、中曽根総理以下閣僚も、中央官庁の役員もがらんとすることが第一の大きな前提としてあります。しかし、それでもいま申し上げましたように、医療施設とか食糧とかあるいは通信施設等

の問題は、国民の皆さん方がそれでもござらぬやになつた場合にどうするんだと言われた場合の第二の補助的な問題として考えるというところでございまして、閣僚やその他の者はこの霞が関かいわいに現在あるところではござらぬといふことが基本姿勢でございまして、そこはひとつ誤解のないようにお願いしたい、こう思つております。

○上田耕一郎君 がんばる決意をお伺いしました。新聞は、「基地全体は、要塞」としての機能を果たす。政府筋は、核シェルターの設置計画は否定しているが……

○國務大臣(加藤六月君) この新聞です。

○上田耕一郎君 東京新聞、赤旗じゃないんです。(笑聲)「この種の地下壕(ごう)が作られる可能性もある」といふふうになつて言われていますが、人間を収容する地下壕など一切計画ありませんね。

○國務大臣(加藤六月君) ございませぬ。

○上田耕一郎君 まあ状況が変わると中曽根首相は政策もいろいろ変わるものと言つて、今後変わるものが大いにありますけれども、いまのところ国土庁長官が、そういう地下壕とか、それから第二首相官邸的な、あるいは有事、大地震災害の場合の政府中枢が移動するような施設、地下壕など一切つくる計画はないと言われたことを確認して、次の問題に移ります。

次は、福岡県塔原の住宅用地の疑惑の問題です。

住宅・都市整備公団の問題については先ほども同僚委員から、膨大な空き家の問題、未利用地の問題、その問題の追及がありました。第二の国鉄になるのではないかとされるほどの大問題を抱えた経営内容になつていくわけで、そういう問題を抱えていながら、今度二度目の大幅な値上げという計画が出されて、居住者あるいは国民の間から非常に大きな怒りが燃え上がつていくところですが、私は、都市整備公団の体質がやっぱり非常に問われていると思う。中でも政治家の癒着

構造、こういうものが残念ながらこれまでにもありましたが、これから私が追及しようと思つて塔原の住宅用地取得にもくつきりと思つておられる。私、この問題調べて、まあ週刊誌とか何かで書かれるような話を絵にかいたようなこともないことが次々起きてきて、調べた私自身もびっくりするといふことが非常に多いんです。

まず、この筑紫野市塔原の住宅用地取得について、公団としての事業目的、取得の経過、面積、価格などについて述べていただきたいと思つております。

○参考人(久保田誠三君) 答えたいと思います。

当塔原地区の概要につきまして御説明いたします。

所在地は、福岡県筑紫野市大字杉塚及び塔原でございます。交通は、地区からバス十分ないしは五分で、十分の方は西鉄大牟田線の西鉄二日市駅、それから国鉄鹿児島本線の方はバス五分で二日市駅に到達いたします。それから西鉄の方は、西鉄の福岡駅、天神と言われますが、そこまで十七分。したがって、計二十七分で参ります。国鉄の方は本線が十八分で博多駅の方へ参りまして、計三十三分で参れるところでございます。そのよう交通の比較的良好なところでございます。

施行地区は七十四ヘクタールでございます。そのうち公団が先般取得いたしました取得面積は六十一ヘクタールでございます。事業手法は土地区画整理事業の手法によることといたしております。

用地取得の経緯、経過でございますが、まず昭和五十五年でございますが、当九州支社といたしましては宅地開発事業の事業用地として常にいいところを物色しているわけでございまして、そういうところを五十五年の十一月に筑紫野市から当地区の開発について要請がございまして、その年の十二月に土地所有者でございまして株式会社林業商會から公団に土地の持ち込みがございました。公団は、この土地につきましていろいろ検討したわけですが、土地の有効利用を図るためには福

岡県の住宅供給公社及び個人の所有地と一体として開発することが必要である、それは近郊にございまして、そういう一体的に開発する必要があると考へまして、県公社に申しましてはその所有地の譲り渡しを申し入れ、個人約百二十名でございまして、に對しましては開発の同意と、それからその土地の一部を譲つていただきたいという申し入れをいたしましたわけであります。

また、この地区につきましては市街化調整区域でございまして、その開発を行うためには市街化区域に編入する必要があります。そういう関係等もございまして、事業予定区域の選定と農林漁業との調整を図る必要がありまして、それにまた、かつ線引きの市街化区域編入の問題が絡んでおりますので、あわせて筑紫野市、福岡県、農林水産省、さらに建設省等との協議を行つてまいつたわけであります。

そのような協議を行ひまして、そういう協議の成果を踏まえて、公団は公団の土地取得に関する規定に基づきまして地区選定等に関する手続、公団本社で二度――A審、B審と言つておりますが、理事会を開きまして、さらに総裁が支社長に對して承認するといふ手続があります。そういう手続を経まして昭和五十七年、昨年の四月以降に土地取得を行つたものであります。

取得価格につきましては、不動産鑑定評価価格を参考といたしまして、その上に公団の経営採算を考慮しまして決定いたしております。

なお、取得相手は株式会社林業商會が四十三ヘクタール、それから福岡県住宅供給公社が十六ヘクタール、個人が約二十名、これは共有の問題がありますので、少し数字が必ずしも正確じゃございませぬが、約二十名、二ヘクタール。少し数字は切り上げたかなんかしてありますが、そういうことでございまして。

○上田耕一郎君 いろいろな疑問があるんですけども、まずこの近辺はいろいろな団地がありまして、空き家もかなりあるんですね。だから、あの地域の自治協なども、何であんなところに買ふんだらうといふことで、まず需要動向の把握からしてかなり問題がある。それから現地へ行つてみると、ここに写真いっぱい撮つてありますが、本当の山です。禁猟区になつていて、大体イノシシも出るようなところなんです。

それで、五十五年にはこのすぐ隣の大佐野というところから坪一万円で買つてくれと言われて、公団は断つてゐる。ここに写真がございまして、(写真を示す)こっち側が一万円の断つたところなんです。こっち側はあんな方の今度坪三万円で買われた、三倍の道を隔てて、こっち側は一万円で提供意向があつたのに断つて、こっち側は三倍の三万円であなた方買われたといふところなんです。しかも市街化調整区域で、水はありません。もう本当に山と谷で、大変なところなんです。もう写真一々お見せしませんけれども、非常に奇怪です。

そして、現地の不動産業者に聞いてみましても、せいぜい一番高く二万円だといふ土地なんです。それを、いまはつきりおっしゃらなかつたけれども、坪三万円で買った。林業商會には三十七億円で四十二ヘクタール、十三万坪買われた。

もう一つおかしいのは、これが塔原地区ですけれども、ここに武蔵台高校というのがある。これは五十五年に供給公社が教育委員会に払い下げましてね、高校ができて、この土地が、きちんと計算してもらつたんですが、約一万七千円になつてゐます。これが五十五年です。ところが、あなた方は五十七年の四月に約二倍の三万円という価格を出されたんですね。価格問題について非常に疑惑が多い。

もうかわられましたけれども、当時の九州支社の秋山支社長は話が出たときに、平米六千八百円以上は絶対だめだと言われたといふんですね。そうすると、平米六千八百円というのはいくらなんでも、だから、不動産屋の方が最高二万円だといふのは秋山支社長の話と合つてゐます。ところが、実際に五十六年にこれが詰まつていった

ときに、平米八千円からスタートして、ついに九千円で決まって、それで約三万円になった。

鑑定は、御存じの有名な日本不動産研究所が、一社で、あと二社は地元です。地元二社の鑑定したところは、話によると支社の福井部長、いま研究学園都市の開発局事業第一部長をおやりになっておられますけれども、福井修司部長の言うとおりにしたというふうな話も伝わっているんですね。

まず、価格が何で三万円、坪一万円高いと思うんだ。そうすると、十三万坪で十三億円あなた方は高い買い物をしたと思うんだけど、これだけ問題になっているときに、どうしてそういうことをされたのか、説明できますか。

○参考人(久保田誠三君) われわれは用地取得に当たりましては、都市開発部門におきましては、いま先生お話しがありましたように、不動産鑑定機関の三社にその鑑定を依頼したことにしております。その鑑定に当たりまして、これが公正になされるべきことが当然でございますので、いろいろの取引事例の知り得た情報等のご提供いたしまして、適正な評価がなされることを期待いたしますが、余分なことをわれわれが教唆するとか、そういうことは一切ございせん。本件についてもありませんでした。

そのようなことで、この三社鑑定がなされました、これに基づきまして、これを参考とし、先ほど申しましたように、われわれの経営採算ということも一方でございます。そういうことを彼此勘案いたしましたして、何度も申しますが支社の審議会、公団は二度の審議会、総裁の御承認というふうなことを経まして、慎重審議した上で価格は決めたわけでありまして、したがって、この価格につきましては昨年の買収価格を決めた三月時点においては妥当なものだと私は信じて疑いません。

○上田耕一郎君 これは形式は整っているんですよ。もうそれは公団のおやりになることは、全部その形式を踏むわけだから。不動産鑑定士もちゃんと選ぶしね、ちゃんとA審、B審ですか、内規

がありますよね、私も今度読みましたが、これに基づいておやりになるんだから。そうなれば公団のおやりになる仕事には一切ミスなんか出ないはずなんですよ。形式どおり全部踏んでいるんだから。

しかし、そうやって形式を踏むだけけれども、問題が起きるんですよ。それはからくりがあるからですよ。この場合もそうなんです。一応形式踏んでおれば一切すべて正当であって何も問題起きないのなら、世の中何の腐敗も起きませんし、公団関係のいかなる問題も起きないでしょうけれども、今度はそういう形式をたどる踏んでいたとしても大きな問題がある。

一番大きな疑問は、この林兼商会、これは林兼産業の、大洋漁業の子会社ですね、林兼産業というの。その林兼グループの一つで不動産業をやっているんですけれども、この林兼商会の救済のために驚くべき高買いが行われた。裏にいろいろなフィクサーが動いた。政治献金まで行われたという疑惑が次々と出てきているんです。

林兼商会は、この土地を昭和四十八年から四十九年にかけて安田信託銀行から坪一万で十三億円で買ったんです。安田の方も大体九億四千万円で買った土地で、四億四千万で買ったと地元ではうわさされている。坪一万で十三億円で買ったんだ。その後金利が、これはなかなか大変なんですね。こういうインフレーションの出るようなところだから、なかなか売れない。しかし、金利をずっと払うわけなんです。私、土地を調べてみました。この期間にこの金利、書いてありますけれども、年利一〇・一％なんていうのもありましてね。詳しいことは省きますが、ここでの抵当権を全部合算すると三十数億円の抵当が次々次々設定されて、安田銀行から金を借りているいろいろやっているんですよ。

問題は、この根抵当権、根抵当というのがあります。昭和五十二年に二十九億一千万円で設定されている。約三十億円でですね。根抵当が極度額二十九億一千万円で設定されて、その後です、問題は、昭和

和五十六年九月三十日、つまりこの土地をいよいよ売却することが決まってきた時期ですよ。この時期に極度額一億八千万円の根抵当権が新たに設定されている。これで安田信託銀行から林兼商会に一億八千万金が行ったわけですね。この一億八千万金が公団に三十七億円で買ってもらったための資金として使われたという疑いが非常に強い。

現地でも、大体、林兼は一億八千万金使ったらしいと、そう言われている。ところが、この根抵当権設定の金額と全くびたりと合うんですよ。五十六年九月三十日。この一億八千万の金がどこに流れていったかということが、私はこの事件の非常に大問題だと思っております。だから、この安田信託銀行、林兼商会との関係で、この土地を抵当として五十六年に一億八千万の金が出された。これがどこへ行ったかということで、この裏にフィクサーとしてさまざまなグループが動いているんですよ。

ちよつと志村総裁にお伺いしますが、志村さんの奥さんも親しい方だと言われているが、志村さん、小松康彦という方御存じですか。

○参考人(志村清一君) 知っております。

○上田耕一郎君 どういう方ですか。

○参考人(志村清一君) 私の家の近くに住んでいる男でして、私の子供が、いま学生でございまして、小松君は四十過ぎたもう大人でございまして、けれども、何か遊びに行つて話をするということがあつたというふう聞いております。しかし、現在小松君は私の近所からどこかへ行きまして、おりません。

○上田耕一郎君 私どもいまの彼の住所は、これほど大に大阪に居るんじゃないかと思うんですけども、動いたグループにこの小松康彦という人も入っている。総裁の御存じの方ですね。平川芳延、この平川芳延という人は、北九州市戸畑区天神の十一の三十二にお住まいで、この人が一番のフィクサーとして動かれた方です。それから大関剛夫、港区芝三丁目三十一の十二、日興マンション五〇一号にお住みになっている方の名前も出

ている。この平川氏との間でかなりいろんな動きがあつて、この小松、大関の間で、総裁も恐らく初めてかもしれないけれども、ピストルを出す事件、ピストル事件というのが起きているんですよ。これは御存じないでしょうか。

これはね、だから僕は週刊誌の話にもなるというふうなことを言ったんですけれども、実はこの一億八千万円を政治家に渡すために、この土地の問題並びに鶴音浦の造成地問題というの絡んでいるんですけれども、林兼がやっぱり持っているこの問題が絡んでいるんですけれども、福岡市の高級料亭「政」というところで筑紫野市長の松田正彦さん、松田市長とそれから林兼の小山徹四郎専務、この方は本名は繁と言います。別名徹四郎と言われて、現地では徹四郎で通っている。小山専務とそれから公団の先ほど名前挙げました福井修司部長がこの高級料亭「政」で会食をされている。いろいろ相談したと言われている。

この会食をされた事実が福井さんに確かめられた。「政」に行つて、この市長と小山専務と行ったこととございまして、このことを福井さんは明言されました。こういうところで、その場の議事録もあると言っている。それから、領収書もあるんですよ。鶴音浦造成地に関する一件書類とこの塔原に関する一件書類、こう一そろそろつてるわけですね。

この書類がいろいろ問題になって、これが明らかにねばすべし中身が明らかになるといふので、この書類を平川さんという人が持つていたわけですから、何となくしてこの書類を取り戻さなきゃならぬというので、林兼の荒木弁護士を通して、あなたのいま御存じの小松康彦にこの資料を取り戻してくれという指示が五十七年六月二十五日に出る。

小松氏は、平川さんに要求するんだが、平川さんは東京にいる大関剛夫さんにも渡してしまつたというので、小松さんは大関さんに会いに行くんです。赤坂東急ホテルロビーで小松さんはどうとうピストルを取り出して大関さんをおどかし

た。幸い撃たれなかつたが、大関さん自身から聞いたんですから。大関さんはそのピストルを取り上げて、そういうことをすると言つてピストルを戻したそうですが、これが大体五十七年の七月の末から八月ごろに起きた事件なんですね。

そのときは、小松さんはこの資料回収ができなかつたけれども、後に林業の方にこの資料は戻ってきたので、話によると小松さんは二千万円を林業から受け取っているというんです。

警察庁の方、来てますか——こういうピストル事件などが起きてくるということは御存じでしょう。当然関心をお持ちだと思いますが。

○説明員(森廣英一君) ただいまお話しの方針を使って、不法所持事件と申しますか、そのようなものはいまお伺いしまして知つたわけでございます。

○上田耕一郎君 ピストルというこれは大問題でね、いま私は名前も住所も明らかにしましたので、今後調べるといふ約束していただきたいんですが。

○説明員(森廣英一君) いま名前を伺いましたので、その方々から事情を聞いてみて、事件があるということであれば捜査することになろうと思ひます。

○上田耕一郎君 この平川さんという方は、大体五億円でこの問題のフィクサー役を引き受けられたという話です。けれども、実際は五億円でえられないで、三億でがまんしてくれと。三十七億の三%という一億一千万円ですな。一億一千万円はいやだと、話が違ふというので、どうも一億一千万は受け取っていないらしいと言ふんですけれども。

こういう話が流れて、いろんな人が複数で証言すると、三十七億円公団から払わせれば、そのあつせん料として五億円の金がフィクサーの人に流れるという話が出るということ自体が大問題なんですよ。非常に私は大問題だと思ひますね。あなたの御存じの小松さんには二千万円行つたという話です。

さて、非常に大問題なのは、福岡県の亀井知事の確認団体である「福岡県を明るく豊かにする会」、この会に林業の讃井興起主任とそれから林業の下請の会社の「大松」の本藤憲司専務が二人で行つて、三千万円渡したということについて復数の証言がある。それから、先ほど高級料亭「政」で公団の九州支社の福井部長、それから林業の小山専務と一緒に会食をして、そのときのいろんな話がとにかく議事録としてあると言われているんですけれども、そこに出席した筑紫野の松田市長には二千万円この二人が渡したということについて復数の証言があります。

私も、この讃井さん、それから本藤専務に確かめてみました。一応お二人とも私どもに対しては否定されました。しかし、現地では亀井知事の確認団体の「明豊会」というのですな、「福岡県を明るく豊かにする会」、事実とすれば暗く惨めにする会だと思ひますけれども、そういう会に三千万円、それから市長に二千万円行つたというのは公然の秘密と言つていいくらい関係者の間で言われている。亀井さんに迷惑がかかるからというので言われておりますけれども、こういう疑惑が出ています。

それで、私も、市長にも讃井主任と会つたことがあるかと聞きました。市長は会つたことがないと言ひます。讃井さんの方に聞くと、市長には何回も会つていふことを言われているんです。もうすでにいろんな食い違いが出ています。三千万円、二千万円、合わせて五千万円です。小松さんに二千万円、もう七千万円です。三%で一億一千万という、大体一億八千万円という、私が先ほど土地騰本で五十六年九月三十日に安田信託から林業に出た一億八千万の大体つじつまが合うんですよ。恐らく、そういう形で金が流れたとしたか、一億一千万円、平川さんには渡っていないという話なんですけれども、しかし、全貌が大体こういう状況で生まれてきていると、そう見ざるを得ないですね。

題がやっぱり大問題になってくる、三十七億円という。皆さん方は、不動産鑑定士で、それでオーケーだからそれでいいということで済ますつもりですか。現に、だれが聞いても、現地で調べても、坪二万円が最高だと言ふんですよ。三千万円であつた方は買つた。一万円で十三億円で。十三億円もうけさせればその中から一億八千万円ぐらゐ出るの簡単でしょう。私がいま明らかにした事実について、総裁どうお考えですか。

○参考人(志村清一君) 用地の取得につきましては、とにかくいろいろなお話が出るものでございまして、用地を買うときには慎重の上に慎重にしろという指示を私はいたしておりました。先生のお話で何やらフィクサーとかいふお話が出ましたけれども、私は、大規模な土地を法人から買う場合には直接法人と交渉しろと、こう言つております。今回の場合も同様の趣旨でございまして、林業商會と直接九州支社と交渉をしたと承知いたしております。

なお、金額につきましては、先生も御指摘なされたように、三つの鑑定を得ています。そのうちの一つは、先生御指摘のように不動産研究所でございまして、これは全国的な鑑定権威者でございまして、また、地元の事情にも明るい者がいないかやならぬというので地元の鑑定業者も入れたようでございますが、三社でもって鑑定をしてもらつてはいる。これも不当な鑑定になりますと、三社とも不当であるというなら別でございまして、片方、全国的な日本不動産研究所でございまして、アンバランスが出ました場合、鑑定士自身として資格を疑われるわけでございまして、私は、この鑑定は鑑定士の良心に照らして正当なものであると、かように考えております。

○上田耕一郎君 志村総裁そうおっしゃいますけれども、あなたはこの事件でかなりの役割りを果たしたとわれわれは聞いています。あなたはこの問題について何の疑問もないと言われるけれども、二千万円のところを三千万円で買つた。鑑定士、それをただ信用したということでは何とも思ひません。一千万円高いということ。あなたはどういう役割りを果たしたかということとは、五十七年の二月に公団で部長支社長會議があつたそうですね。この二月の部長支社長會議で志村総裁自身が九州支社の福井部長を大要裏めて、この筑紫野の塔原の土地はその方向でいくような方向にこでなつたという話もあります。三月三日日本社の理事會で交渉の承認を内部規程の五条に基づいてあなたがやりになつた、承認して。三月三十日に取得契約オーケーということになつた。これは五十七年の話です。

しかし、価格はもうすでに五十六年九月に坪三万円で大決まつたんでしよう、五十六年九月に。なぜそれがとんざしたかという、例の朝日新聞が大きく報道しましたけれども、九州支社の廃止などという話が出ましたね、行管庁から。大問題になつたのでごたごたで延びたんですよ。もうすでに去年の九月には坪三万円で大決まつていたんですよ。

それで、十月一日から、あなたが住宅・都市整備公団の総裁になられてから、あなたがどうやらこの問題できわめて奇怪な動きをした福井部長の言うとおりにこれを進めていかれたんじゃないですか。福井部長という方は、先ほど私が明らかにした。高級料亭「政」といふのはちよつと食べると一十万円かかるという有名なところだそうなんです、福岡市の。そこに福井部長は筑紫野市長と出席しているんですよ。それから林業の専務と一緒にさきさきある。そのときの議事録を専務がとつて、そのコピーが流れているといううわさまである。そのコピーを取り返すために、あなたの御存じの小松さんはピストルまで持つて、やつたんですよ。

あなたは、その二千万円、三千万円のこの価格問題について何の疑惑も感じませんか。不動産鑑定士が出たらそれでいいんだ、不動産鑑定士の役所は福井部長の言うとおりにしたという話まである。これは神様じゃありませんからね。これはまた金

が流れたかもしれぬ。とにかく総裁としては経過を、私は国会のこの委員会でごうやう問題を開明らかにしている以上、とにかく鑑定価格に従ったので何の問題もございませんということに済ますことはできないと思ひます。

○参考人(志村清一君) 私にかかわるような御発言がございましたが、そのようなことは私、一切ございません。正直に申し上げると大変失礼な話じゃないかと思ひます。

先ほど来申し上げているように、私は、法人との交渉においては、大規模の住宅地を取得するという場合においては、直接そういった土地を持つておる法人と交渉するように、しかも厳正に対処するようにという指示をかねていたしております。また、鑑定の問題については、後ほど担当の理事からも申し上げさせていただきますが、私は適正である、かように考えております。

○参考人(久保田誠三君) 先ほど先生の方から、昨年の用地取得に関する理事会の前後の経緯につきまして御発言がありましたので、私、直接担当責任者の理事として経緯を申し上げます。

九州支社につきましては、首都圏や関西の方と違ひまして、やはり、先生も申されましたが、宅地の需要等につきましては、人口の社会増とか自然増とか、そういう問題については、やはりいろいろ配慮すべき事項があります。ただ、やはり土地を買えばいいというものではないと思ひます。そういう意味において、志村総裁は当公団の経営の問題についてきわめて慎重に物事を運ばれる方でありまして、常々われわれに対して、経営の観念をしっかりとやって土地を買ふなり住宅をつくるなりしてくれということをわれわれ理事者にたたき込まれていくわけでございます。

そういう関係でありますので、私はこの塔原の地区の選定に当たりましたは、総裁から何も御指示もございませんでしたけれども、異例のことに属しますが、九州支社に命じまして特別の需要供給の実態調査なり見込み調査、これを私、二度にわたってヒヤリングしましたが、そういう特別の

調査までいたしました、普通のところではやらないほどの調査をやりました、そしてこれができなかったら総裁におかれは上げられないぞと言つて直接私が、理事が支社を呼んで、調査は何カ月もかかってつくらせまして、それでその資料に基づきまして、ようやく総裁のところへ御進講申し上げたわけでありまして。

そうして、経営採算等先ほど申しましたが、そういうものも十分これではいけないということ、もちろん鑑定の問題もありますが、そういうことをあわせまして、これは大丈夫であるということ、慎重の上には慎重をきわめて私はやりましたのであります。

したがって、いま先生からお話をお聞きしました、そういうことを聞きますとまことに残念でございます。そういうことは私は夢にも考えていなかったことです。そういうことで買った土地でございますので、私はじかに現地も見まして、これは本当に地区としてはいいところはないと信じているわけでございます、私の足らざるどころがあったと言われれば、いろんな批判を受けることがあつたとすれば、残念でございますが、これは不徳のいたすところでございますが、誠心誠意やうなつもりでございます。

○上田耕一郎君 理事は大変まじめに問題をお考えになっておるようなんです一言質問しますけれども、あなたは価格は言われなかったけれども、大体坪三万円ということはお事実はですか。

○参考人(久保田誠三君) 三万円即ちではありませんが、それに近いものであることは認めます。

○上田耕一郎君 それでは、私が先ほど示したように、五十五年のこの近くの高校が一万四千七百円とも言われたんですが、今度計算きちんとして直してもらつたら一万七千円と。それから、五十五年に大佐野からこのすぐ隣です、先ほど写真に示しましたが、坪一万円が公団に買つてほしいという要望があつた。これは事実ですか。

りません。

○上田耕一郎君 ちょっと調べてほしいんですね。あなたは本社にいて、非常に関心をお持ちで二回も行って調べられたと言われるけれども、九州支社の仕事でやられたんです。福井部長が去年の六月に筑波へ行かれたから。福井部長、どうも本社に来ていたようですよ。だから、福井部長から聞いてください。大佐野地区から一万円を買つてほしいというのを公団断つたんです。われわれは大佐野地区の区長にも電話をして調べたんです。これは事実なんですよ。五十五年に、すぐ近くの同じような山林で、もつといふところですよ、便利な。そこが一万円、それは断つておいて、五十七年の四月、まあ五十六年九月ですよ、はつきり価格が決まったのはね。三倍の三万円になると。現地の不動産業者みんな言つてます、あんなところ、インシシも出る、水も出ない物すごい山のあるが、幾ら高くても二万円だといふ言つていふんです。あなたは何かと思ひますか、その価格については。

○参考人(久保田誠三君) その一万円とおっしゃる地区についての経緯については私はよく存じておりませんが、またそれは調べてみますけれども、思ひます。私たちが地区を選定しますには、当該地区について、あります土地のまとまりが、あつたか、それからそれを買う場合、われわれが区画整理事業をやります場合には、大体地区の五割ないしは少なくとも四割、そのぐらひはやはり先買いをいたしまして、それで減歩もございすね。そういうところで事業をやりますので、相当の規模がまとまって買える、そしてある適当な値段で買える、それから地形、地質はどうであるか、非常に地形、地質によつては非常に排水に金がかかるとか、土工に金がかかるとか、そういう問題がございすので、そういうような技術上の工事上の問題もございす。

それから、さらに交通等さつき申しましたが、一番勤務地が博多方面が多いと思ひますので、そういうところへ行きますとまず鉄道駅等の、あるいは

はバスの便はどうかとか、そういうことを考えます。さらに、排水の問題、それから給水の問題、電気、ガスはどうとか、学校とかその他の公共利便施設はどうだろうかとか、そういう問題を総合的に勘案します。

そういう点で、恐らく私はそのまとまりぐあひとか、値段とかあるいは採算性とか等々、総合的な、地区を選定する基準に恐らくその地区が総合的な意味でマッチしなかったのではなかつたかと私は思ひます。

で、本当にいいところならば、九州支社も現在のところは、はつきり申しまして現在やっていると。九州ではこの近くの相原地区と、それから博多の近くの東の方の千鳥が二地区ございす。それから、いま売り出し中の山口県に久保地区というのがございす、その程度しか宅地やうてませんので、いま宅地供給が九州支社においては非常に少なく、ようやく来年度ぐらひから福岡都市圏で供給できるというような段階で、これからやうていくこととあります。

本当は買いたくしようがないんです。しかし、やはり九州における住宅地需要の実態を踏まえて、慎重の上にも慎重にやうたいこととやうておりますので、恐らくそういうような問題総合的に考えて、そういう地区が選定にならなかつた経緯があるのではなかつたかと私は理事としてのいまのこの一年半の経験から推察をさせていただきますと思ひます。

○上田耕一郎君 事実を客観的に見てほしいのです。いいですか、これは林業商會というの、前に申し上げましたように、安田信託から十三億円で四十九年に買つて、金利がたまってしまつて、いままで三十三億四千万金かかつていふと、何とかしたいというので公団に売り込もうとしたんです。それで三十七億という値をつけまして、それで、近辺の価格から言うとも明らかに最低一万円は高いんです。

癒着の中で、それで先ほど言ったような膨大な空き家だとか未利用地とかできてるんですよ。そういうことをしちゃいかぬということを言われているのにまたこれをおやりになった。それで物すごい家賃値上げでしょう。そういう被害者なんだけれども、同時にあなた方が加害者になってるんだ。そういう点の責任をきっちり考えてほしい。

で、私がきょう明らかにしたことは、そういう十三億円も、最低三億円で高い金を払われたためにいろんなグループが動いたり、ピストルを持った暴力事件まで追っかかり、私は断定はしないけれども、本人たちは否定しているけれども、断定しないけれども、亀井現知事の確認団体に三千万円とか筑紫野市長に二千万円とかいう証言が次々と出てくる。ほかに県議員や市会議員の名前が、もうきょうは言いませんけれども、何名も出てくるんですよ。

これはもう一つ、先ほどの観音浦造成地の評価額の再評価、これでも恐らく林業は何十億円もつけたと言われているけれども、そういうことと重ねて出てくるんです。だから、そういう疑惑がある以上、あなた方は形式的な手続はちゃんとやったと思われたとしても、この問題を改めてまじめに調査する必要があると思う。

警察庁いかがですか。私、きょう明らかにしたような事実の疑惑がいろいろ言われている、証言している人もいろいろあります。警察も内偵をしているという話も聞いておりますけれども、かなりの汚職事件に発展する可能性もあるわけですが、情報あるいは内偵といった事実はいくらまであるんですか、それともこれからおやりになりますか。

○説明員(森廣英一君) きょういろいろ伺わしていただきましたが、およそ犯罪の捜査というものはいろんな社会のそういううわさや何やらを聞きながら、犯罪があると確信した場合には捜査をすべきものでございますが、そういう段階ではないものにつきましては広く世間の情報を収集するということは警察はやっておるわけでござい

す。しかしながら、警察の捜査というものは隠密に行うべきものでございまして、そんな情報を得ているとかあるいはどんな捜査をしているかというようなことについて公開の場で答えをするという立場にはないというふうに申し上げます。

○参考人(志村清一君) 政官財というお話がございましたが、少なくとも私がこの公団に來ましてから、政治家からも財界からも何もお話をございせん。念のため申し上げます。

○上田耕一郎君 ですから、私はあなたがお金をもったたろうとかいう話をしてるんじゃない。この問題でどうやら一番動いたのは、当時の九州支社の宅地開発部長の福井修司さんがいままでの範囲では公団支社としては動かされたようです。当時の秋山支社長は平米六千八百円以上は絶対だめだというふうに言われたという話ですからね。それが九千円まで上がった。それで坪三万円になったということですね。

そういう点で、先ほども申しましたが、料亭「政」でお会いになったということも御本人は認めておられる。一番その役目を果たしたのは林業ですよ。

なお、この問題、筑紫野の市議会でも私どもの議員が質問をしております。その質問に対して松田市長は、日本住宅公団と林業とかかわりの問題いろいろ指摘されましたけれども、市内部当局を含めましてこれらの問題については一切かわりはない、ここに確信しまして皆さんに申し上げます。おきますと、そう市長は言われているんですが、この市長自身にも疑惑が提起されていると、そう私は思います。

それで総裁に、この問題の締めくくりとしてお伺いしたいんですけれども、林業商会のこういう売り込み工作が行われて、一億八千万円に及ぶ工作資金が使われた疑惑が出ていられると思うんです。汚職事件に発展する可能性も強いと思うので、公団とかかわりを明らかにするために、また公団の責任を明らかにするために、少なくとも

次の資料を当委員会に提出してほしいと思うんです。一つは、林業商會との土地売買契約書、価格も含めて。それから日本不動産研究所など三社による土地鑑定評価の結果。それから支社長が作成し保管している交渉日誌、これらのものを委員会に提出していただきたいと思ひます。

そして同時に、きょう私はこの国会の委員会での問題について責任を持ってわれわれが調査した問題点、疑惑を提示しましたので、公団としてまた形式的に手続が全部済んでいるということではなく、この問題の経過、五十五年からずっと始まっているわけですね。経過について、きょう私が提起した問題点について責任を持って調査していただきたい。報告を要望したいと思います。

○参考人(志村清一君) せっかくのいろいろな御議論でございまして、調査をさせていただきます。

資料の問題については検討させていただきます。

○上田耕一郎君 それでは、この問題は一つの汚職事件の疑惑なんですけれども、四月十二日に家賃値上げ問題についての集中審議を当委員会としてやることになっておりまして、そういう家賃値上げ問題なども実は深い関連がある、そういう問題だと思ふんですね。やはり住宅公団が国民の信託にこたえて、国民の要望に応じた正しい住宅政策を進めるためにも、こういう癒着の結果と思われる土地取得の問題についてもぜひ真相を明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、建設大臣、きょうの私の質問、大臣には一つも向きませんでしたけれども、こういう問題について建設省としてもどういう姿勢で対処されるか、一言お答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(内海英男君) 先ほどから御議論を承っておたわけでありまして、いづれにいたしましても、国民の信頼を受けて公的機関として存在をしておる住宅・都市整備公団の名譽にもかかわる問題でもありますから、公団当局におきましても真相解明のためにあらゆる検討をされ、調査を

されるものと期待をいたし、そういうふうにあるべきだと思っております。

○上田耕一郎君 終わります。

○委員長(片岡勝治君) 他に御質疑がなければ、これをもって昭和五十八年度一般会計予算、特別会計予算、同政府関係機関予算、建設省、国土庁及び北海道開発庁所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(片岡勝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片岡勝治君) 次に、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。

先般当委員会が行いました建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査のための派遣委員の報告につきましては、その報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(片岡勝治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

〔参照〕

調査報告書

理事 井上 吉夫
理事 西ヶ久保重光
委員 原田 立

一、目的 鹿児島県及び宮崎県における建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査

二、派遣地 鹿児島県、宮崎県
三、派遣期間 昭和五十八年一月十九日から二十一日までの三日間

四、調査概要

鹿児島県及び宮崎県の両県における建設事業の実情調査の概要を報告致します。

まず概況から申し上げます。
両県における人口は、四十年代の終り頃から就業機会の増加に伴って増加に転じておりますが、県内の地域別にみると県庁所在地等都市部では増加しているものの、農山村部においてはなお過疎化が進行しており、高齢化も全国と比較して早いテンポで進行している状況にあります。

他方、経済の構造は一次産業の比率が高く、二次産業、特に製造業の比率が低いという特徴を有しており、県民所得は次第に格差を縮めてはいるものの、なお全国水準の七〇八割にとどまっております。

従って、県政の目標も産業構造の高度化とあわせて地域の特性を生かした産業の振興を図ること、そして人口の地域偏在の是正を進めること等におかれております。そのためには生活及び経済の基盤となる交通体系の整備、都市基盤の整備、特殊土壌等に対応する県土の保全等の事業の促進が基本的な前提条件であるといえます。

こうした中で、三月の末には東京から熊本県八代までは高速道路で結ばれますが、鹿児島、宮崎に至るにはなお八代とえびの間六十一キロメートルが残されております。地域の経済発展と住民の福祉向上を図るためには、残された区間の早期開通が必要であり、そして、そのメリットを県内全域に及ぼすためには道路網の整備がとりわけ重要な課題であると現地では強調されております。

また、将来を展望して南九州の発展を図るためには、現在計画されている縦貫道、横断道に加えて九州の東側に、東九州縦貫道が、西側には南九州西回り自動車道が必要であり、来年度から発足予定の次期道路整備五か年計画の中で是非建設の第一歩を踏み出してほしいとの強い要望があります。

た。
次に視察致しました主な事業について申し上げます。

まず鹿児島県の道路状況についてであります。
県内の道路は、一般国道が約一千八十キロメートル、うち国の直轄管理が三百六十キロメートル、県の管理が七百二十キロメートルとなっており、これに県道三千六百キロメートルを加えて主な道路網が構成されております。改良率でみますと国道が約九十パーセントでほぼ全国並みでありますが、県道は約四十パーセントで全国水準の約四十九パーセントに比較して遅れている実情にあります。

今回主として視察した川北薩地域は、県内でも比較的整備が遅れた地域のものであります。中央の高速道路、西海岸沿いの国道三号線には含まれたこの地域においては、これらの幹線を東西に結ぶ道路、県道鹿児島市とを結ぶ道路、空港関連道路等の整備促進が地域の発展を図る上で、何にも優って重要な課題であるといわれております。路線でみますと、国道二六八号線、三二八号線、四四七号線はそれぞれ相当した面で重要な道路でありますが、いずれもまだ相当の未改良区間を残しており、幅員が狭く、車の離合が困難な箇所が随所に見受けられました。こうした箇所では徐々に改良が進められてはおりますが、交通の安全確保の上からも一層の整備促進が必要であると痛感致しました。

他方、直轄管理国道である三号線、一〇号線は一次改良は終了しているものの、市街地で交通渋滞が日常化しており、バイパスの建設が必要になっております。このうち鹿児島市バイパスは市内渋滞への対処、高速道路へのアクセス等に関連する重要な計画であります。一部計画決定がなされ用地買収に着手したばかりで事業の促進が望まれております。

次に川内川の改修についてであります。
川内川は九州で第三番目の大河川であります。が、過去、洪水によってたびたび被害を惹き起

している河川であります。最近では四十四年から四十七年にかけて数回の大規模洪水に見舞われたため、これを機会に新たな改修計画が立てられて整備が進められております。五十七年度においては改修費三千七億円で事業が進められておりますが、昨年の七月、長崎災害と同じ時期にも浸水被害が生じており、台風常襲地帯でもあることから改修の一層の促進が望まれます。

次に桜島の砂防事業についてであります。
桜島の火山活動は最近では四十七年より特に活動が顕著となり、現在に及んでおります。噴火は今なお年間二百回をこえており、大量の降灰による各種被害が続いている状況にあります。

こうしたたび重なる噴火により山は荒廃しており、河川勾配が急なこともあって、少量の雨でも土石流の発生が避け難い状態にあります。今回の調査の後、二月二日に土石流が温泉街を襲って大きな被害を与えましたが、このような土石流は、例えば野尻川では年間に二十回程度も発生しており、下流の国道二二四号線ではそのたびに交通を遮断する必要がある、そのための装置が設置されているほどであります。国道の橋脚は土石流のために上流側が削られて鉄筋があらわになっておりました。

桜島の砂防は、二十一年から補助砂防として始まっており、五十一年から国の直轄事業が開始され、現在、島内にある十六河川のうち八河川で直轄による砂防事業が進められております。五十七年度は事業費約十五億円のことでありますが、地元では被害の状況にかんがみ、事業費の拡大を強く要望しております。

次に宮崎県における事業について申し上げます。
まず都城市と宮崎市における鉄道高架事業についてであります。

都城市においては西都城駅をはさんだ延長三・五キロメートルが四十九年度から五十六年度にかけて事業が進められ、現在は完了しております。この結果、この区間において十一の踏切が除却さ

れ、交通の円滑化による都市の一体化が図られております。事業は駅周辺の区画整理事業とあわせて進められ、駅前には立派な広場も確保し、街路の整備も円滑に進んだとのことでありました。

一方、宮崎駅付近においては市街地を縦断する日豊線を約三・五キロメートル高架化し、あわせて区画整理事業による駅周辺地域の都市開発を図る計画が進められております。県では早期事業化への希望をもっておりますが、高架化に伴い貨物取扱への影響がでること、特に国鉄が再建策の一環として貨物駅の集約化を検討中であることから、国鉄の同意を待っている状況にあるとのことあります。

次に、宮崎市周辺における道路の状況についてあります。

市内には海岸沿いに北へ国道一〇号線が、南へ二二〇号線が、いずれも国の直轄管理となっており、特に一〇号線は県の大動脈であります。近年、道路交通需要の増大により、沿線の都市周辺部において混雑度を増しており、バイパス建設の促進が急務とされております。二二〇号線は青島、日南海岸など観光地を抜ける道路であり、行楽期を中心に交通渋滞が激しく、五十四年の宮崎国体にあわせて宮崎南バイパスが部分供用されておりますが、その先において青島バイパスの早期建設工が地元の強い要望となっております。

なお、宮崎県では県をあげて道路の緑化に力を注いでおり、沿道にはヤシ類、季節の花木などの植栽が進められ、自然を十分に生かした美しい街並み形成が進んでいることが印象的でありました。

次に学園都市開発整備事業についてあります。

宮崎学園都市は市の中心から南へ約十キロメートルの丘陵地帯に、新たに宮崎大学の統合移転を柱とし、あわせて教育、福祉施設用地、住宅地等の開発を目的とした大規模な都市開発事業であります。地区の規模は東西三キロメートル、南北一キロメートル、面積約三百四ヘクタールに及び、

事業は地域振興整備公団による地方都市開発整備事業として、昨年三月から工事が開始されております。開発地区の土地利用は中央部に大学を、西部地区に高校など教育施設と福祉施設を配置し、地区東部の既存市街地に隣接する地域は住宅地として開発が予定され、地区を大きく三分割しつつ、全体としては一つのまとまりをもった街づくりが考えられております。

事業の進捗状況は、用地買収がおおむね終り、関連河川や道路整備に着手されておりますが、開発地区の造成は開始されたばかりの段階にあり、六十一年度には大学の移転が予定されております。事業の円滑な進捗が期待されておりますが、そのためには道路、河川、下水道等関連公共施設の整備が不可欠であり、これらの事業促進に対する配慮が地元の強い要望であります。

最後に、宮崎県総合運動公園についてであります。運動公園は、先の学園都市からもほど近く、海岸と田園に囲まれた自然豊かな場所に立地しております。総面積は百三十八ヘクタール、園内には陸上競技場をはじめ野球場、水泳場、テニスコートなど十三種の競技施設が整備され、五十四年国体のメイン会場となつたところで県のスポーツ振興の拠点に位置づけられております。園内には緑が豊かに配置され、植物は五百種類、約四十二万本が植栽されていると、ヤシ類をはじめとする亜熱帯性植物は南国情緒をいかんなくかもし出しております。また、園内には広場や花壇、駐車場も整備され、県民の憩いの場となっております。中でも日本庭園はこの公園の中心の一つとなっており、県内の名勝史跡を模した立派な造りであり、庭園に置かれた石は県内の公共事業で不要となったものを活用したことであります。

宮崎県は今年が置県百周年に当たりますが、この公園は、三十八年に置県八十周年を記念して建設構想が立てられ、四十四年から事業化に入つて五十六年三月に総事業費約七十二億円で完成をみます。

ております。全国でも稀にみる立派な都市公園であります。全国的なスポーツ、レクリエーションの場として有効に活用されることが期待されます。

以上が、調査の概要であります。今回の調査に際して地元関係者より数多くの要望が寄せられました。その中で西果知事からの要望は次のとおりであります。

○鎌田西果知事からの要望
鹿兒島県政の推進にあたりましては、かねてより格別の御高配を賜り、厚くお礼申しあげます。当県におきましては、県民が快適な生活を送ることができる豊かな、住みよい県土をめざして、交通産業基盤や県土の保全等の社会資本の整備をはじめ、各般の施策の積極的推進に努めております。また、当県は県土の大半がシラス等の特殊土壌に覆われ、加えて台風常襲地帯であるのみならず、多くの離島をかかえるなど困難な問題も多いので、これらの施策の推進にあたりましては、国の御協力なくしては其の現は、きわめて困難であります。

つきましては、当県の実情に温かい御理解を賜りまして次の事項をぜひ実現していただきますようお願い申し上げます。

- 1 公共事業費の傾斜配分
新規事業の採択をはじめ公共事業費の枠配分に当たっては、傾斜配分の措置を講ずること。
- 2 高速自動車道の建設促進
(1) 九州縦貫自動車道の建設促進
ア 鹿兒島北・鹿兒島間の早期完成を図ること。
イ 八代・えびの間の早期完成を図ること。
(2) 東九州縦貫自動車道・大隅縦貫道の建設促進
ア 国土開発幹線自動車道建設法の建設予定路線に指定し、早期着工を図ること。
イ 加治木IC・国分間の建設促進を図ること。
ウ 国分以南の早期着工を図るため、調査を

促進すること。
(3) 南九州西回り自動車道の調査促進
国土開発幹線自動車道建設法に基づく法定路線指定と調査の促進を図ること。

3 道路の整備促進
(1) 道路財源の確保
第九次道路整備五か年計画の円滑な実施のため、現行の道路特定財源制度の堅持はもとより、自動車重量税の現行の運用を維持するとともに、一般財源の大幅な投入を図ること。

(2) 国道の整備促進
近年における自動車交通量の増大に対処して交通渋滞を解消し、交通の円滑化を図るため、当県への直轄事業費枠を拡大すること。

(3) 県道の整備促進
立ち遅れている県道の整備を促進するため、当県への補助事業費枠の拡大を図ること。

(4) 市町村道の整備促進
日常生活に欠かせない市町村道の整備を促進するため、当県への補助事業費枠の拡大を図ること。

(5) 交通安全施設等の整備促進
近年の車両の増加と道路交通の多様化に対応し、歩道及び自転車歩行者道の整備を促進するため、当県への事業費枠の拡大を図ること。

(6) 街路事業の促進
県都鹿兒島市における大規模住宅団地等との関連街路並びに市内中央部を流れる甲斐川に架る橋梁、更には地方中心都市における基幹街路等を緊急に整備するため、当県への補助事業費枠の拡大を図ること。

4 河川改修事業の促進
当県は、未改修河川が多く、流域の大半がシラス土壌地帯のため、台風や集中豪雨のたびに洪水による被害が絶えず、流域住民は常に水害の危険にさらされている実情にあるので川内川、肝属川の直轄河川をはじめ補助河川について

ても事業費枠の大幅拡大を図ること。
5 川辺治水ダム建設の促進
川辺治水ダム建設の調査を促進し、早期着工を図ること。

6 砂防事業の促進
(1) 砂防事業の拡充強化
当県は、シラス等の特殊土壌地帯が多く、台風や集中豪雨のたびに多大の損害を被り、また奄美群島においては特に砂防設備が立ち遅れているので、砂防事業を積極的に促進するため、当県への事業費枠の大幅な拡大を図ること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業の促進
当県は、約二、一〇〇か所の危険箇所があり、毎年急傾斜地の崩壊による災害が発生しているため急傾斜地崩壊対策事業を積極的に促進するため、当県への事業費枠を大幅に拡大すること。

7 都市公園の整備促進
県立吹上浜海浜公園をはじめとする都市公園の整備拡充をさらに進める必要があるため、当県への事業費枠の拡大を図ること。

8 下水道整備事業の促進
公共用水域の水質汚濁の進行は、大きな社会問題となりつつあるので、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、当県への補助事業費枠を拡大すること。

9 公営住宅建設事業等の促進
第四期住宅建設五か年計画の目標を実現するため公営住宅建設戸数として、第二種公営住宅を中心に二、〇〇〇戸を配分すること。
また、木造公営住宅の推進を図るため、補助単価を引上げること。

10 桜島火山対策の拡充強化
(1) 桜島火山活動に係る防災対策等の推進
降灰等による農作物被害の防止・軽減を図るため、活動火山周辺地域防災対策事業及び同関連事業の事業費枠を拡大すること。
また、火山ガス等調査委員会の調査結果を

ふまえ、火山ガスが人体又は農作物に及ぼす影響及び被害対策に関する調査研究を推進するため、必要な措置を講ずること。

(2) 砂防・治山事業の拡充強化

桜島地区の砂防及び治山事業は、極めて大規模でかつ緊急を要するものが多く、また、さきの七、八月の集中豪雨による土石流により道路等が甚大な被害を被っている。このため、直轄事業費枠を大幅に拡大し、併せて桜島町内の補助砂防事業を直轄砂防事業に編入すること。

11 奄美群島振興開発事業の推進

(1) 奄美群島振興開発特別措置法の延長

奄美群島振興開発特別措置法は、昭和五十九年三月三十一日をもって失効するが、公共施設等社会資本の整備や住民の所得水準等において、本土との間にはもとより沖縄との間にも今なお相当の格差があるので、奄美群島振興開発の一層の推進を図るため、同法を延長すること。

(2) 奄美群島振興開発事業の事業費枠の拡大

奄美群島振興開発計画に基づく諸施策が積極的に推進され、生活環境の改善向上と産業の振興が図られるよう事業費枠を拡大すること。

(3) 奄美群島振興開発基金の拡充強化

奄美群島振興開発事業の推進に伴い、必要とする産業資金の需要に円滑に対応できるように、奄美群島振興開発基金について、次の措置を講ずること。

ア 融資業務の拡充強化

イ 融資業務及び保証業務に対する国の出資金の大幅増額

12 離島振興事業の推進

当県の離島は、隔絶性の強い外海離島で、しかも台風常襲地帯にあるなど、いずれも厳しい自然条件下に置かれており、本土に比べ、経済、社会等全般にわたり立ち遅れている。このため、生活環境の改善及び産業の振興等が急務

となっており、離島振興事業のより一層の推進を図る必要がある。離島振興事業費枠を大幅に拡大すること。

○松形宮崎県知事からの要望

1 東九州地域を縦貫する高規格幹線道路の整備について
第九次道路整備五箇年計画における高規格幹線道路網計画の策定に当たっては、東九州地域を縦貫する高規格幹線道路の整備について特段の御配慮をお願いいたします。

2 九州縦貫自動車道の八代とえびの間の早期完成について
高速自動車道の建設は、地域社会の発展並びに地域住民の福祉向上に多大なる効果をもたらすものであります。

つきましては、高速自動車道としての機能を十分に発揮できますよう九州縦貫自動車道全線の建設促進について特段の御配慮をお願いいたします。

3 主要幹線道路（直轄事業）バイパスの早期着工・整備促進について

本県における総合交通網の体系化を図り、もって生活環境の整備、県民経済の発展基盤の形成を促進するため、主要幹線道路としての一般国道一〇号、二一八号、二二二号及び二二六号の各バイパスの建設促進並びに二二〇号青島バイパスの早期着工について特段の御配慮をお願いいたします。

4 宮崎学園都市開発整備事業の促進について

本県は、宮崎大学の移転統合を中心に、宮崎大学及び隣接の宮崎医科大学との関連を考慮した施設を配置し、併せてこれに伴う住宅需要に対応する宅地の開発を行う学園都市開発整備事業を推進中であります。

つきましては、本事業の円滑な促進を図られますよう関連公共事業についても特段の御配慮をお願いいたします。

5 日豊本線宮崎地区連続立体交差事業の促進について

宮崎地区連続立体交差事業の都市計画決定、都市計画事業の認可、工事協定の締結が早急に出来まますよう特段の御配慮をお願いいたします。

二月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願（第九号）（第一〇号）（第一一號）（第一二號）

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願（第一七号）（第一八号）（第二四号）（第三四号）

一、都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願（第七〇号）

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願（第七二号）（第七三号）（第八一號）（第八六号）（第九二号）（第一四二號）

一、尾瀬の水の広域的運用に関する請願（第一四七号）

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願（第一四八号）（第一四九号）（第一五三號）

一、道路整備促進に関する請願（第一五九号）
一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願（第一六五号）（第一八七号）

第九号 昭和五十七年十二月二十八日受理

都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願
請願者 青森県上北郡六戸町犬落瀬後田八

紹介議員 松尾 官平君

我が国経済が高度成長から低成長へと移行した今日、社会的経済的環境や住宅に対する国民のニーズ等は、既に新都市計画法制定の昭和四十三年当時とは比較にならないほど大きく変容し、これまでの開発規制一辺倒の宅地政策は今やその前提を失っている。しかも政府が、景気対策の大きな柱として住宅建設の促進を打ち出しているにもかかわらず、新設住宅着工戸数は、この数年、前年同期を大幅に下回り、依然低迷を続けているのが現状である。こうしたことにかんがみ、この際、思い切った政策転換を図ることによつて国民の根強い住宅需要と住宅建設の促進による景気浮揚等に対応することが必要である。ついては、その基盤となる宅地を大量かつ安定的に供給していくという長期的視点にたつて都市計画法に基づく線引き等宅地供給を阻害している諸制度を改廃された

理由
ひつ迫している全国的な宅地不足と需給アンバランスを解消し、地価高騰を抑止するためには、良質な低価格な宅地を大量かつ円滑に供給する以外に決り手がない。また、現在の宅地供給実績等から勘案して、第四期住宅建設五箇年計画を達成するのに必要な宅地供給量（六万二千五百ヘクタール）を確保することは極めて困難であり、マイホームを夢みる国民の切なる願望にこたえるためにも、線引き、農業振興農用地指定、保安林指定及び農地転用許可基準等、宅地供給を阻害している諸制度を改廃し、現在の市街化調整区域内の宅地開発を強力に推進しなければならぬ。線引き等を改廃し現在の市街化調整区域内の宅地供給を促進すれば、低廉な住宅地が大幅に増加する。これにより、宅地の需給関係が良好に保たれ、この結果、全体として地価が下がり、国民は更に良質な低廉な住宅を取得することができ、また、現在及び今後の経済情勢のもとでは、土地に対する投機は全く考えられず、国土利用計画法の的確な運用等からみて、線引き等宅地供給を阻害している諸制度を改廃しても地価が上昇するおそれはない。

第一〇号 昭和五十七年十二月二十八日受理
都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願
請願者 鳥取市江崎町三九 林利夫
紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一一〇号 昭和五十七年十二月二十八日受理

都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願

請願者 名古屋市中千種区末盛通二ノ二三

松本幸憲

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一一一号 昭和五十七年十二月二十八日受理

都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願

請願者 栃木県足利市本城一ノ一、五三六

宮下栄

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一一二号 昭和五十八年一月五日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県柏市松葉町六ノ三六ノ一〇

森田景一 外二百四十名

紹介議員 鶴岡 洋君

市川市では、昭和五十六年の台風二十四号及び昭和五十七年の台風十八号の大雨によつて、未改修部分の真間川をはじめ、大柏川、国分川、春木川の中小河川がいつ水し、各河川流域をおもに、市内低地域の駅南地区、行徳地区とともに、床上・床下浸水の被害が発生し、更に内水により住家被害をより大きくした。これらについては真間川流域の急激な都市化が原因であり、天災とか、人災とか、種々論議されているところである。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、激甚災害対策特別緊急事業を促進すること。
二、総合治水対策特定河川事業の工期を短縮すること。
三、市内各地域における内水排除の対策事業を実施すること。

第一一八号 昭和五十八年一月六日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市平田四ノ二〇ノ九

志賀信子 外二百五十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二四〇号 昭和五十八年一月七日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市市川三ノ七ノ一 田

川英子 外二百八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三四〇号 昭和五十八年一月八日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市北方三ノ一六ノ一〇

松原絹子 外二百八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七〇号 昭和五十八年一月十日受理

都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願

請願者 宮崎市清水三ノ八ノ七 日興ビル社

団法人宮崎県宅地建物取引業協会

会長 高橋敬次

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七一〇号 昭和五十八年一月十一日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市東菅野二ノ一四ノ一

九 中川信子 外三百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七三〇号 昭和五十八年一月十二日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市平田三ノ二四ノ一〇

平野靖子 外二百五十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八一〇号 昭和五十八年一月十三日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市平田一ノ一〇ノ二二

石沢幸子 外百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八六〇号 昭和五十八年一月十四日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市平田二ノ二二ノ三

上野千代子 外三百七十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第九二〇号 昭和五十八年一月十七日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市大洲四ノ一三ノ一三

田中直 外三百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四二〇号 昭和五十八年一月十八日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市大洲二ノ二ノ一六

香山啓治 外五百九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四七〇号 昭和五十八年一月十九日受理

尾瀬の水の広域的運用に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町一ノ一ノ一

久保田富一郎

紹介議員 山本 富雄君

尾瀬分水については、大正十一年に東京電力が、福島、新潟、群馬の三県知事より只見川の水毎秒六・一二立方メートルを利根川に流域変更する許可を得て以来、昭和四十一年三月三十一日まで三次にわたつて期間更新がなされてきた経緯があるにもかかわらず、阿賀野川水系に属する只見川が昭和四十一年四月一日に一級河川となり、その管理が建設大臣に移管されて以来、利根川流域各都県は度重なる尾瀬分水運動を続けてきたが、いまだに更新許可がなされない。建設省が発表した「昭和六十五年における水資源開発計画と水利用」のなかでは、関東地域は年間四億六千万トンの水不足が想定されている反面、東北地域は三億二千万トンの水が余ると述べている。このように関東地域の地下水に対する水資源確保が大きな問題となつているとき水量、水質とも豊かな尾瀬の水が十分活用されていないことは国家的損失であり、かつ、水需要のひつ迫に悩む利根川流域二千万五百万住民の民生を困るうえにおいても極めて重大な課題となつていゝ。よつて、国家的判断に立ち、次の事項について早急に実現されたい。

一、関東地域の水不足の解消を図るため尾瀬分水をはじめとする水の広域的運用を図る方針を確立すること。
二、「利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画」に「尾瀬分水」を加えること。

第一四八〇号 昭和五十八年一月二十日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市東菅野一ノ二二ノ七

橋八郎 外四百三十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四九号 昭和五十八年一月二十一日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市市川南四ノ一〇ノ六

牧山義武 外四百十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一五三号 昭和五十八年一月二十二日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市市川南三ノ一〇ノ四若

宮莊F一〇一 中山芳之輔 外四百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一五九号 昭和五十八年一月二十四日受理

道路整備促進に関する請願

請願者 千葉県船橋市田喜野井四ノ二九ノ

五ノ五〇四 大槻美次 外三十一名

紹介議員 井上 裕君

道路は国民生活の安定向上はもとより、国の産業経済の発展の基盤として不可欠の公共施設である。我が国の道路は昭和二十九年度に発足した第一次道路整備五箇年計画以来、今日の第八次計画に至るまで計画的に整備が進められ、同時に昭和二十八年に創設されたガソリン税等の道路整備のための特定財源制度とあいまって、飛躍的な進展をみた。しかしながらそれは過去の恵まれた道路に比較してのことであつて、整備水準は量的にも質的にも不十分である。すなわち、大動脈である縦貫高速自動車国道はほぼ完成に近づいているが、これと地方を結ぶ横断高速自動車道等の建設は緒についたばかりであり、また、一般国道、地方道の数多く残されている未改良部分の整備、バ

イパスの建設はもとより地域住民の生活に直結している市町村道の拡充整備等推進すべき事業は山積している。このため国民の道路整備に対する要望は極めて強く、このことを目的に結成されている道路整備促進期成同盟会等の団体は全国で千三百余に及んでいる。二十一世紀に向かってますます多様化、高度化する国民のニーズにこたえ、豊かな実りある地方の時代を築くために安定した財源のもとで計画的に道路整備を推進することは正に国民的な課題である。よつて、次の事項について実現を図りたい。

一、道路整備の着実な推進を図るため、昭和五十七年度を最終年度とする第八次道路整備五箇年計画に引き続き、投資規模を飛躍的に増大させた第九次計画を早期に策定すること。

二、第九次計画の円滑な実施のため、現行の道路特定財源制度を堅持するとともに、自動車重量税の現行の運用の維持、一般財源の大幅な投入を図ること。

第一六五号 昭和五十八年一月二十五日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市本北方三ノ一四ノ二

一 山来実 外三百五十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八七号 昭和五十八年一月二十七日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市中山一ノ五ノ二〇

石橋秋雄 外三百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(第一九六号)

業の促進等に関する請願(第一九六号)

一、都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願(第二二二号)

一、尾瀬の水の広域的運用に関する請願(第二三三三号)

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(第二三四号)

一、北陸地方建設局の存置に関する請願(第二五七号)

一、都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願(第二六一号)

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(第二六二二号)(第二七五号)(第三〇〇号)(第三二六号)

第一九六号 昭和五十八年一月二十八日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市市川中分五ノ二三ノ一

〇 市田秀雄 外四百四十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三二号 昭和五十八年一月二十八日受理

都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願

請願者 大阪府生野区田島五ノ一ノ二ノ九社

団法大阪府宅地建物取引業協会

内 松浦繁光

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二三三三号 昭和五十八年一月二十八日受理

尾瀬の水の広域的運用に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内三ノ五ノ一

東京都議会内尾瀬水利対策期成同盟会内 菅沼元治

紹介議員 鳩山威一郎君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第二三四号 昭和五十八年一月二十九日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市湊二ノ五 荒井千香

子 外四百七十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二五七号 昭和五十八年一月二十九日受理

北陸地方建設局の存置に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

県議会内 高橋十一

紹介議員 長谷川 信君

北陸地方建設局は、積雪地域七県を管轄する日本海側唯一の建設局として北陸地方の特殊性を踏まえた独自の土木技術を開発、確立し、官民の技術情報との拠点として指導力を発揮するとともに直轄事業の実績を通じて地域の公共事業の推進に大きな役割を果たしている。しかしながら、第二次臨時行政調査会では国の行政改革の一環として地方出先機関の大幅な統廃合を計画しており、なかでも管轄区域の見直し再編成を図るとして北陸地方建設局を廃止する案があることであるが、このことは広大な区域を有し、共通した自然条件の克服と水系一貫の広域行政の重要性に加え広域幹線ネットワークの整備に伴う北陸地方の一体性による後進性の脱却を切望する地域住民にとつて到底容認できない。ついでには、豊かな国土資源と立地条件のもとに国土の均衡ある発展を図る国土総合開発の方向として、日本海時代の実現のため北陸地方建設局を廃止することなく、今後一層の拡充、強化を図るよう強く要望する。

第二六一号 昭和五十八年一月二十九日受理

都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願

請願者 新潟県長岡市学校町二ノ七ノ九

馬場隆

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二六二号 昭和五十八年一月三十一日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

第二七五号 昭和五十八年二月一日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

第三〇〇号 昭和五十八年二月二日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

第三二六号 昭和五十八年二月三日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

二月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願（第三五八号）（第三八三号）（第三九三号）

一、都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願（第四二二号）（第四二二二号）（第四二三号）（第四二四号）（第四二五号）

第三五八号 昭和五十八年二月四日受理
災間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に關する請願

第三八三号 昭和五十八年二月五日受理
 間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願
 請願者 千葉県市川市市川南四ノ八ノ八

第三九三号 昭和五十八年二月七日受選
 間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促
 等に関する請願
 請願者 千葉県市川市大和田三ノ一六ノ七
 高橋よし子 外二百二十九名
 紹介議員 鶴岡 洋君
 この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四二一號 昭和五十八年二月七日受理
都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願
請願者 宮城県岩沼市桜三ノ八ノ九 斎幸雄

紹介議員 遠藤 要君

第四二二号 昭和五十八年二月七日受理
都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する諸願
諸願者 宮城県古川市七日町四ノ二六 大友薫

第四二三号 昭和五十八年二月七日受理
都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願
請願者 鹿児島市上荒田町七ノ八 有馬純雄

第四二四号 昭和五十八年二月七日受理
都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願
請願者 鹿児島市明和五ノ二八ノ五 白尾
義道

第四二五号 昭和五十八年二月七日受理
都市計画法に基づく線引き等の改廃に関する請願
請願者 富山市本町三ノ三 松村健次
紹介議員 高平 公友君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四二七号 昭和五十八年二月八日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願
請願者 千葉県市川市市川南三ノ二ノ一一

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三五号 昭和五十八年二月九日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

今関政美 外五百十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

玉木燕一
紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

請願者 千葉県市川市新井一ノ二一三
柏寿 外五百七十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

二二三号) (第五六二号) (第五九四号)

第四九六号 昭和五十八年二月十四日受理

第五二三号 昭和五十八年二月十五日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市新井一ノ一ノ一 山

田ウメヨ 外四百八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五六二号 昭和五十八年二月十六日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市本塩二ノ二三 鈴

木政孝 外五百九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五九四号 昭和五十八年二月十七日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(三通)

請願者 千葉県市川市香取一ノ二ノ一九

榎本惣次 外七百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項、第三条第一項及び第四条中「昭和五十三年度」を「昭和五十八年度」に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第二条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項を次のように改め、附則第十三項を削る。

12 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第 号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するもの財源に充てて行つた道路整備事業(昭和五十七年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十八年度以後の年度に繰り越したものに限り行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

三月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(第六一七号)(第六五七号)(第七三七号)

一、不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定制度に関する請願(第七九一号)

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(第七九八号)(第八四四号)

業の促進等に関する請願(第七九八号)(第八四四号)

第六一七号 昭和五十八年二月十八日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(三通)

請願者 千葉県市川市相之川一ノ二四ノ一

二 山本実 外五百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六五七号 昭和五十八年二月十九日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市香取二ノ四ノ二〇

水野寿美子 外二百六十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七三七号 昭和五十八年二月二十二日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(三通)

請願者 千葉県市川市南八幡五ノ二ノ一

〇 佐藤玲子 外四百七十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七九一号 昭和五十八年二月二十二日受理

不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定制度に関する請願

請願者 東京都豊島区長崎三ノ二四ノ一八

本郷喜一

紹介議員 増田 盛君

理由 土地建物、ビルの保守保全と経営管理実務などを担う不動産経営管理士法(仮称)を制定されたい。

うその運用方針が注目されている。しかるにその土地、建物の管理経営にあたる不動産経営管理士(仮称)制度の法制化が、いまだその気運に至らず、かつその人材育成の機関も皆無に等しい。そのため、潜在、顕在する不動産経営、管理面の複雑多様な諸問題は、対応策のないままに放置されているのが実情である。一方、不動産関係の法律はますます専門分化し、国土利用計画法、都市計画法、農地法、土地区画整理法、建築基準法、借地法、借家法、宅地建物取引業法、その他各法に細分化し、その業務もまた、不動産鑑定士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者、税理士、司法書士等々、各々が免許制度となつて、それぞれに適当な運営が図られている。このような状況のなかで、最重要部門と考えられる不動産経営管理士制度のみが、いまだ確立されていないのは片手落ちである。新しい社会環境のなかで、この不動産経営管理士の役割はもとに重要である。時代は、既にこの責任者を大いに必要としているのが実態である。(資料添付)

第七九八号 昭和五十八年二月二十三日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市南八幡一ノ四ノ二

山川貴美 外五百三十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八八四号 昭和五十八年二月二十四日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市堤高一ノ八ノ一 橋

本義弘 外三百七十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

(建築士法の一部改正)

第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に、「第七

章 罰則(第三十五条―第三十八条)を「第七

章 罰則(第三十四條の二、第三十四條の三)に

改める。

第二条第一項中「及び二級建築士」を、「二級建築士及び小規模木造建築士」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中、「建築物」を「建築物」に、「現寸図の類」を「現寸図その他これに類するもの」に、「その者」を「その者」に、「設計図書」を「設計図書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「小規模木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、小規模木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に關し、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

第三条の二第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「こを」を「こを」に改め、同項第二号中「百平方メートルをこを」を「百平方メートル(木造の建築物にあつては、二百平方メートル)を超え」に改め、同条第三項中「延べ面積」の下に「(木造の建築物に係るものを除く。)」を加え、第一章中同条の次に次の一條を加える。

(一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士でなければできない設計又は工事監理) 第三条の三 前条第一項第二号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

2 第三条第二項及び前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「同項各号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るものを除く。)」とあるのは、「次条第一項に規定する延べ面積」と読み替へるものとする。

第四条第二項中「二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「都道府県知事」を「それぞれ都道府県知事」に改め、「二級建築士試験」の下に「又は小規模木造建築士試験」を加え、同条第三項中「建設大臣又は都道府県知事」を「建設大臣、二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、二級建築士又は小規模木造建築士にならうとする者にあつては都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは小規模木造建築士に、「二級建築士」を「二級建築士若しくは小規模木造建築士」に改める。

第五条第一項中「又は二級建築士の」を、「二級建築士又は小規模木造建築士の」に、「又は二級建築士名簿」を、「二級建築士名簿又は小規模木造建築士名簿」に改め、同条第二項中「二級建築士の」を「二級建築士若しくは小規模木造建築士の」に改め、「二級建築士免許証」の下に「若しくは小規模木造建築士免許証」を加え、同条第三項中「登録免許税」の下に「国に」を、「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加え、「それぞれ国庫又は都道府県に納入を」都道府県に、それぞれ納付に改める。

第五条の二第一項及び第二項中「又は二級建

築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加え、同条第三項中「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加える。

第六条中「二級建築士名簿」の下に「及び小規模木造建築士名簿」を加える。

第七条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第三号中「よつて、免許取消の処分を受けてから」を「より免許を取り消され、その取消の日から起算して」に改める。

第八条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第一号中「禁を」を「禁を」に改め、同条に次の一項を加える。

三 前条第三号に該当する者を除き、第十条第一項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

第九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「基いて」を「基ついて」に、「それぞれ建設大臣又は免許を与えた」を「免許を与えた建設大臣又は」に、「取消しなれば」を「取り消さなければ」に、「免許取消を」を「免許の取消し」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士が次の各号の一に該当する場合において、免許を与えた建設大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 この法律若しくは建築物の建築に關する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

三 業務に關して不誠実な行為をしたとき。

第十条第二項中「取消」を「取消し」に、「又は

二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十一条中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「それぞれ建設令又は」を「一級建築士に係るものにあつては建設令で、二級建築士又は小規模木造建築士に係るものにあつては」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 小規模木造建築士試験は、小規模の木造の建築物に關する設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行う。

第十三条中「又は二級建築士試験」を、「二級建築士試験又は小規模木造建築士試験」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「それぞれ建設大臣又は」を「一級建築士試験にあつては建設大臣が、二級建築士試験及び小規模木造建築士試験にあつては」に改める。

第十五条の見出し中「二級建築士試験」の下に「及び小規模木造建築士試験」を加え、同条中「二級建築士試験」の下に「及び小規模木造建築士試験」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条の次に次の十六條を加える。

(中央指定試験機関の指定)

第十五条の二 建設大臣は、その指定する者(以下「中央指定試験機関」という。)に、一級建築士試験の実施に關する事務(以下「一級建築士試験事務」という。)を行わせることができる。

2 中央指定試験機関の指定は、一を限り、一級建築士試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 建設大臣は、中央指定試験機関の指定をしようとするときは、あらかじめ、中央建築士審査会の意見を聴き、その意見を尊重しななければならない。

4 建設大臣は、中央指定試験機関に一級建築士試験事務を行わせるときは、当該一級建築士試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第十五条の三 建設大臣は、前条第二項の申請

が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、一級建築士試験事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一級建築士試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて一級建築士試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 建設大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十五条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)
第十五条の四 建設大臣は、中央指定試験機関

の指定をしたときは、中央指定試験機関の名称及び住所、一級建築士試験事務を行う事務所の所在地並びに一級建築士試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 中央指定試験機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員)の選任及び解任
第十五条の五 中央指定試験機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 建設大臣は、中央指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第十五条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができ

(試験委員)
第十五条の六 中央指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を試験委員に行わせなければならない。

2 前項の試験委員は、建築士のうちから選任しなければならない。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、選任することができ。ただし、その数は、試験委員の半数を超えてはならない。

3 中央指定試験機関は、第一項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)
第十五条の七 中央指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む)又はこれらの職にあつた者は、一級建築士試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の試験委員は、試験の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

3 一級建築士試験事務に従事する中央指定試験機関の役員及び職員(前条第一項の試験委員を含む)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)
第十五条の八 中央指定試験機関は、建設省令で定める一級建築士試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 建設大臣は、前項の認可をした試験事務規程が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、中央指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 第十五条の二第三項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の規定により認可又は命令をする場合に準用する。

(事業計画等)
第十五条の九 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度

の終了後三月以内に建設大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)
第十五条の十 中央指定試験機関は、建設省令で定めるところにより、一級建築士試験事務に關する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)
第十五条の十一 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び立入検査)
第十五条の十二 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定試験機関の事務所に立ち入り、一級建築士試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(一級建築士試験事務の休廃止)
第十五条の十三 中央指定試験機関は、建設大臣の許可を受けなければ、一級建築士試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)
第十五条の十四 建設大臣は、中央指定試験機関が第十五条の三第二項各号(第三号を除く)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、中央指定試験機関が次の各号

の二に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 第十五条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十五条の四第二項、第十五条の六第一項から第三項まで、第十五条の九、第十五条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十五条の五第二項（第十五条の六第四項において準用する場合を含む）、第十五条の八第二項又は第十五条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第十五条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで一級建築士試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第十五条の二第三項の規定は、建設大臣が前項の規定による処分をする場合に準用する。

4 建設大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（建設大臣による試験の実施）

第十五条の十五 建設大臣は、中央指定試験機関が第十五条の十三第一項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により中央指定試験機関に対し一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は中央指定試験機関が天災その他の事由により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第十五条の二第四項の規定にかかわらず、一級建築士試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 建設大臣は、前項の規定により一級建築士試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる一級建築士試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により一級建築士試験事務を行うこととし、第十五条の十三第一項の規定により一級建築士試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における一級建築士試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

（中央指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第十五条の十六 中央指定試験機関が行う一級建築士試験事務に係る処分又はその不作為については、建設大臣に対し、行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（都道府県指定試験機関）

第十五条の十七 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定試験機関」という。）に、二級建築士試験及び小規模木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行わせることができる。

2 都道府県指定試験機関の指定は、都道府県ごとに一を限り、二級建築士等試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、都道府県指定試験機関の指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県建築士審査会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県指定試験機関に二級建築士等試験事務を行わせるときは、当該二級建築士等試験事務を行わないものとする。

5 第十五条の三から前条までの規定は、都道府県指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「建設大臣」とある

るのは「都道府県知事」と、「一級建築士試験事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、第十五条の三中「前条第二項」とあるのは第十五条の十七第二項と、第十五条の五第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第十五条の八第三項及び第十五条の十四第三項中「第十五条の二第三項」とあるのは「第十五条の十七第三項」と、第十五条の十五第一項中「第十五条の二第四項」とあるのは「第十五条の十七第四項」と読み替へるものとする。

（受験手数料）

第十六条 一級建築士試験を受けようとする者は国（中央指定試験機関が行う試験を受けようとする者）にあつては、中央指定試験機関に、二級建築士試験又は小規模木造建築士試験を受けようとする者は都道府県（都道府県指定試験機関が行う試験を受けようとする者）にあつては、都道府県指定試験機関に、政令の定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関に納められた手数料は、それぞれ中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の収入とする。

第十七条第一項中「ものの外」を「もののほか」に、「及び二級建築士試験」を「並びに二級建築士試験及び小規模木造建築士試験」に改め、同条第二項中「ものの外」を「もののほか」に改め、「二級建築士試験」の下に「及び小規模木造建築士試験」を加える。

第十八条第三項中「工事監督」を「工事監理」に改め、「もし」を削る。

第十九条中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十条第一項中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「なつ印」を「なつ印」に改め、同条第二項中「直ちに」の下

に、「建設省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

3 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備（建築基準法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備に関する知識及び技能につき建設大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、第一項の規定による設計図書又は前項の規定による報告書において、その旨を明らかにしなければならない。

第二十一条中「行う外」を「行うほか」に、「基く」を「基づく」に改め、「業務」の下に「小規模木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。」を加える。

第二十二条を次のように改める。

（知識及び技能の維持向上）

第二十三条 建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

2 建設大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

第二十三条の二第一項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第二十三条第一項前段中「他人の求」を「一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士は、他人の求めに、「基く」を「基づく」に、「以下」を「小規模木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下に、「一級建築士又は二級建築士は、」を「それぞれに、」に改め、「又は二級建築士事務所」を「二級建築士事務所又は小規模木造建築士事務所」に改め、同項後段中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「求」を「求め」に改め、同条第二項中「三年間」を「五年間」に改め、同条第二十三条の二第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「又は二級建築士事務所」を

「二級建築士事務所又は小規模木造建築士事務所」に改め、同項第三号中「以下」の下に「この章において」を加え、同項第四号中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同項第五号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第二項中「納入」を「納付」に改める。

第二十三条の三第一項中「除く外」を「除くほか」に、「並びに」を「及び」に、「及び登録番号」を「登録番号その他建設省令で定める事項」に、「又は二級建築士事務所登録簿」を「二級建築士事務所登録簿又は小規模木造建築士事務所登録簿」に改める。

第二十三条の四第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「取消の日から」を「取消の日から起算して」に、「取消の日において役員であつた者」を「取消の日において役員であつた者でその取消の日から起算して二年を経過しないもの」に改め、同項第五号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「役員であつた者」を「役員であつた者でその期間が満了しないもの」に改め、同項第四号中「又は第二号」を「第二号又は第三号」に改め、同項第五号中「同項第三号」を「同項第三号第一号」の下に、「第二号」を加え、同項第四号中「同項第二号」の下に「次の」の一を「第二号」を加える。

三 前項第二号に該当する者を除き、第二十六条第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（法人である場合においては、取消の日において役員であつた者でその取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

第二十四条中「は、専任の一級建築士が管理し、二級建築士事務所は、専任の二級建築士を、二級建築士事務所又は小規模木造建築士事務所は、それぞれ専任の一級建築士、二級建

築士又は小規模木造建築士」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

第二十四条の二を次のように改める。

（帳簿の備付け等及び図書の保存）
第二十四条の二 建築士事務所の開設者は、建設省令で定めるところにより、その業務に関する事項で建設省令で定めものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、建築士事務所の開設者は、建設省令で定める業務に関する図書を保存しなければならない。

第二十六条の見出しを「監督処分」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、「においては」を「当該建築士事務所の開設者に対して」を「当該建築士事務所」に改め、同項第一号中「第三号」の下に、「第四号」を加え、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「戒告以外の」を「戒告、同項第六号及び第七号中「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を、「第三号」の下に「又は第三号の二」を加え、同項第八号中「又は第三号の二」を「第三号の三」に改め、同項第九号中「基く」を「基づく」に改め、同項第十号中「ものの外」を「もののほか」に改め、「著しく」を「削り」、同条第三項中「又は前項の規定による処分をする」を「若しくは前項の規定により建築士事務所の登録を取り消し、又は同項の規定により建築士事務所の閉鎖を命ずる」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改める。

第二十八条中「又は二級建築士試験に関する事務」を「二級建築士試験又は小規模木造建築士試験」に改める。

士試験に関する事務（中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が行う事務を除く。）に改める。

第二十九条第二項を次のように改める。

2 中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務を行う場合を除き、試験の問題の作成及び採点を行わせるため、一級建築士試験にあつては中央建築士審査会に、二級建築士試験又は小規模木造建築士試験にあつては都道府県建築士審査会に、それぞれ試験委員を置く。

第二十九条第三項中「及び」の下に「前項の」を加え、同項ただし書中「こえ」を「超え」に改める。

第三十三条中「試験委員その他一級建築士試験又は二級建築士試験の事務をつかさどる者」を「又は第二十九条第二項の試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第三十五条中「左の」を「次の」に改め、「これを削り」「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「その業務」を「それぞその業務」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づく」に改め、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第三号中「又は第三号の二」を「第三号の三」に改め、同条第四号の二中「基いて」を「基づく」に改め、同条第五号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同条に次の一を加える。

七 第三十三条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らした者

第三十五条の次に次の三条を加える。

第三十五条の二 第十五条の七第一項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者又は第十五条の七第二項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して

事前に試験問題を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の三 第十五条の十四第二項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の四 第十五条の七第二項又は第三十三条の規定に違反して不正の採点をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条中「左の」を「次の」に、「これを三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「立入」を「立入り」に改め、同項を同条第二号とし、同項の次に次の一を加え、同条第四号を削る。

三 第三十四条の二の規定に違反した者
第三十六条の次に次の一を加える。
第三十六条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の十（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十五条の十二第一項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）以下同じ。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十五条の十二第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十五条の十三第一項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の許可を受けずに、一級建築士試験事務又は

二級建築士等試験事務の全部を廃止したと
き。

第三十七条中「前二条」を「第三十五条又は第三十六条」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十三条の六、第二十四条の二第二項又は第二十四条の三の規定に違反した者
- 二 第二十四条の二第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

(名称の使用禁止)

第三十四条の二 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

3 小規模木造建築士は、一級建築士若しくは二級建築士又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

(経過措置)

第三十四条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第十一号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第五条の二第一項及び第二項中「又は第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第六条第二項中「又は第三条の二」を「第三条の三」に改め、同条第三項中「基づく」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(建築物の建築に関する確認の特例)

第六条の二 次に掲げる建築物の建築(第一号に掲げる建築物にあつては、新築に限る。第七号の二、第十八条第三項及び第六項並びに第九十三条第二項において同じ。)に対する前条の規定の適用については、同条第一項中「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」とあるのは「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(第二章の規定並びにこれに基づく命令及び条例の規定のうち政令で定める規定を除く。）」と、同条第三項中「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」とあるのは「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(第一項の政令で定める規定を除く。）」とする。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のうち、建築材料及び構造方法が一体として規格化された型式(建設省令で定める基準に該当するものとして建設大臣が指定したものに限る。)の住宅

二 前条第一項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

2 前項の規定により読み替えて適用される前条第一項に規定する政令においては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築物の区分に応じ、建築主事の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。

第七条第一項中「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「前条第一項」を「第六条第一項」に、「基づく」を「基づいて」に改める。

第七条の二第一項中「消火栓」を「消火栓」に、「前条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第一号及び第二号中「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

(建築物に関する検査の特例)

第七条の二 第六条の二第一項各号に掲げる建築物の建築の工事で、建設省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおり実施されたことが確認されたものに対する前条の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」とあるのは、「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(前条第一項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める規定を除く。）」とする。

第八条に次の一項を加える。

2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、建設大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

第十二条第一項中「掲げる建築物」の下に「その他政令で定める建築物」を加え、「管理者」以下第二項において同様とする。次項において同じ。に、「建築士」を「一級建築士若しくは二級建築士」に改め、同条第二項中「掲げる建築物のその他」を「掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物の昇降機以外」に、「建築士」を「一級建築士若しくは二級建築士」に改める。

第十八条第一項中「第七条の二」を「第七条の三」に改め、同条第三項中「基づく」を「基づいて」に改め、「規定」の下に「(第六条の二第一項各号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合

においては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める規定を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第六項中「基づく」を「基づいて」に改め、「条例の規定」の下に「(第七条の二に規定する建築物の建築の工事について通知を受けた場合においては、第六条の二第一項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める規定を除く。次項において同じ。）」を加える。

第八十五条第二項及び第八十七条の二第一項中「第七条の二」を「第七条の三」に改める。

第八十八条第一項中「高架水槽」を「高架水槽」に、「第七条の二」を「第七条の三」に改め、同条第二項中「第七条の下に」を「第七条の三」を加える。

第九十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合においては、この限りでない。

第九十三条第二項中「基づく」を「基づいて」に改め、「条例の規定」の下に「建築主事が第六条の二第一項各号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める規定を除く。）」を加え、同条第三項中「建築主事は」の下に「第一項ただし書の場合において第六条第一項の規定による確認申請書を受理したとき又は」を加え、「当該通知」を「当該申請又は通知」に改め、同条第四項中「尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽」に改める。

第九十九条第一項第二号中「第七条の二第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(小規模木造建築士の名称使用に關する経過措置)

2 この法律の施行の際現に小規模木造建築士又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後の建築士法第三十四条の二第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に改正前の建築士法第四條の免許を受けている者に対する免許の取消しその他の懲戒処分又は同法第二十三條第一項の登録を受けている者に対する登録の取消しその他の監督処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。(罰則に關する経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、確認に係る建築物が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合においてはこの限りでない。

第七條第二項中「基く」を「基づく」に改め、「條例の規定」の下に「(建築基準法(昭和二十五年法律第百号)第六條第三項の規定により建築主事が同法第六條の二第一項各号に掲げる建築物の建築(同項第一号に掲げる建築物にあつては、新築に限る。)について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替へて適用される同法第六條第一項の政令で定める規定を除く。)」を加へ、「建築基準法(昭和二十五年法律第百号)」を「同法」に改める。

(土地家屋調査士法の一部改正)

6 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項ただし書中「建築士」を「一級建築士若しくは二級建築士」に改める。

7 不動産の鑑定評価に關する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第三号中「建築士事務所」の下に「(小規模木造建築士事務所を除く。)」を加へる。

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表中央建築士審査会の項中「二級建築士試験」を「建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)第二十八條に規定する一級建築士試験」に、「建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)」を「同法」に改める。

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(第九三六号)(第九七三号)

一、都市計画法に基づく線引き等の改廃に關する請願(第一〇五五号)

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(三二通)

請願者 千葉県市川市南八幡三ノ五ノ六 土屋光子 外九百九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇五五号 昭和五十八年二月二十八日受理
都市計画法に基づく線引き等の改廃に關する請願
請願者 大分県別府市山の手町六ノ二五 安永重利
紹介議員 衛藤征士郎君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一〇五七号 昭和五十八年三月一日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(三二通)

請願者 千葉県市川市南行徳二ノ二四ノ二 二 竹内圭子 外五百八十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一〇八号 昭和五十八年三月二日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願

請願者 千葉県市川市北國分三、五五七松 戸莊 崎山敏子 外二百九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一七六号 昭和五十八年三月三日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(三二通)

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(第一二三七号)(第一三三九号)

一、都市計画法に基づく線引き等の改廃に關する請願(第一四三三三号)

一、真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(第一四四五号)(第一四八五号)(第一五二七号)

第一二三七号 昭和五十八年三月四日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(二二通)

請願者 千葉県市川市北國分二ノ一一ノ一 八 野上タキ子 外五百八十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一三三九号 昭和五十八年三月五日受理
真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(二二通)

請願者 千葉県市川市新井一ノ一一ノ一一 岡崎貞夫 外五百六十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四三三三号 昭和五十八年三月七日受理
都市計画法に基づく線引き等の改廃に關する請願
請願者 沖繩県那覇市安里五一社団法人沖繩県宅地建物取引業協会会長 又 吉久正
紹介議員 稲嶺 一郎君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四三

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四八五号 昭和五十八年三月九日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願（三通）

請願者 千葉県市川市宮久保二ノ一九ノ一

二 伊藤住江 外八百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一五二七号 昭和五十八年三月十日受理

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願（三通）

請願者 千葉県市川市関ヶ島四ノ八 浅田

昭夫 外千八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。